【資料 5】

和光市こども計画

令和７年度～令和 11 年度

【案】

令和７年２月

和光市

はじめに

目次

第１章　こども計画の策定にあたって 1

第１節　こども計画の策定の背景 3
１．社会状況と国の動向 3
２．子ども・子育て支援事業計画からこども計画へ 4

第２節　こども計画の位置づけ 5
１．法的な位置づけ 5
２．他の計画との関係性 6

第３節　和光市こども計画の対象 8

第４節　こども計画の期間 9

第２章　基本理念 11

第１節　基本理念 13

第２節　基本的な視点 15

第３節　基本目標 16

第４節　和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携 17

第５節　計画の体系 18

第６節　ライフステージ表 20

第７節　成果指標 22

第３章　基本方針 23

基本方針１　こども・若者の意見表明・参画 25
基本施策 1-1　こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり 26
基本施策 1-2　地域の中での若者の主体的な参画 28
基本施策 1-3　多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり 31

基本方針２　こどもを守るセーフティネットの強化・支援 33
基本施策 2-1　困難を抱えたこどもへの支援 34
基本施策 2-2　こどもを守る地域づくり 38

基本方針３　こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の 環境づくり 43
基本施策 3-1　こども・若者の居場所づくり 44
基本施策 3-2　こどもの自主性と社会性を育む環境づくり 47
基本施策 3-3　こどもの心と体を育む健康づくり 50

基本方針４　安心・安全な 妊娠・出産・子育て支援の推進 ～わこう版ネウボラの充実～ 53
基本施策 4-1　妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化 54
基本施策 4-2　多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化 59

基本方針５　子育て家庭を支える 教育・保育サービス等の充実 63
基本施策 5-1　自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上 64
基本施策 5-2　多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進 66
基本施策 5-3　教育・保育等の基盤整備（第３期和光市子ども・子育て支援事業計画） 69
（１）教育・保育提供区域の設定 69
（２）教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 70
（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 70
（４）教育・保育の量の見込みと確保方策 71
（５）地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 79
（６）こども・子育て支援施設等利用給付の円滑な実施について 98

第４章　和光市のこども・子育て環境の現況 99

第１節　人口の状況 101
１．年齢３区分別人口の状況 101
２．出生の状況 102
３．就学前児童人口の状況 103
４．小学生年代人口の状況 104
５．中高生年代人口の状況 105
６．18～39 歳人口の状況 106

第２節　こども・子育て世帯を取り巻く状況 107
１．世帯数と平均世帯人員数 107
２．６歳未満のこどもがいる世帯の状況 108
３．18 歳未満のこどもがいる世帯の状況 108
４．婚姻・離婚 109
５．ひとり親世帯の状況 109
６．女性の労働の状況 110
７．障害児数の推移 110
８．生活保護の受給状況 111
９．虐待通報件数 111

第５章　こども・若者の意見聴取 113

第１節　こども・若者対象アンケート調査 115
１．調査の目的 115
２．調査の概要 115
３．小中学生対象アンケート調査の分析（概要） 116

（１）居場所の多様化 116
（２）さびしいと思うことがあるか 118
（３）スマートフォンの普及 119
（４）スマートフォンの使用時間と就寝時間の関係 121
（５）今の生活に対して楽しいと感じるか 122
（６）まわりの人から認められていると思うか 123
（７）和光市はくらしやすいか 124
４．若者対象アンケート調査の分析（概要） 125
（１）自宅以外で居心地が良い場所はどこか 125
（２）今の生活に対して、楽しいと感じるか 126
（３）今悩んでいること 126
（４）悩みを相談する人 127
（５）和光市は暮らしやすいと思うか 127
（６）市の事業や地域活動等への参加意向 128

第６章　住民アンケート調査からみた 和光市の現状 129

第１節　住民アンケート調査 131
１．調査の目的 131
２．調査の概要 131

第２節　住民アンケート調査の分析（概要） 132
１．妊婦調査 132
（１）相談支援体制 132
（２）必要な子育て支援 134
（３）妊娠や出産で困ったこと 135
２．就学前児童の保護者調査 136
（１）子育ての孤立化 136
（２）ネウボラ拠点※ 136
（３）子育て世帯の就労の状況 137
（４）育児休業の取得状況 138
（５）病児・病後児保育、一時預かり 139
（６）保育の受け皿 140

第７章　こども計画の推進に向けて 141

第１節　計画の推進 143
１．計画の策定体制 143
２．計画の推進体制 143
３．計画の進行管理 144

第８章　資料編 147

第１節　教育・保育施設等の設置状況 149
１．教育・保育施設等の配置マップ 149
２．教育・保育施設等一覧 150

第２節　地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)の設置状況 152
１．地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)の配置マップ 152
２．地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)一覧 153

第３節　放課後の居場所の設置状況 154
１．放課後の居場所の配置マップ 154
２．放課後の居場所一覧 155

第４節　公園・児童センター・児童館・公民館等の設置状況 157
１．公園・児童センター・児童館・公民館等の配置マップ 157
２．公園・児童センター・児童館・公民館等一覧 158

第５節　計画の策定経過 161
１．和光市子ども・子育て支援会議 161
２．基礎調査、パブリック・コメント等 163

第６節　和光市子ども・子育て支援会議委員名簿 165

第７節　用語の説明 166

第１章　こども計画の策定にあたって

第１節　こども計画の策定の背景

１．社会状況と国の動向

我が国では、長年にわたる少子高齢化が深刻な課題となっています。

厚生労働省が発表した令和５年の人口動態統計によると、日本の合計特殊出生率（１人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は 1.20 まで低下し、年間出生数は 72 万 7,288 人であったことが報告され、人口減少が加速しています。

こどもや子育て家庭を取り巻く環境では、児童相談所における虐待相談対応件数は全国的に右肩上がりで増加する等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。また、世帯の経済的な困窮がこども世代に影響を及ぼす「貧困の連鎖」が社会の大きな課題になる等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした状況に対し、国は、令和５年４月１日に「こども家庭庁」を発足させ、少子化対策や子育て支援、いじめ等複数省庁にまたがっていたこどもを取り巻く課題に一元的に取り組む体制を整備しました。「こども家庭庁」は、こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心になってつくってきた社会を「こどもまんなか」社会へとつくり変えていくための司令塔として機能することが期待されています。

また、「こども家庭庁」の発足と同日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。同法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の指針にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

さらに、令和５年 12 月にはこども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定しました。

こども大綱では、こどもや若者、子育て当事者の視点や意見を尊重し、ライフステージごとに切れ目のない支援を目指すことや、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化、こどもや若者の権利の保障等の基本的な方針を掲げ、こども施策を関係機関と連携して総合的に推進することとしています。

２．子ども・子育て支援事業計画からこども計画へ

市の総人口は長期的には増加傾向であり、令和６年には８万４千人を超えました。人口増加の主な要因として、転入者数が転出者数を上回る社会増があげられますが、一方で年少人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

また、市の出生数は、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から減少傾向で推移し、全国水準を下回っています。

市では、令和２年３月に「第２期和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を基本理念として、こども・子育て支援に関する各種事業に取り組んできました。特に、保健、医療、福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一環として、こども家庭センターの前進となる「わこう版ネウボラ」を確立し、推進してきました。

わこう版ネウボラは、地域の子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の交付、妊娠期から出産・子育てに関する相談・支援を母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーが一貫して行う仕組みです。

その間、急激に増加する待機児童対策として基盤整備を進めた結果、待機児童数は減少したものの、コロナ禍の影響により、地域の見守りや交流が途絶えコミュニティがより一層希薄化したほか、こどもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変容しました。また、育児休業の利用拡大、テレワークの普及等、保護者の働き方も急激に変化しました。

そこで、現行の「第２期和光市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受け、子ども・子育て支援会議においてこれまでの計画に基づく市の取組を評価・検証するとともに、国や県の動向、社会情勢を鑑み、またこどもの権利保障やこどもの意見聴取が重要であること等の議論が交わされました。

そこで、市は、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図り、全てのこども・若者、子育て当事者がウェルビーイング※1な状態で生活を送ることができる環境を創出するために「和光市こども計画」として策定することとしました。

こども計画では、こどもの権利保障を明確にするとともに、こどもの意見を聴取・反映して、こどもにフィードバックする新たな仕組みを構築していきます。また、わこう版ネウボラの仕組みを継承しつつ、これまで設置していた児童相談の窓口である「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の機能を一体化して、関係機関と連携する「総合こども家庭センター」を設置し、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化やコロナ禍の影響により新たに生じている課題にも迅速に対応していきます。

---

[1] ウェルビーイング：こども家庭庁では、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）のなかで、「ウェルビーイング」は身体的、精神的、社会的に幸せな状態にあることとしています。

第２節　こども計画の位置づけ

１．法的な位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第２項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。さらに、次の法令等に基づく各種計画は、本計画に包含するものとしています。

なお、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第２項に基づく「こどもの貧困解消対策計画」は、和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画に包含していることから、当該計画との整合性を図って推進していきます。

また、少子化対策については、少子化社会対策基本法第７条第１項に基づき、市の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」や、市の関連計画である「男女共同参画わこうプラン」等との連携を図りながら、本計画に定める各種施策を総合的に推進することにより、結婚、妊娠、出産、こども・子育てに温かい社会の実現を目指すこととしています。

本計画の策定にあたっては、こども大綱及び埼玉県こども・若者計画を勘案するとともに、本市独自の施策を盛り込んだ計画としています。

【本計画との関連計画】

○ 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条）　包含
○ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第８条第１項）　包含
○ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第９条）　包含
○ 自立・促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条）包含
○ 母子保健計画（厚生労働省通知　母子保健計画策定指針）　包含
○ こどもの貧困解消対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第２項）　整合・連携

■参考：こども基本法　第 10 条抜粋■

（都道府県こども計画等）
第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
３　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
５　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

2．他の計画との関係性

本計画は、市の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」及び地域福祉の理念計画である「第四次和光市地域福祉計画（中間見直し）」に掲げる理念や基本方針を反映した、こども分野の総合的な計画として位置付けます。

そのほか、第七次障害者計画・第７期障害福祉計画、第９期長寿あんしんプラン、第二次健康わこう 21・第三次食育推進計画、第２期和光市自殺対策計画等の関連計画との連携・整合性を図り、関連施策等を参照又は本計画において補完することにより、各基本方針に掲げる各施策を展開していきます。

■本計画とその他計画との関係■

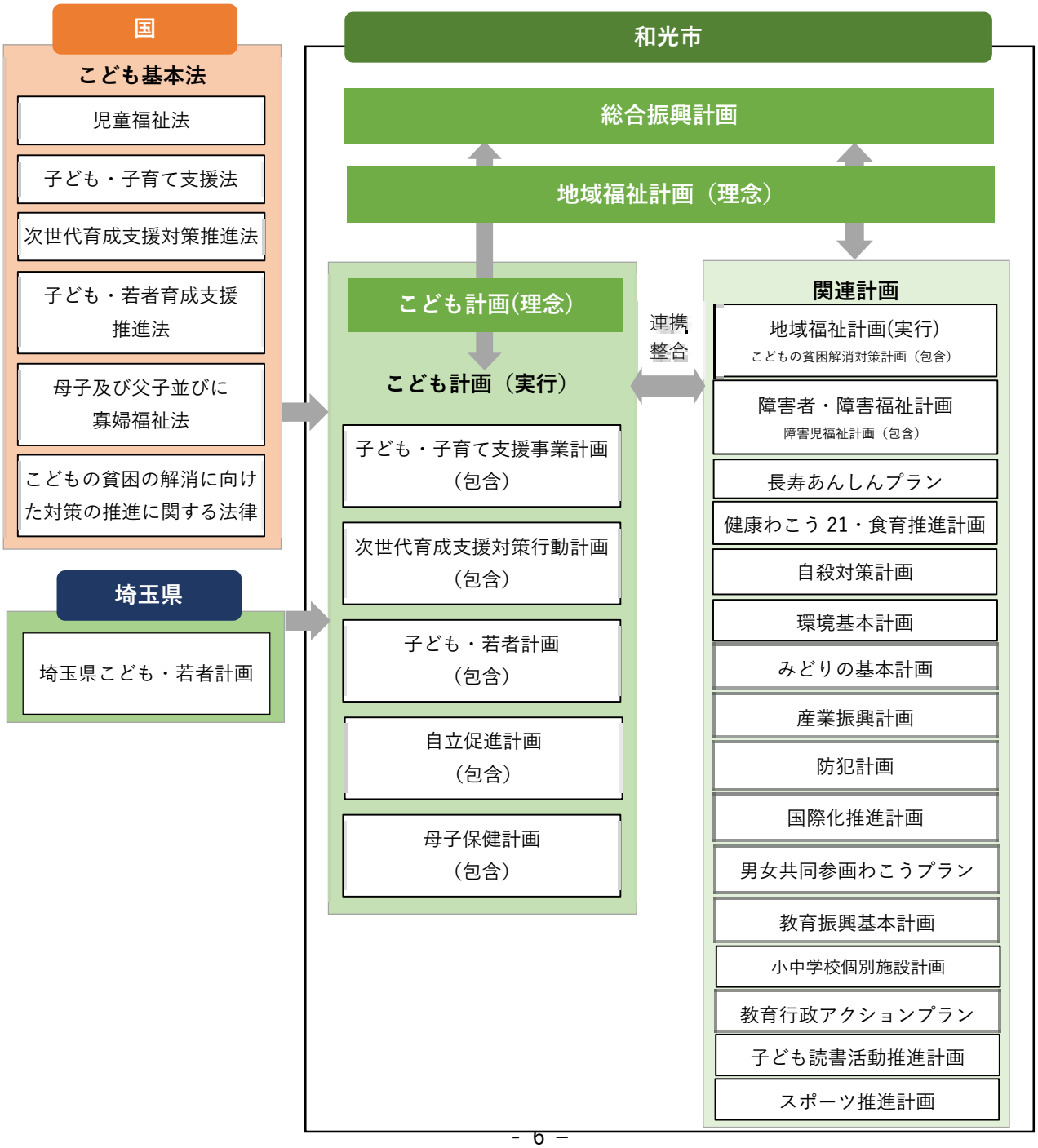

■（参考）福祉行政に係る各種計画の相関図■

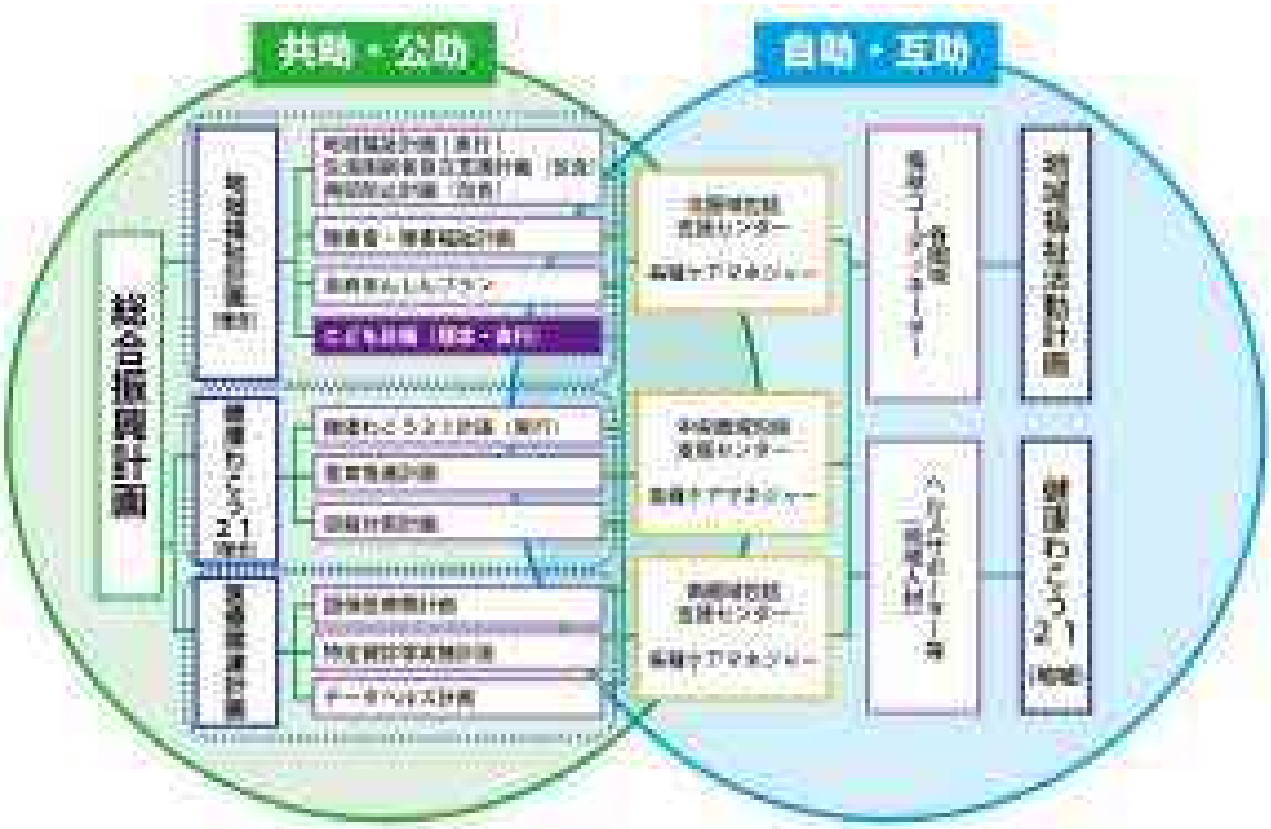

上の図は、各領域における理念計画である地域福祉計画、健康わこう 21 計画、医療関係計画と領域別の個別計画が連携するとともに、福祉・保健・医療の各領域における理念計画が相互に連携することで、関係する計画の施策全てが効果的に機能することを表しています。

資料：第四次和光市地域福祉計画中間見直しをもとに作成

第３節　和光市こども計画の対象

本計画の対象は、法令や様々なこどもに係る計画を包含・連携することも踏まえ、支援の必要な人において、一定の年齢で支援が途切れることなく切れ目ない支援をしていく考えのもと、全てのこどもと妊娠期からの子育て家庭を対象とします。

こども基本法第２条において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、こども大綱の注釈において、概ね 30 歳未満とされています。「若者」については、こども大綱では、思春期・青年期を対象としています。

そのため、本計画におけるこどもの範囲も 0 歳から概ね 30 歳未満とします。また、思春期、青年期の全体を明確にしたい場合には、「若者」を用います。

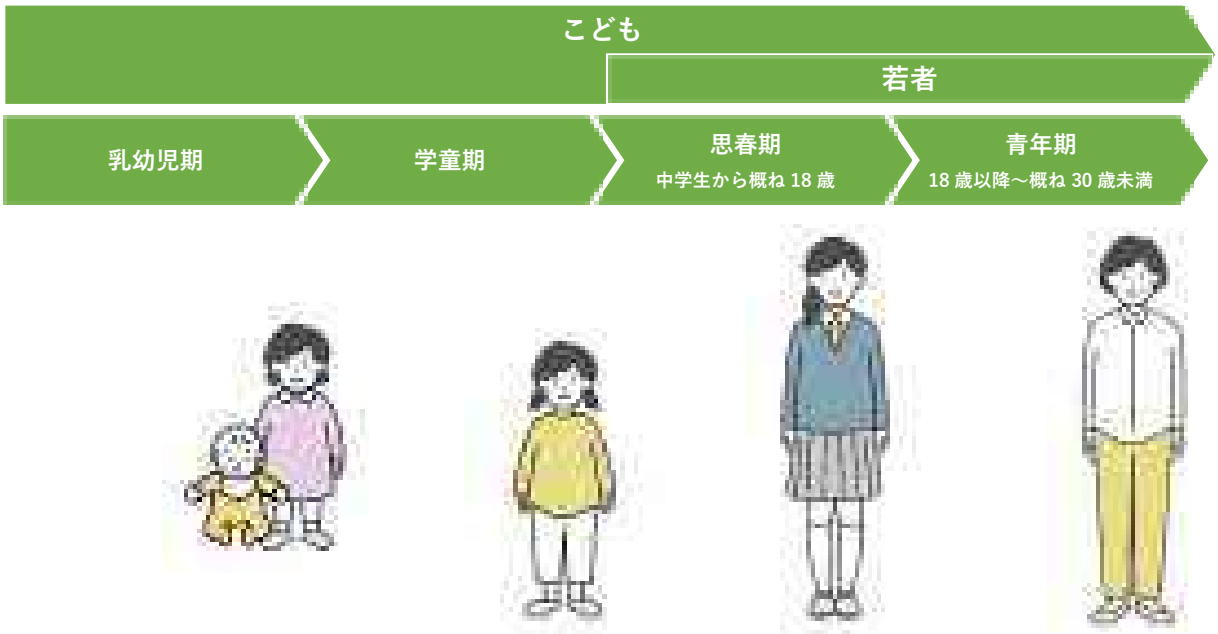

第４節　こども計画の期間

本計画は、令和７年度から令和 11 年度までの５か年を計画期間とします。
また、本計画の内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間■

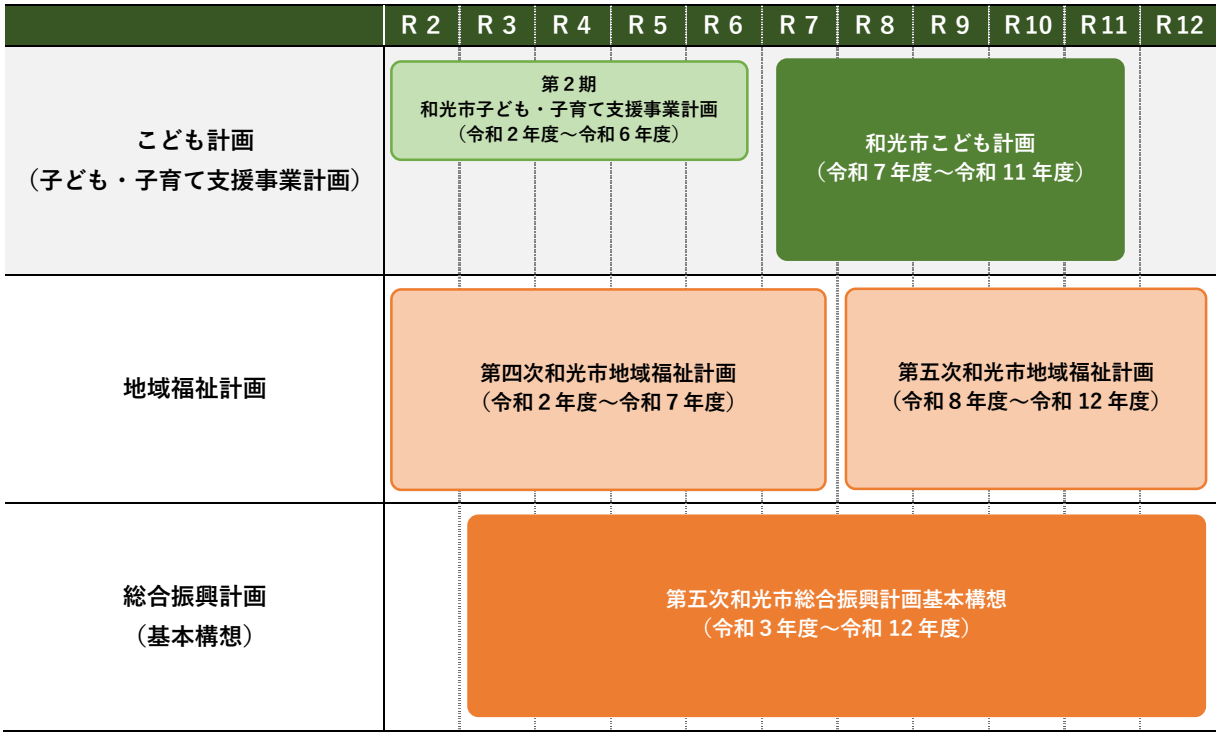

第２章　基本理念

第１節　基本理念

■基本理念■

こどもが幸せを感じ
地域みんなで幸せを実感できる
「こどもまんなか」和光

こどもの権利条約にあるように、こどもは権利の主体です。こどもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりすることは、こどもや家庭、その周囲だけの問題ではなく、地域社会全体の責任です。日常生活の中で、常にこどもの権利が保障され、全ての市民がこどもと共に地域社会をつくるという文化の創造が必要です。

本計画における「こども」は、これまでの「こどもは地域社会において大人から守られる受動的な存在」というだけではなく、「こどもも地域社会の一員として権利をもつ主体」であるという考え方に改めます。本計画は、こどもも大人も互いに尊重され、互いを理解し、共に成長していける地域社会をつくることを明確にした計画です。こどもを権利の主体として認識し、こどもの最善の利益を最優先に考える「こどもまんなか」の社会を実現することを目指します。

こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光。それは、「こどもが常に今幸せであること」、「こども一人一人が尊重され、大切にされながら、ありのままの自分を受け入れることができること」「こどもが生まれ育った環境に左右されずにひとしく成長できること」、「こどもが安心できる居場所があること」、また「子育て家庭にとっても安心して楽しく子育てができること」、そして「地域社会がこどもや子育て家庭の支えになり、こどもや子育て家庭がいることによって活気がわき、喜びを感じられること」、そのような社会です。

本市では、こどものあるべき姿を象徴した『**こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光**』を基本理念とし、全てのこども・若者、子育て家庭を支えていきます。

こども一人一人が
尊重される
地域が
こどもの支えになり
地域も
こどもがいることに
喜びを感じられる
こどもが安心できる
居場所がある
子育て家庭が
楽しく安心して
子育てができる
こどもが
生まれ育った環境に
左右されずにひとしく
成長できる
こどもが幸せである
こどもが幸せを感じ
地域みんなで幸せを実感できる
「こどもまんなか」和光

第２節　基本的な視点

本計画の基本理念は、全てのこどもの権利が保障され、こどもの基本的な人権が守られること、そこからこどもの最善の利益が保障されることを前提として和光市の全てのこども及び子育て家庭が身体的･精神的･社会的に幸せな生活を送ることができる和光市の将来像を表したものです。

しかし、様々な世帯状況や社会情勢の変化等を背景にして、こどもにとって不適切な養育環境が生み出され、その結果、児童虐待、こどもの貧困、いじめ、自殺等、こどもの権利が保障されない実態があります。

こども・若者を権利の主体として認識すること、その多様な人格・個性を尊重すること、権利を保障すること、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが重要です。

そのためには、こどもの権利条約の示す「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」の４つの原則が社会に広がり、守られることが大切です。

和光市は、この４つの原則を基本的な視点とし、施策を展開していきます。

■こどもの権利４原則■

差別の禁止

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

生命、生存及び発達に対する権利

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

こどもの最善の利益

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。

こどもの権利条約

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中全てのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

1989 年 11 月 20 日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は 196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

こどもの権利条約は、こども（18 歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもが大人と同じように、一人の人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利等、世界のどこで生まれてもこどもたちがもっている様々な権利が定められた、この条約が採択されてから、世界中で、多くのこどもたちの状況の改善につながってきました。

第３節　基本目標

本計画の推進を通じて和光市が目指す、「ありたい姿」「あるべき姿」として以下の４つの基本目標を定めます。

こどもにとって、「今」が大切であり、こどもは「今」を生きています。こどもにとっての数年後はまた別のステージへと変わっています。こどもの「今」をウェルビーイングな状態とし、こども・若者、子育て家庭、地域にとって、「今」のウェルビーイングな状態の積み重ねが目指すべき姿となるよう、和光市は以下の４つを基本目標とします。

■基本目標■

今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる

【目指す姿】

こどもの権利が保障され、こども一人一人が日常生活や地域の中で安心できる居場所をつくります。こどもが安心して意見を表明し、自分らしさを肯定され、周囲に受け入れられているとこどもが実感できる社会を目指します。

今、こどもが主体的に健やかに成長できる

【目指す姿】

こどもが自身の権利を認識し、こどもが主体となり成長することを支援します。こどもが、自分自身を大切にし、心身ともに安心・安全に暮らすことができる社会を目指します。

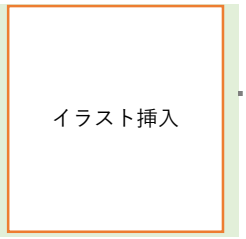

今、子育てが楽しいと感じる

【目指す姿】

妊娠期からこどもが自立するまでの全ての子育て家庭が、地域の中でつながりながら、楽しく居心地がよく暮らすことができる社会を目指します。

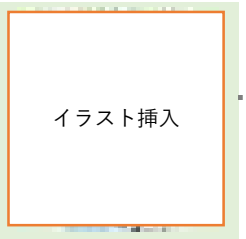

今、こどもを支える地域社会がある

【目指す姿】

地域が、こどもは地域社会を形成する一員であり、その主体であることを認識して、地域でこどもを支える社会を目指します。

第４節　和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

令和４年の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）により、従来の母子保健に関する各種相談や事業を行う「子育て世代包括支援センター」と児童及び妊産婦の福祉に関する必要な指導・支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」が創設されました。

和光市では、従来のわこう版ネウボラを基盤に、現在のネウボラ課と子ども家庭支援課に総合こども家庭センターを設置し、各課の役割をしっかりと担うとともに、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、そしてこどもに対し、切れ目なく、漏れなく支援をしていきます。

■和光市総合こども家庭センターのイメージ■

第５節　計画の体系

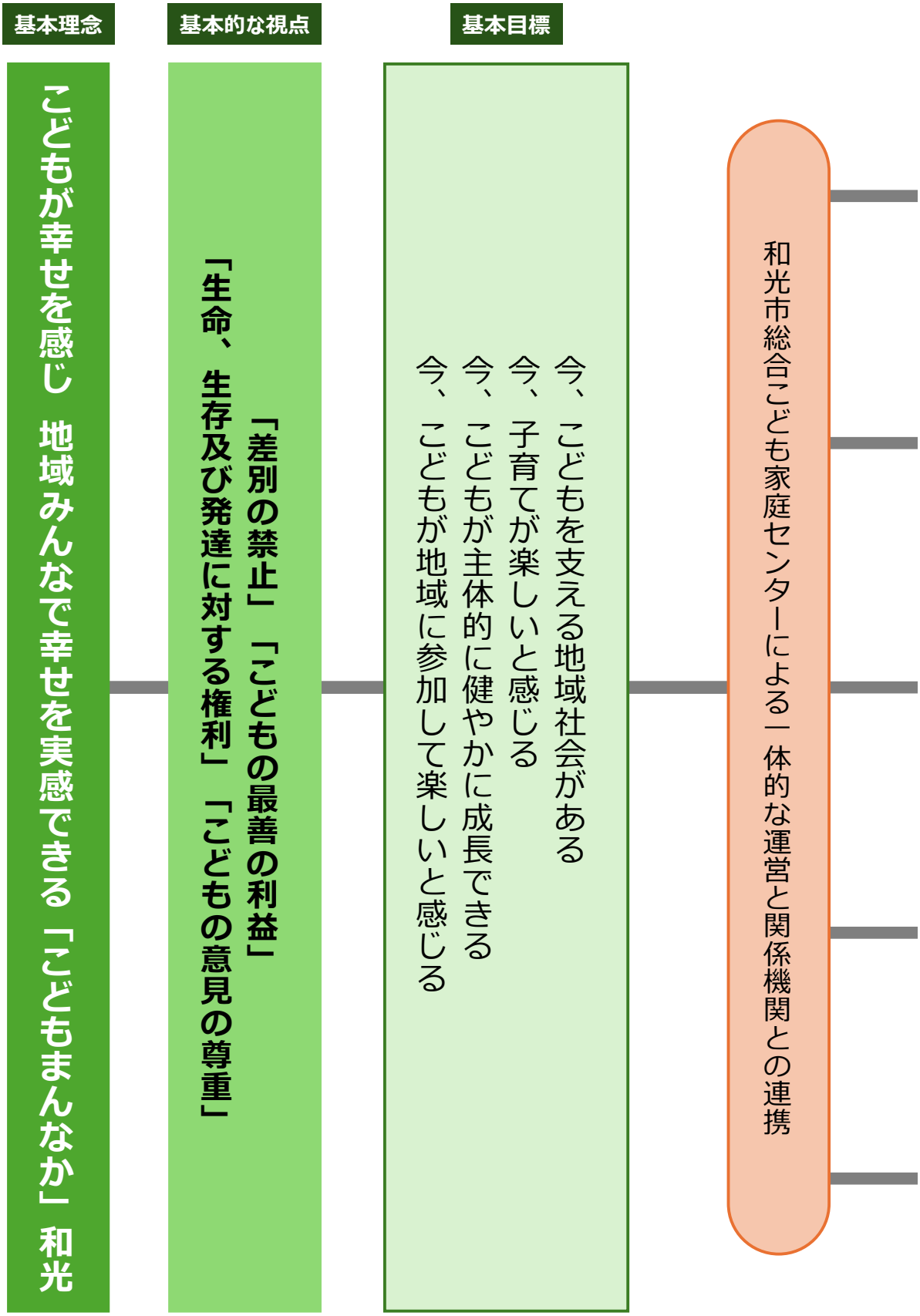
基本理念
こどもが幸せを感じ　地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光
基本的な視点
「差別の禁止」「こどもの最善の利益」
「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」
基本目標
今、こどもを支える地域社会がある
今、子育てが楽しいと感じる
今、こどもが主体的に健やかに成長できる
今、こどもが地域に参加して楽しいと感じる
和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

基本方針	施策	
基本方針１ こども・若者の 意見表明・参画	1-1	こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり
	1-2	地域の中での若者の主体的な参画
	1-3	多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり
基本方針２ こどもを守る セーフティネットの強化・支援	2-1	困難を抱えたこどもへの支援
	2-2	こどもを守る地域づくり
基本方針３ こどもが健やかに育つ 「こどもまんなか」の環境づくり	3-1	こども・若者の居場所づくり
	3-2	こどもの自主性と社会性を育む環境づくり
	3-3	こどもの心と体を育む健康づくり
基本方針４ 安心・安全な 妊娠・出産・子育て支援の充実 ～わこう版ネウボラの充実～	4-1	妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化
	4-2	多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化
基本方針５ 子育て家庭を支える 教育・保育サービス等の充実	5-1	自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上
	5-2	多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進
	5-3	教育・保育等の基盤整備 （第３期和光市子ども・子育て支援事業計画）

第６節　ライフステージ表

第７節　成果指標

	基本方針	成果指標	現状値	目標値（R11）	目指す状態
1	基本方針１ こども・若者の意見表明・参画	市がこども・若者の意見を聴いて実施した事業数	中間見直しで設定	中間見直しで設定	こども・若者と共に考え、市の事業を推進している。
2		まわりの人から認められていると回答する小中学生の割合	小学４年生　79.7% 中学１年生　78.1%	小学４年生　85.0% 中学１年生　85.0%	こどもが、日頃から自分の意見を尊重されていると感じている。
3		和光市の事業や地域活動等に参加している若者の割合	中間見直しで設定	中間見直しで設定	若者が、地域活動に力を発揮している。
4		将来の夢や目標を持っていると回答する小中学生の割合	小学４年生　89.5% 中学１年生　79.0%	小学４年生　90.0% 中学１年生　85.0%	こどもが、将来に向かって夢や希望を持っていると感じている。
5		自分にはよいところがあると回答する小中学生の割合	小学４年生　82.1% 中学１年生　77.9%	小学４年生　85.0% 中学１年生　80.0%	こどもが自身のよいところを知っている。
6	基本方針２ こどもを守るセーフティネットの強化・支援	和光市はくらしやすいと回答する小中学生の割合	小学４年生　94.9% 中学１年生　95.5%	小学４年生　98.0% 中学１年生　98.0%	こどもが、安心して暮らすことができている。
7		悩みを相談できる人がいないと回答する小中学生の割合	小学４年生　13.0% 中学１年生　19.2%	小学４年生　10.0% 中学１年生　16.0%	こどもが、悩みを相談できる人がいると感じている。
8		悩みを相談できる人がいないと回答する若者の割合	8.3%	5.0%	若者が、悩みを相談できる人がいると感じている。
9		学校等とのヤングケアラーについて情報共有会議を開催した回数	0 回	12 回	ヤングケアラーを早期に把握する体制が整っている。
10	基本方針３ こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり	いごこちがいい、安心できる、ここにいたいという場所があると回答する小中学生の割合	小学４年生　98.2% 中学１年生　96.9%	小学４年生　100.0% 中学１年生　100.0%	こどもが、心から安心して居られる場所があると感じている。
11		自宅以外で、いごこちがいい場所があると回答する若者の割合	85.6%	90.0%	若者が、自宅以外で安心して居られる場所があると感じている。
12		今の生活が楽しいと回答する小中学生の割合	小学４年生　90.6% 中学１年生　91.8%	小学４年生　95.0% 中学１年生　95.0%	こどもが、今の生活を楽しいと感じている。
13		今の生活が楽しいと回答する若者の割合	96.1%	100.0%	若者が、今の生活を楽しいと感じている。
14		児童センター・児童館を利用する中高生の人数	13,810 人	19,000 人	児童センター・児童館が中高生の居場所の一つとなっている。
15	基本方針４ 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進	子育てを楽しいと感じることの方が多いと回答する保護者の割合	69.4%	75.0%	保護者が、子育てを楽しいと感じている。
16		子育てについて相談できる人や場所があると回答する保護者の割合	88.1%	90.0%	保護者が、安心して子育てについて相談できる人や場所があると感じている。
17		和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合	35.8%	50.0%	保護者が、安心して子育てができている。
18		乳幼児健康診査の未受診率	3.3%	3.0%	こどもが健やかに成長できている。
19	基本方針５ 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合（再掲）	35.8%	50.0%	保護者が、安心して子育てができている。
20		民間保育施設等における１施設あたりの平均指摘件数	3.0 件	2.0 件	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。
21		園生活において、こどもが大切にされていると回答する保護者の割合	87.6%	90.0%	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。

第３章　基本方針

基本方針１
こども・若者の意見表明・参画

こどもは、一人一人が権利の主体であり、共に社会をつくるパートナーです。こどもの自己肯定感の向上とより良い施策の実現には、こども・若者の意見を聴き、こども・若者と一緒に社会をつくるという文化が必要です。

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重します。さらに、こども・若者の視点に立ち、こども・若者が主体的に社会参画できる環境づくりを行うとともに、こども・若者の意見を尊重したまちづくりを推進します。

■基本方針１の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
市がこども・若者の意見を聴いて実施した事業数	▶	こども・若者と共に考え、市の事業を推進している
まわりの人から認められていると回答する小中学生の割合	▶	こどもが、日頃から自分の意見を尊重されていると感じている
和光市の事業や地域活動等に参加している若者の割合	▶	若者が、地域活動に力を発揮している
将来の夢や希望を持っていると回答する小中学生の割合	▶	こどもが、将来に向かって夢や希望を持っていると感じている
自分にはよいところがあると回答する小中学生の割合	▶	こどもが自身のよいところを知っている

基本施策 1-1　こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

市の課題

- 市の施策等においてこども・若者の意見を聴く機会が少ない現状です。
- こども・若者の地域での活動の場が少ないことや、市の施策等の認知度は、知る機会が少ないこと等から低くなっています。
- 市における若者の交流・活動の場が少ない現状です。
- こども・若者が、日常的に自分の意見や考えを聴いてもらえていると実感できることは、自己肯定感の向上や、社会参画の土台となります。そのため、こども・若者の意見を聴き、その結果をフィードバックすることが必要です。

こども･若者の声

- こどもワークショップに参加して楽しかったです。（小学生）
- こどもワークショップみたいな意見が言える場にまた参加したいです。（中学生）
- もっと、若者に対する意見を聴いてください。（大学生）
- 若者が参加できる場や、選挙の日程等をもっと広く宣伝してほしいです。（大学生）

施策の方向性

- こども・若者が安心して意見を表明することができる場や機会をつくり、その意見を市政に反映し、その結果をこどもたちに分かりやすい形でフィードバックしていきます。
- こども・若者の意見を聴き、こども・若者と一緒に社会をつくるという文化を醸成します。
- 若者と社会をつなぐ取組や、地域の活動団体等との連携を行い、若者が自分らしく主体的に地域と関わることができる仕組みをつくります。
- 市の合議体においてこども・若者を登用できる仕組みをつくり、地域への参加意欲がある若者を後押しする場や機会を充実させます。

主な取組

■意見表明しやすい環境づくり■

事業名	事業概要	担当課
こども・若者部会	子ども・子育て支援会議において、こども・若者部会を設置し、こども・若者が参画し、その意見が反映される仕組みをつくります。	子ども家庭支援課
こどもワークショップ	市の様々な施策において、こどもの意見を聴くワークショップを開催します。またその意見に対し、フィードバックを行います。また、多様な背景をもつこどもたちがいることを配慮し、実施します。	全
こども・若者の市民参加の推進	市の合議体における若者登用を推進し、市民参加の手法において、こども・若者の意見を聴く取組を行います。	企画人権課
こども・若者の市民協働の推進	庁内の市民協働において、こども・若者の参画を推進します。	市民活動推進課
選挙啓発	市民まつりや二十歳を祝う会において、選挙に関するクイズの出題や啓発品の配布を行い、選挙への関心や知識の向上を図ります。	選挙管理委員会事務局
青少年相談員	若者（高校生から 39 歳以下）が青少年相談員となり、主体的に企画をし、社会へ参画する機会を提供します。	スポーツ青少年課
ボランティアの育成	和光市社会福祉協議会が事業運営を行う和光市ボランティアセンターにおいて、夏休み期間中のボランティア体験プログラムの実施等により、ボランティアとしての活動が期待される人材の発掘と経験や知識を地域に活かせるよう支援を行います。	地域共生推進課

基本施策 1-2　地域の中での若者の主体的な参画

市の課題

- 学齢期を終えた若者は、行動範囲が広がり大きく環境が変化し、地域社会とのつながりが希薄化する傾向にあります。また、地域の中で若者が主体的に参画できる場が少なくなります。
- ワーク・ライフ・バランスや働くことに対する価値観が多様化しています。働き方の多様な考えを受け止めた若者の自立支援や就労支援が必要です。
- 若者調査において、悩んでいることの一つとして勉強、就職や仕事のことが多くなっていいます。
- 市の施策等の関心度が低い傾向がみられることから、若者に届くより効果的な広報が必要です。

こども・若者の声

- 若者向けのイベントを開催してください。（高校生）
- 若者を巻き込んだ地域活動でまちを活性化してほしいです。（大学生）
- 地域のイベントに参加する機会がないので、もっと積極的に宣伝してほしいです。（大学生）

施策の方向性

- 若者と社会をつなぐ取組や、地域の活動団体等との連携を行い、若者が自分らしく主体的に地域と関わることができる仕組みをつくります。（再掲）
- 市の合議体においてこども・若者を登用できる仕組みをつくり、地域への参加意欲がある若者を後押しする場や機会を充実させます。（再掲）
- 次世代を担う若者の学びの機会を充実し、若者を中心とした勤労者のスキルアップを図り、若者の就労や生活の安定化を図ります。
- 和光市商工会等と連携し、若者のチャレンジや創業の希望を叶える支援を図ります。
- ふるさとハローワーク等と連携し、若者が気軽に就労相談を受ける相談体制を充実させ、若者一人一人にあった就労支援を図ります。
- 若者に向けた市の施策や文化、イベント情報等をより効果的な手法で発信していきます。

主な取組

■こども・若者参画のための体制づくり■

取組内容	概要	担当課
こども・若者部会（再掲）	子ども・子育て支援会議において、こども・若者部会を設置し、こども・若者が参画し、その意見が反映される仕組みをつくります。	子ども家庭支援課

■若者の社会参画と自立支援■

取組内容	概要	担当課
成人式企画	新成人で構成する成人式実行委員会の企画・運営による式典を開催することで成人としての自覚を醸成します。	生涯学習課
青少年育成推進員会講習会の実施	青少年育成推進員に対し、青少年期の、家庭でできる教育についての講習会を実施します。	スポーツ青少年課
青少年相談員（再掲）	若者（高校生から 39 歳以下）が青少年相談員となり、主体的に企画をし、社会へ参画する機会を提供します。	スポーツ青少年課
児童センター事業	複合施設としての利点を生かし、児童センターにおいて、こども・若者がイベント等の企画運営に参画する機会を推進し、こども・若者の意見を聴き、イベントを実施します。	保育施設課
わこらぼまつりの企画・運営	こども・若者を含めた多世代の市民と市民活動団体等が参加し、市と協働でまつりを企画・運営していきます。	市民活動推進課
勤労青少年ホーム講座	市内の 35 歳以下の勤労者を主な対象に、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、勤労者の健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課
勤労福祉センター講座（アクシス）	市内在住・在勤の方を主な対象に、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、勤労者の健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課
勤労感謝ウィーク･イベント	勤労福祉センターの認知度を高め、勤労者とその家族等の余暇の充実、健康増進のために、勤労感謝の日にレクリエーションや健康増進を図る講座等を実施します。	産業支援課
創業セミナー	和光市商工会、日本政策金融公庫との共催により、起業を志す方や創業後間もない方を対象とした、創業セミナーを開催し、和光市でチャレンジしたいという創業者の機運向上を図ります。	産業支援課
若者の就労支援	ふるさとハローワークと連携し、職業の相談や紹介、求人の情報等を提供し、若者の就労支援に取り組んでいきます。	産業支援課
インターンシップ実習	学生の専攻や職業選択に活かすための就業体験研修として、インターンシップ実習を実施し、多くの学生に実践的な就業体験の機会を提供します。	職員課
福祉教育実践	社会福祉協議会や福祉施設と連携し、学校等で福祉を学ぶ機会の提供や交流事業、職場体験事業として、こども・若者等を受け入れ、学習機会の充実や福祉施設と地域をつなぐ支援を行います。	地域共生推進課

意見はここに反映！

■若者への発信■

取組内容	概要	担当課
こども・若者に向けた広報	こども・若者の市への関心を高め、若者の参画を推進するため、SNS の活用やホームページの作成等、こども・若者にとって魅力的な広報を発信します。	秘書広報課

意見はここに反映！

基本施策 1-3　多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり

市の課題

- こども・若者が抱える悩みは、友人関係、親子関係、将来の不安だけでなく、学校や家庭、性的嗜好、ジェンダー等多岐にわたり多様化・複雑化しています。
- 生きづらさを感じるこども・若者の中には、問題が複雑化していることもあり、本人だけでは解決が難しいケースもあります。
- こども・若者がもつ多様な背景によらず、こどもの権利が保障されなければなりません。
- ひとり親家庭等のこどもの中には、経済的な理由で学習環境に課題を抱えていることがあります。

こども･若者の声

- 同性愛も普通の恋愛です。（中学生）
- こどもだってつらいことがあるので、いつでも相談できる場所がほしいです。（小学生）
- 不安になったら、カフェのような居場所になるところがあれば嬉しいです。（大学生）

施策の方向性

- こども・若者が抱える多様な悩みに、本人や身近な地域が気づき、寄り添いながらサポートにつなげられるネットワークづくりに取り組みます。
- こども･若者の多様な背景に応じて必要な支援が受けられるような相談･支援体制を整えます。
- ひとり親家庭等のこどもが、経済的状況に左右されることなく学習機会が充実し、こどもが進学等の将来をイメージした進路選択ができるような環境をつくります。

主な取組

■こども・若者の相談の場の確保■

取組内容	概要	担当課
総合こども家庭センター（こどもからの相談）	こどもの相談の場として、総合こども家庭センターにおいて、こどもからの相談を受け付けます。また必要時、関係機関との連携をとり、こどもの最善の利益のため支援をしていきます。	子ども家庭支援課
教育支援センターによる相談支援	学校及び関係機関との綿密な連携体制を構築し、教育支援センターにおいて、相談を希望する保護者や児童生徒等に対し、教育支援センターでの面談や電話相談、学校訪問等の対応を行います。	学校教育課
学校教育相談	小・中学校相談室において、教育相談員等、中学校にはさわやか相談員を配置し、児童生徒の相談支援を行います。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制の確保を図ります。	学校教育課
適応指導教室	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、教育支援センター及び公民館において学習の援助等を行います。該当校と適応指導担当が情報共有を密に行い、社会的自立や学校に復帰することを目指します。	学校教育課 生涯学習課
学童、児童センター・児童館等による相談支援の強化	子育て世代包括支援センター等と連携し、利用する児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応します。	保育施設課
若者の相談窓口の充実	悩みや不安を抱える若者の相談窓口を明確にし、相談内容に応じて関係機関につなぐ等、相談体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課 地域共生推進課

意見はここに反映！

意見はここに反映！

意見はここに反映！

■外国にルーツがあるこどもの支援・体制づくり■

取組内容	概要	担当課
外国籍の児童生徒への日本語学習支援	日本語の指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導員を配置します。	学校教育課
やさしい日本語の推進	外国人住民が日常生活に必要な行政情報を受け取れるよう、やさしい日本語での情報提供方法を庁内に周知し、誰もが行政サービスを受けられる体制を整えるよう働きかけます。	企画人権課

■学習支援■

取組内容	概要	担当課
学習支援	生活困窮世帯の小学４年生から小学６年生の児童、中学１年生から中学３年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	地域共生推進課

基本方針２
こどもを守るセーフティネットの強化・支援

市はこれまでも、こどもの権利が保障され、こどもの最善の利益が保障された権利擁護の取組を推進してきました。

一方で社会において、核家族の増加に代表される世帯構造の変化や、地域のつながりの希薄化等に伴う、こども・若者の孤独・孤立や、ヤングケアラーの存在が顕在化しています。また、市の児童虐待通報件数は令和５年度（2023 年度）に 117 件にのぼり、コロナ禍以降も新型コロナ感染症拡大前の水準に戻らずに、その背景も多様です。

いじめや虐待、こどもの貧困、こどもが望まない不登校やひきこもり、ヤングケアラー等、困難な状況におかれるこども・若者も増加しています。また、近年こども・若者が巻き込まれる犯罪やハラスメント等のトラブルも増加しています。

将来を担う全てのこども・若者の権利を保護し、こども・若者が安心、安全を感じられるまちづくりを推進します。また、事故や犯罪等の危険からこども・若者の命と権利を守るため、あらゆるセーフティネットの強化と支援を講じます。

■基本方針２の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
和光市はくらしやすい と回答する小中学生の割合	▶	こどもが、安心して 暮らすことができている
悩みを相談できる人がいない と回答する小中学生の割合	▶	こどもが、悩みを相談できる人がいる と感じている
悩みを相談できる人がいない と回答する若者の割合	▶	若者が、悩みを相談できる人がいる と感じている
学校等とのヤングケアラーについて 情報共有会議を開催した回数	▶	ヤングケアラーを早期に把握する 体制が整っている

基本施策 2-1　困難を抱えたこどもへの支援

市の課題

- 虐待通報件数はコロナ禍において増加し、いじめ、虐待、こどもの貧困、こどもが望まない不登校やひきこもり、ヤングケアラー等、こどもがおかれている困難な状況は多様化しています。コロナ収束以降も同様な状況が継続しています。
- ヤングケアラーの実態把握が難しく、ヤングケアラーの正しい認識の普及と合わせて、早期発見と支援が必要です。
- 虐待等を受けている支援対象のこどもの早期発見、適切な支援が必要です。
- こどもが困難を抱えていることに自覚していないことや、プライバシー保護の観点から把握が難しいケースがあります。
- 困難を抱えているこどもが地域から孤立しないような支援体制が必要です。

こども・若者の声

- いじめの問題に、もっと取り組んでほしいです。（中学生）
- みんなが手をつないで仲良く暮らせるまちになるといいです。（小学生）
- こどもだってつらいことがあるので、いつでも相談できる場所がほしいです。（再掲）（小学生）

子育て家庭の声

- 小学生のこどもが不登校を経験し、現在は市外のフリースクールに通っています。最も大変だった当時は、教育支援センターやスクールカウンセリング等利用させていただき助かりました。（保護者）

施策の方向性

- いじめ、ひきこもり、不登校、虐待、ヤングケアラー、こどもの貧困等、こどもがおかれる困難な状況を早期に把握し、個々の困難に応じた適切な支援につなげます。
- こどもが抱える様々な事情に関わらず、全てのこどもが権利を保障されることの周知、啓発を行っていきます。
- 学校、地域、関係機関等とのネットワークにより、こどもの個別の状況に応じて適切な支援を行います。
- 困難を抱えているこどもが、自分を守るために自分で行くことができる場所、施設、機関等の情報を提供します。
- 生活困難を抱えるこどもが自身の権利を認識し、安心して過ごせる支援を行います。また、支援につながっていないこども・若者へのアウトリーチ型の支援を行っていきます。
- こどもの貧困対策は、地域福祉計画に具体的な取組を定めて推進していきます。

主な取組

■こどもを守る体制づくり■

取組内容	概要	担当課
要保護児童対策地域協議会	保護・支援を要する児童について、必要な措置・支援を講じます。支援方針については要保護児童対策地域協議会の中で関係機関を交え協議を行います。	子ども家庭支援課
いじめ問題対策連絡協議会	「和光市子供のいじめ防止条例」に基づき、市と学校、事業者、各関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に向けての協議を行います。また、いじめの積極的な認知、解決に向け、学校や保護者、地域への啓発活動に努めます。	学校教育課

意見はここに反映！

■こどもを守る相談支援■

取組内容	概要	担当課
総合こども家庭センター（こどもの相談）（再掲）	こどもの相談の場として、総合こども家庭センターにおいて、こどもからの相談を受け付けます。また必要時、関係機関との連携をとり、こどもの最善の利益のため支援を行っていきます。	子ども家庭支援課
学校教育相談（再掲）	小・中学校相談室において、教育相談員等、中学校にはさわやか相談員を配置し、児童生徒の相談支援を行います。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制の確保を図ります。	学校教育課
適応指導教室（再掲）	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、教育支援センター及び公民館において学習の援助等を行います。該当校と適応指導担当が情報共有を密に行い、社会的自立や学校に復帰することを目指します。	学校教育課 生涯学習課

意見はここに反映！

取組内容	概要	担当課
学童、児童センター・児童館等による相談支援の強化（再掲）	子育て世代包括支援センター等と連携し、児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応します。	保育施設課

■こどもを守る支援の充実■

取組内容	概要	担当課
自殺防止対策	市内小中学生に対し、夏休みの課題として”いのちの標語”の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。また、毎年９月と３月に広報や SNS 等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこころの健康に関する指導を行います。	健康支援課 学校教育課
ヤングケアラー支援	ヤングケアラーについて、早期発見・早期支援を行います。ヤングケアラーの実態把握のための調査を行い、必要に応じて、子育て世帯訪問支援事業等を活用し、支援を行います。	子ども家庭支援課
児童育成支援拠点事業	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子ども家庭支援課
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭支援課
養育支援訪問事業	専門性を持った支援員が児童の養育について支援が必要な家庭を訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭支援課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子の適切な関係性を構築します。また、保護者同士が情報の交換をできる場を設けます。	子ども家庭支援課
ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的にこどもの養育・保護を行います。緊急サポート事業等による夜間、宿泊預かりのほかに、ショートステイ・トワイライトステイ事業として、地域資源、地域人材等の活用による事業の展開を検討していきます。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
一時保育（一時預かり事業）	保護者において、家庭での育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため、一時的に必要な保育を行います。	保育サポート課
こどもが自分を守るための情報提供	困難を抱えているこどもが、自分を守るために自分で行くことができる場所や施設、機関等の情報を提供します。	子ども家庭支援課

■学習支援■

取組内容	概要	担当課
学習支援（再掲）	生活困窮世帯の小学４年生から小学６年生の児童・中学１年生から中学３年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	地域共生推進課

基本施策 2-2　こどもを守る地域づくり

市の課題

- 交通事故や犯罪等からこどもの命を守る取組が必要です。
- こどもの非行防止と自立支援の取組が必要です。
- 近年の異常気象等の影響から、こどもが安心して外出できる環境づくりが必要です。
- 大規模災害等の非常時であっても、こどもの権利が守られることが必要です。

こども･若者の声

- 車と歩行者が完全に分かれていて安全に暮らせるまちだといいです。（小学生）
- 和光市の歩道の幅をもう少し広くしてほしいです。（中学生・高校生・大学生）

子育て家庭の声

- 歩道の整備が不十分な箇所があるため、こどもの安全のためにも改善していただきたいです。（保護者）
- 歩道が狭かったり、でこぼこした道でベビーカーが通りづらい道があるので、改善してほしいです。（妊婦）
- こどもや子育て家庭にとって安心して暮らせるまちづくりをしてほしいです。（保護者）

施策の方向性

- 防犯体制の強化や地域防災対策の充実等を図り、警察や市民団体等の関係機関や地域と協働し、地域社会全体でこどもを守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。
- 学校と地域がこれまで以上に連携し、こどもが地域の中で見守られ成長していけるような地域づくりを行います。
- 安全で安心して通行できるように市道を整備するとともに、交通安全施設を整備して交通事故を防止します。
- 異常気象や大規模災害等の災害時においても、こどもの権利が保障された「こどもの居場所」が確保され、家庭や学校における日常的ケアに加え、地域と連携したこどもの未来や挑戦を支える環境づくりを提供します。
- 災害時においても、障害のあるこどもや医療的ケアを必要としたこどもに配慮した支援を行います。

主な取組

■こどもを守る地域づくり■

取組内容	概要	担当課
学校教育における青少年健全育成の推進	各小・中学校において警察や関係機関と連携し、薬物乱用防止教室と非行防止教室を実施し、啓発を行っていきます。中学校ではネットモラル講演会を行い、企業等から講師を招き、こどもの健全育成を図ります。	学校教育課
コミュニティ・スクール	各小・中学校では、コミュニティ・スクールとして学校関係者と地域の関係者が情報や課題を共有したり、教育目標や目指すべき子供像について協議を行う等、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築していきます。また、こどもの居場所を地域と連携して支えていきます。	学校教育課
地域学校協働活動	学校、家庭、地域が連携し、協働して教育課題を解決する取組として、「地域学校協働本部」を各中学校区にある公民館に設置し、「学校を核とした地域づくり」を進めます。地域学校協働本部は、学校と地域の橋渡し役として活動していきます。 また、夏季等の長期休業期間に公民館の会議室等を自習室として開放し、ボランティアの学習支援者を派遣しています。	生涯学習課
喫煙・飲酒防止対策等の推進	全世代対象として、市の各種イベントで喫煙・飲酒に関するポスター、リーフレットを配布します。また、成人式でも飲酒・喫煙に関するリーフレットを配布します。	健康支援課
青少年育成推進員会 青少年をまもる店	青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにきたら注意を促す」青少年をまもる店として協力してもらいます。	スポーツ青少年課
民生委員・児童委員	民生委員は、それぞれの担当地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、市や関係機関へのパイプ役として、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。	地域共生推進課
地区社会福祉協議会	地域住民が自発的に取り組むために設立された自主的な住民組織として、地域の祭り参加、子育て支援情報発信、学校・保育園の行事参加・連携、挨拶運動、通学路の安全調査協力、地区防災計画の策定、美化活動、夏休みラジオ体操、こども食堂、あいさつ運動等住民参加による活動を通して、日々の暮らしの中にある福祉課題の解決に取り組んでいます。	地域共生推進課
自主防犯活動支援 （防犯パトロール用品貸与）	自主的な防犯活動を行う団体への支援として、防犯パトロール用品を貸与することで、防犯意識の啓発や犯罪への抑止力の一層の向上を図ります。	危機管理室
防犯マップの作成	地域住民や防犯団体等との協働により現地踏査（フィールドワーク）を実施し、見守りが実施されている安全な場所や注意が必要な危険な場所等の情報を集め、「和光市防犯マップ」を作成して、こどもの見守り活動での活用を促進します。	危機管理室

取組内容	概要	担当課
防犯リーダー養成講座	犯罪の状況やその対策、地域での防犯について理解を深め、地域や学校区域で中心となって防犯活動できる人材を増やすため、市内在住・在勤・在学者を対象に和光市防犯リーダー養成講座を開催します。	危機管理室
青色防犯パトロール	青色防犯パトロールカーの定期運行により市内全域のパトロールを行い、不審者情報等があった際には該当地域を重点的に巡回して注意喚起や犯罪抑止を図ります。	危機管理室
AED の設置	公共施設等に AED を設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	各所管課
教育・保育施設等の適切な施設管理	教育・保育設置運営事業者に対し、耐震性を含む安全な施設の確保のために、定期的なメンテナンスや日々の施設の管理等の対応を引き続き求めていきます。	保育施設課
公園の安全確保	こどもの安全、安心を確保した公園となるよう、定期的な遊具点検や樹木の剪定等の維持管理を行います。	公園みどり課
安全に通行できる市道の維持管理と整備	安全で安心して通行できるよう、市道における道路拡幅や歩道や車道の設置工事を行うとともに、交通事故防止・抑制となる路面標示やカーブミラー等の整備を行います。	道路安全課
通学時の安全確保（スクールガードの育成等）	通学時の交通事故等の防止のため、スクールゾーンの設定や交通指導員の配置、スクールガード・リーダーの活用を行います。危険個所を定期的に点検し、見守り体制を強化していきます。	学校教育課
交通指導員の配置	登下校において交通指導員の適切な配置を行うとともに、学校を中心とした地域及び保護者を交えた防犯及び交通安全指導体制を構築していきます。	教育総務課
地域住民による公園の見守り体制の整備	公園の魅力を高め、多くの地域住民が公園を利用することによって、自然と見守り体制ができるようにします。また公園利用における課題解消を図ります。	公園みどり課
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）	4 月第 4 水曜日から 10 月第 4 水曜日のうち、原則「熱中症特別警戒アラート」が発表された時に、猛暑から身を守るため、公共施設等をクーリングシェルターとして開放します。	健康支援課
まちのクールオアシス	熱中症予防対策のために、夏季外出時（6 月 1 日から 9 月 30 日まで）に各公共施設等を「わこうクールオアシス」として、開放します。	健康支援課
デート DV 防止セミナー	若者に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会の積極的な提供の一環として、中学生の生徒を対象に DV 根絶に向けた意識の醸成を目指すセミナーを開催します。	企画人権課
こどもの消費者被害の防止	こどもの消費者被害を防ぐために学校等への消費生活講座・講習会を開催し、学校への注意喚起メールの配信、消費生活カレンダーの配布等の啓発活動を行います。	市民活動推進課

意見はここに反映！

■こどもの権利が保障された災害に備える地域づくり■

取組内容	概要	担当課
避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿を作成し、個別計画を作成する等名簿を適切に活用し、対象者の生命・身体を災害から保護します。	地域共生推進課
福祉避難所の整備	大規模災害発生時に福祉避難所において、障害のあるこども・医療的ケアが必要なこども、妊婦等が安心して避難生活を送ることができる環境や体制を整備します。また、訓練の実施や備蓄品の確認等を行います。	障害福祉課 保育施設課 地域共生推進課 危機管理室
防災意識の向上に向けた取組の推進	教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、より機動性のある現実的な非常災害対策を図るため、定期的な備蓄品の確認、避難マニュアルの見直し、BOSAI フェアや地域防災訓練の実施等を通じて防災意識の向上を促します。	保育施設課 危機管理室
教育・保育施設等に対する避難訓練等	教育・保育施設において、非常時に円滑な対応ができるよう定期的に引き取り引き渡し訓練等を実施します。	保育サポート課

基本方針３
こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり

「こどもまんなか社会」を実現するため、こども・若者が安心して楽しく過ごすことのできる居場所の確保を推進します。

情操教育、社会教育を含めた心身の健やかな健康を支える取組を推進し、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高めていきます。

また、こどもの成長は家庭が基盤となることから、保護者を含む子育て当事者に対して情報提供や学習機会の提供を行い、こどものより良い成長につなげます。

様々な体験を通じて次世代の担い手を育成し、地域での活動が世代を通じて継続し、循環していく仕組みの構築を図ります。

■基本方針３の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
いごこちがいい、安心できる、ここにいたいという場所があると回答する小中学生の割合	▶	こどもが、心から安心していられる場所があると感じている。
自宅以外で、いごこちがいい場所があると回答する若者の割合	▶	若者が、自宅以外で安心して居られる場所があると感じている。
今の生活が楽しいと回答する小中学生の割合	▶	こどもが、今の生活を楽しいと感じている。
今の生活が楽しいと回答する若者の割合	▶	若者が、今の生活を楽しいと感じている。
児童センター・児童館を利用する中高生の人数	▶	児童館センター・児童館が中高生の居場所の一つとなっている。

基本施策 3-1　こども・若者の居場所づくり

市の課題

- こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所となり得ます。居場所は、遊び、体験活動、オンライン空間等多様に存在し、どこを居場所と感じるかは、こども・若者本人が決めることです。居場所は日々変化しやすいため、こどもの意見を聴くことが必要です。
- 多くのこどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら他者と関わり育つ大切な場所の一つであり、一日の大半を過ごす居場所でもあります。
- 小学生の放課後の居場所の一つである学童クラブとわこうっこクラブにおいては、待機児童の解消と児童の交流促進を図ってきました。今後はより一層支援の質の向上を目指すことが必要です。
- こども・若者が、身近な地域においても、それぞれのライフステージに応じた多様な居場所を持てるよう支援していくことが必要です。
- こどもがボール遊び等、のびのびと外遊びができる環境が少なくなっています。

こども･若者の声

- 無料で勉強ができる場所がほしいです。（中学生・高校生・大学生）
- なんでもいいので、無料でいられて、フリーWi-Fi とコンセントがあって、勉強ができる場所がほしいです。（高校生・大学生）
- 屋外のバスケットゴールを設置してほしいです。（中学生・高校生・大学生）
- ボールを使える公園を増やしてください。（小学生）
- スケートボードパークをつくってください。（高校生・大学生）
- 遊具がたくさんあって、疲れたら休憩できる場所もあって、夏は水遊びができる、そんな場所があるといいです。（小学生）
- 和光にもっと大きい図書館があるといいです。家族や友達と一緒に来て沢山の本を読みたいです。（小学生）
- 図書館の自習スペースを若者が使いやすいように広くしてほしいです。（高校生）

子育て家庭の声

- 長期休暇中や給食のない日にお昼を食べられるこども食堂が欲しいです。
  和光市の学童は希望すれば昼食の用意が要らず助かりますが、中学年以降になると学童には通いたがらなくなります。学童を辞めてしまうと、昼食用意の負担が増してしまいます。（保護者）

施策の方向性

- こども・若者の居場所をつくっていくために、こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こども・若者と共に居場所づくりを行っていきます。
- こどもの居場所の中には、こども食堂や学習支援、プレーパークのように市民活動団体等が担い手となっているものもあるため、それぞれの役割と自主性を踏まえ、市はこうした活動に後方支援や協働を行っていきます。
- こども・若者が身近な地域で成長に応じた居場所の選択ができるよう、学童クラブ、わこうっこクラブ、子ども教室、図書館、公民館、児童館、公園、勤労青少年ホーム、勤労福祉センター等の公共施設での各種事業の質の充実を図ります。
- 若者の意見からは、Wi-Fi やコンセントが居場所として必要だという声や、無料で学習できるスペースがほしいという声があります。若者の居場所や若者が活動できる場づくりを若者と共に考えてつくっていきます。

主な取組

■こども・若者の居場所づくり■

取組内容	概要	担当課
一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっこクラブ等放課後対策事業の推進	待機児童の解消と児童の交流促進を図るため、学童クラブとわこうっこクラブとの一体的な事業展開し、児童の放課後の居場所、多種多様な体験機会を確保します。	保育施設課 生涯学習課
学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	就労等により保育を必要とする場合に、放課後や長期休暇時において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	保育施設課
わこうっこクラブ・子ども教室（放課後子供教室）	「わこうっこクラブ」は小学校の余裕教室等を活用し、児童が教育活動サポーターの見守りの下、宿題・自主学習・室内遊び・外遊び等をして放課後等を安全に過ごす居場所を提供する事業です。地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「子ども教室」をわこうっこクラブで定期的に開催しています。	生涯学習課
児童センター・児童館	児童に対し健全な遊びの場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を運営していきます。幅広い年齢が参加できる事業や季節ごとのイベント等を通じて多様な居場所を創出します。	保育施設課
公民館・図書館	公民館ロビー等をこどもたちの勉強や交流スペースとして提供します。図書館本館・図書館下新倉分館では、会議室が空いている土日を、中高生の試験前に開放しています。また、図書館、公民館図書室において、こどもたちが図書に触れる機会を提供します。	生涯学習課

取組内容	概要	担当課
コミュニティセンター・地域センター	中高生や大学生等の市民が日常的に学習できるよう、各施設において学習スペースの確保に努めます。	市民活動推進課
総合体育館・アーバンアクア公園	児童生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催する等、指定管理者と連携して、各年代に対しての事業を開催します。なお、総合体育館ではパークギャラリーを常時開放し、学習スペースを提供しています。	スポーツ青少年課
広沢複合施設の運営	指定管理者と連携し、スポーツ・レクリエーションの活動拠点として利活用を促進します。また、複合施設としての利点を生かし、児童センターにおいて、こども・若者がイベント等の企画運営に参画する機会を推進し、こども・若者の意見を聴き、イベントを実施します。	資産戦略課 スポーツ青少年課 保育施設課 健康支援課
地域の公園の整備	各区画整理事業地域において新規公園を整備するとともに、既存の公園については、公園遊具の更新等の実施により、こどもの遊び場としての定着を図ります。	公園みどり課
プレーパーク事業	地域団体等と協働し、こどもの自由な発想による遊びを通じて、こどもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施します。	保育施設課
勤労福祉センター・勤労青少年ホーム	勤労福祉センターや勤労青少年ホームでは、趣味、教養、就職に役立つスキル等に関する講座等の事業を開催します。 勤労福祉センターでは、フィットネスバイクやトランポリン、卓球台を設置したアスレチックルームを無料開放し、誰でも気軽に利用できる運動環境を整えていきます。 また、両施設は事前の利用登録により、サークルや地域活動の場所として活用を推進していきます。	産業支援課
和光こどもの居場所会議	こどもの居場所づくりを行っている市民活動団体や NPO 法人、社会福祉協議会等と協働で、こどもの居場所づくりを進めていきます。また、市のホームページ等でこどものいばしょマップを発信し、情報提供に努めます。	子ども家庭支援課
コミュニティ・スクール（再掲）	各小・中学校では、コミュニティ・スクールとして学校関係者と地域の関係者が情報や課題を共有したり、教育目標や目指すべきこども像について協議を行う等、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築していきます。また、こどもの居場所を地域と連携して支えていきます。	学校教育課
地域学校協働活動（再掲）	学校、家庭、地域が連携し、協働して教育課題を解決する取組として、「地域学校協働本部」を各中学校区にある公民館に設置し、「学校を核とした地域づくり」を進めます。地域学校協働本部は、学校と地域の橋渡し役として活動していきます。 また、夏季等の長期休業期間に公民館の会議室等を自習室として開放し、ボランティアの学習支援者を派遣しています。	生涯学習課
子育て活動推進事業費補助金	子育て活動支援を行っている団体の事業に対して補助を行います。	子ども家庭支援課

意見はここに反映！

意見はここに反映！

基本施策 3-2　こどもの自主性と社会性を育む環境づくり

市の課題

- 自然環境が減少し、こどもが自然体験を行う機会が減り、自然の中での多様な遊びや体験をする機会が少なくなっています。
- 自由な発想による外遊びを通じて、こどもの創造力、社会性、発達を促す機会の提供が必要です。
- こどもの多様な経験と自己肯定感の向上には、こどもが幼少期からスポーツや文化に親しむことが重要です。
- 自然体験、社会体験、文化的体験は、こどもの発達や社会性に影響することから、多様な体験機会の提供が必要です。

子育て家庭の声

- こどもが地域の方と交流する機会（保育園、幼稚園、学校等で地域の方と協力して何かするイベント等）がもっとあれば、ぜひ参加してみたいです。（保護者）

施策の方向性

- こどもたちが身近な場所で多様な体験ができるよう、こどもの居場所の一つである図書館、公民館、児童館等で体験活動や学習機会の提供を行っていきます。
- 親子や多世代で参加できるスポーツイベントの実施や、スポーツに参加できる機会の充実を図ります。
- こどもの権利保障の理解促進を図るため、こどもも大人もこどもの権利を学ぶ機会をつくります。
- こどもや若者の自主性や社会性を育むために、市の事業や地域において体験活動や学習機会の充実を図ります。

主な取組

■外遊び・自然体験■

取組内容	概要	担当課
プレーパーク事業（再掲）	地域団体等と協働し、こどもの自由な発想による遊びを通じて、こどもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施します。	保育施設課
あそぼう会	保育園の園庭を開放し、子育て家庭に対し、保育の様子を見学する機会や遊び場を提供するとともに、子育てに関する相談や助言等、必要な支援を行います。	保育サポート課
夏休みジャブジャブ大会	こどもたちに自然の大切さや生物の力強さ等に興味を持ってもらうため、地域の河川においてこども向け自然観察会（生物調査）を実施しています。	環境課
みどりの学校ファームによる栽培体験活動	生命、自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけるため、農業体験活動を実施し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置付けます。	学校教育課
観光農園推進事業	市民の農業への理解を醸成させるため、農業者や農地と直接触れ合える収穫体験を実施します。	産業支援課

■社会体験■

取組内容	概要	担当課
生涯学習機会の提供	市内の国の機関や民間企業の協力を得て、子ども大学わこうや子ども科学教室等の生涯学習事業を実施します。 公民館では、こども向けの講座や教室を実施し、小中学校の長期休業期間に合わせて自習室を開放します。それぞれの公民館の地域特性を活かした参加型・体験型の魅力ある講座等を企画します。	生涯学習課
清掃センター施設見学	市立小学校４年生を対象とした、清掃センター施設見学を通して、地球環境保護及びリサイクル推進についての意識啓発を行います。	環境課
省エネコンテスト	家庭での地球温暖化対策として、日常生活で省エネルギーを意識し実践することを目的に、市立小学校４年生を対象に省エネルギーチェックブックに取り組み、顕著な取組成果を得た児童を表彰します。	環境課
職業体験	中学生が、勤労の尊さや生産することの喜びを体得するため、各事業所における職場体験や、多様な職種の方を招いて講演を行います。職業の体験活動の機会が確保できるよう、事業所等への働きかけを行います。	学校教育課
全国「水道週間」における南浄水場の施設見学	こどもの水と水道に関する理解を深めるため、毎年水道週間事業の一環として、市立小学４年生や一般市民を対象に南浄水場施設見学を実施します。内容は、浄水場施設内の見学のほか、上総掘り等井戸の見学及び体験等を行います。	水道施設課

取組内容	概要	担当課
平和に関する講演会	中学生及び市内在住・在学生を対象に日常生活の中で平和を感じながら、世界の現状に目を向け、戦争の悲惨さや平和の尊さを知り、平和なまちであり続けるために、何ができるか考えるきっかけをつくるための講座を開催します。	企画人権課

■文化的体験■

取組内容	概要	担当課
総合体育館・アーバンアクア公園（再掲）	児童生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催する等、指定管理者と連携して、各年代に対しての事業を開催します。	スポーツ青少年課
青少年健全育成事業	青少年育成和光市民会議において、夏季スポーツ大会、たこあげ大会、青少年健全育成作文発表会・表彰式等、こどもたちが親や友人、地域の方と交流を図るイベントを実施します。	スポーツ青少年課
青少年相談員協議会事業	青少年相談員協議会が青少年の健全な育成のため、小学生を対象に、学年や学校の異なる仲間達と共に過ごし、様々な体験活動の機会を提供します。	スポーツ青少年課
親子でできるプログラム	より多くの親子にスポーツに対して関心を持っていただくため、親子を対象としたプログラムの拡充を図ります。	スポーツ青少年課
文化財を活用した体験機会の充実	地域における伝統文化等を未来に継承するため、新倉ふるさと民家園において伝統的季節行事や伝統的文化に関する体験事業を実施するほか、様々な文化財を活用して市の歴史や文化に触れる機会をつくります。	生涯学習課
図書館でのこども向け事業	図書館において、ブックスタート事業、あかちゃんと楽しむ絵本とわらべうた、あかちゃんタイム、絵本とおはなしの会、こどもの科学、ぶっくわーるど、ワンダークラブ等、乳幼児期から本と接する機会をつくるとともに、ビブリオバトル、ＹＡ講座等、中高生参加事業も実施します。毎年度事業計画を検討し、各種事業を実施します。	生涯学習課

■人権学習■

取組内容	概要	担当課
人権教室	小学生を対象に様々な人権問題についてこどもたちと一緒に考えることを目的に人権教室を実施します。	企画人権課
こどもの権利保障の推進	こどもの権利を楽しく学べる機会を提供します。	子ども家庭支援課

■こどもの育ちの支援■

取組内容	概要	担当課
子育て活動推進事業費補助金（再掲）	子育て活動支援を行っている団体の事業に対して補助を行います。	子ども家庭支援課
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、0歳6か月から満3歳までのこどもへの支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。	保育サポート課 子ども家庭支援課

基本施策 3-3　こどもの心と体を育む健康づくり

市の課題

- 心と体、性について正しい知識を得ることができるよう情報の周知啓発を図っていく必要があります。
- 自分自身の健康を管理して、健康的な生活習慣を身につけることが、健康を維持するだけでなく、よりすてきな人生をおくることにつながります。
- 小中学生へのアンケート調査結果から、こどもの睡眠不足が多い傾向にあります。
- 成人期における生活習慣病等の増加から、こども期からの「食」への関心・理解を深めることが必要です。
- こども・若者の自殺者の増加が社会問題化されています。

こども･若者の声

- ジェンダーレスな社会にしてほしいです。（小学生）

施策の方向性

- 思春期の世代が自分の体や性の悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利について正しい知識を持つため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※2の理解を図ります。
- 男女が妊娠についての正しい知識を持ち、自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケア※3の推進を図ります。
- 心と体と健康の正しい知識を持ち、自分を主体的に守ることができるようなこどもの健康づくりを推進し、自殺防止対策の取組を実施します。
- 食に関する知識の普及啓発を行うため、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等において、こどもや保護者に対して「食」への関心・理解を深める事業を実施し、こどもの将来につながる健康の基礎づくりの取組を進めます。
- 健康な体を作れるようライフステージに応じたスポーツ環境の充実に取り組みます。具体的な取組は、スポーツ推進計画において推進していきます。

---

[2] リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指すとされ、リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスを得る権利とされている。

[3] プレコンセプションケア：若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと。WHO（世界保健機構）では、「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義している。広い意味では、男女ともに若いうちから正しい知識を持ち、自分の心身の健康管理を行うことを意味する。

主な取組

■こどもの心と体の健康づくり■

取組内容	概要	担当課
リプロダクティブ･ヘルス／ライツについての意識啓発	あらゆる世代が、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。また、学校教育全体を通じて、心身の発育・発達や病気の予防等に関する知識を確実に身につけること、生命の尊重や相手を思いやること等教育の充実を図ります。	企画人権課 学校教育課
プレコンセプションケア	男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。 また、母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。 学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	健康支援課 ネウボラ課 学校教育課
自殺防止対策（再掲）	市内小中学生に対し、夏休みの課題として”いのちの標語”の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。また、毎年９月と３月に広報や SNS 等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこころの健康に関する指導を行います。	健康支援課 学校教育課
わこうおとどけ健康フェア	民間企業、食育コンソーシアムとコラボする「わこうおとどけ健康フェア」を実施し、こどもの健康づくりの趣旨普及を図ります。あわせてヘルスサポーターの協力を仰ぎ、多世代間の交流を図ります。	健康支援課

■「食育」による健康づくり■

取組内容	概要	担当課
保育園等における食に関する取組（こども向け／保護者向け）	保育施設に入所しているこどもに対し、日々の給食提供や食育活動を通して健やかな心と体を育めるよう支援するとともに、保育施設の取組を通じて保護者支援を行います。	保育サポート課
学校教育における食に関する取組（こども向け／保護者向け）	食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会、地産地消の推進、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進等より、こどもや保護者への食育に関する支援の充実を図ります。	学校教育課
栄養マネジメント	管理栄養士により、支援・配慮を要する児童及びその保護者に対し栄養指導計画を作成し、栄養指導及び調理支援を行います。	子ども家庭支援課
食育推進事業	第三次和光市食育推進計画の基本方針に基づき、親子の食育講座・イベント等を通じ、将来的な健康の基盤づくりの取組を進めます。また、地産地消、伝統的食文化の継承、栄養バランス等の食育講座等を開催します。	健康支援課

取組内容	概要	担当課
公民館での食に関する取組	公民館において、親子料理教室等の食に関する取組を行います。	生涯学習課
交流都市「十日町産魚沼コシヒカリ」の給食使用	児童生徒に豊かな食を提供し、交流都市への理解を深めるため、毎年 10 月から新潟県十日町市のお米を可能な範囲で数回程度市立小中学校の給食で使用します。	学校教育課
みどりの学校ファームによる栽培体験活動（再掲）	生命、自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけるため、農業体験活動を実施し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置付けます。	学校教育課

基本方針４
安心・安全な 妊娠・出産・子育て支援の推進
～わこう版ネウボラの充実～

アンケート調査結果によると、１割程度の保護者は「子育てに関する相談先はない」と回答しています。子育ての負担感や孤立感の解消・軽減を目指し、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、これまで行ってきた「わこう版ネウボラ」を更に推進し、出産前から子育て期に至るまでの総合的な伴走型相談支援体制の充実を図ります。

市は、令和７年度（2025 年度）に和光市総合こども家庭センターを開設します。和光市総合こども家庭センターは、子育て家庭に対する包括的な支援体制の中心となり、医療・保健・福祉・教育等との有機的な連携体制を確立し、妊産婦、子育て家庭、こどもへの必要な支援を行います。特に困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、個別支援計画の策定をすることにより、切れ目のない支援を行います。

また、障害のあるこども、医療的ケアが必要なこども、配慮を要するこどものいる家庭等の多様なニーズを適切に把握し、必要に応じた支援を届けられるよう、サポート体制の充実を図ります。

■基本方針４の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
子育てを楽しいと感じることの方が多いと回答する保護者の割合	▶	保護者が、子育てを楽しいと感じている。
子育てについて相談できる人や場所があると回答する保護者の割合	▶	保護者が、安心して子育てについて相談できる人や場所があると感じている。
和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合	▶	保護者が、安心して子育てができている。
乳幼児健康診査の未受診率	▶	こどもが健やかに成長できている。

基本施策 4-1　妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

市の課題

- 市内に出産できる施設が 1 か所であり、市外の出産も多いため、周辺自治体の医療機関との情報連携が必要です。
- コロナ禍を経て、友人とのつながりやコミュニティの希薄化が追い打ちをかけ、妊婦や子育て家庭の相談先は配偶者やパートナー、家族や親族が多く、孤立化が危惧されます。特に 0 歳児を育てる家庭は孤立化しやすいことから、見守りや孤立防止に向けた取組を強化する必要があります。
- 育児支援や母親の出産後の体の回復、心理的な安定を支援するための産前・産後ケア事業は、必要としている人が多く、量の確保とサービス内容の検討が必要です。
- アンケート結果からは、妊娠期や子育て家庭の保護者から、各施設でのイベント周知のデジタル化、相談のオンライン化、各種手続きのオンライン化が望まれています。

子育て家庭の声

- 産院が少ないため母親の出産後を医療的な面で相談できる先がないことが課題だと感じています。（保護者）
- プレパパママ学級を予約しましたが、電話での予約が必要で、平日は仕事がある中で予約するのは難しいと感じました。予約等がオンラインで完結できるようにしていただきたいです。（妊婦）
- インターネットや SNS で情報があふれていて、正しい情報が分からなく困っています。相談できる子育て世代包括支援センターで聞くこともできますが、保活について等気軽に相談できるコミュニティがあればいいと思います。（妊婦）
- こどもに関する専門相談を利用しますが、2 ヶ月先の予約しかとれないので、すぐに相談したいときに不便です。早く相談できる場所、窓口を増やしてほしいです。（保護者）
- 自身の心の不調がある時に相談できる場所を知りたいです。それから、親が体調不良でこどもの面倒をみるのがつらいときに、預けられる場所があると助かります。（保護者）

施策の方向性

- 妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない伴走型支援を行い、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう「わこう版ネウボラ」を更に推進し、令和９年度（2027 年度）に市の子育て世代包括支援センターの一部を母子保健と児童福祉の機能を併せ持った「（仮称）地域こども家庭センター」に移行します。
- 妊娠期から子育て期の全ての保護者が、いつでもどこでも気軽に情報を得ることができるデジタル化・オンライン化の環境を整え、必要な支援が必要な人に届くようなプッシュ型の子育ての情報提供に取り組んでいきます。また、各種申請手続きや相談支援をオンライン化する等、利便性の向上を図ります。

主な取組

■妊娠期からの切れ目のない伴走型支援■

取組内容	概要	担当課
総合こども家庭センター	母子保健と児童福祉の一体的な運営と関係機関等との連携により、多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させ、安心して暮らせるよう中核的な相談支援を実施します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
（仮称）地域こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）	令和９年度からは、現在の子育て世代包括支援センターが（仮称）地域こども家庭センターに移行し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を実施します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
産前・産後サポート事業	プレパパママ教室、新米ママ学級、赤ちゃん学級等の子育て講座を実施し、安心して育児を行えるようにサポートします。また、オンラインによる参加も推進します。	ネウボラ課
妊婦のための支援給付	妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を一体的に実施し、妊婦のための支援給付金を支給します。	ネウボラ課
こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境等の確認を行い、相談・助言その他の支援を行います。	ネウボラ課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	生後 57 日から小学生までのこどもについて、地域における相互援助活動としてにより、一時預かり（協力会員宅等）や保育施設への送迎等を実施します。	ネウボラ課
産前産後（家事）サポート事業	妊娠期から産後 56 日目までの乳児のいる家庭において、家事や乳児のお世話をサポートします。	ネウボラ課
緊急サポート・センター事業	生後 57 日から小学生までのこどもについて、病児や病後児、緊急時の一時預かり（宿泊含む）を実施します。	ネウボラ課
ホームスタート（家庭訪問型子育て支援事業）	研修を受けた地域の子育て経験者が家庭訪問等をし、傾聴と協働により、家事や育児をサポートします。	ネウボラ課
地域子育て支援拠点事業	令和９年度からは、（仮称）地域こども家庭センター等において実施します。	ネウボラ課

意見はここに反映！

意見はここに反映！

取組内容	概要	担当課
児童センター・児童館における親子交流事業	幼児サークルや親子製作等の親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者のリフレッシュのためのイベント等、様々なイベントを実施します。併せて、地域の子育て相談機関として相談機能の充実を図ります。	保育施設課

意見はここに反映！

■母子保健事業と予防接種事業■

取組内容	概要	担当課
母子健康手帳の交付	令和９年度からは、（仮称）地域こども家庭センター及び総合こども家庭センターにおいて交付します。 また、母子保健手帳のデジタル化及びオンライン化、プッシュ型通知の運用について検討します。	ネウボラ課
妊婦健康診査助成	母子共に安心、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。	ネウボラ課
産前・産後ケア事業	妊産婦に対して、心身のケアや育児サポートとして、産後ケア訪問、ショートステイ（日帰り・宿泊）、デイケアを実施します。（妊婦はデイケアのみ利用可）	ネウボラ課
乳幼児健康診査	出産後から就学前までの切れ目のない乳幼児健康診査（１か月・４か月・10 か月・１歳６か月・３歳４か月・５歳）を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行います。	ネウボラ課
子育てサポート相談（乳幼児健康診査時）	子育てに悩みを抱える保護者を対象に、心理士による相談・助言を行います。	ネウボラ課
栄養教室（乳幼児健康診査時）	乳幼児健康診査時に、管理栄養士による離乳食教室や児食に関する教室や相談を実施します。	ネウボラ課
歯科教室（乳幼児健康診査時）	乳幼児健康診査時に、歯科衛生士によるむし歯予防教室やはみがき教室等を実施します。	ネウボラ課
乳児相談	地域子育て支援拠点において、乳児の身体計測や月齢に合わせた保健・栄養指導を実施し、乳児の健やかな成長を支援します。	ネウボラ課
乳幼児発育発達における各種相談事業	発育発達に課題を持つ乳幼児に対し、小児科医による２～４か月児発育発達相談、言語聴覚士によることばの相談、心理士によるなかよし相談、心理相談、小児神経科医によるすくすく相談を実施します。	ネウボラ課
乳幼児健康診査後の経過観察教室	発達の課題を抱える幼児の経過観察及び親子支援として、１歳６か月児健康診査後にたんぽぽ教室、５歳児健康診査後にひまわり教室を実施します。	ネウボラ課

取組内容	概要	担当課
こどもの食事と栄養相談	親子の栄養に関する相談を電話・来所にて実施します。 乳児相談の中で栄養相談を実施し、赤ちゃん学級で食事に関する講座を実施します。	健康支援課 ネウボラ課
予防接種事業	被接種者が予防接種をできるよう、適切な時期に接種勧奨通知を送付します。被接種者の保護者を対象に予防接種に関する相談対応を実施します。里帰り等で県外でも予防接種ができるよう、申請に基づき償還払いを実施します。	健康支援課
プレコンセプションケア（再掲）	男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。 また、母子保健の一環として、妊婦健診費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。 学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小・中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	健康支援課 ネウボラ課 学校教育課

■安心して医療にかかれる取組■

取組内容	概要	担当課
子ども医療費助成費助成	出生又は転入日から 18 歳の年度末までのこどもにかかる医療費を助成します。	ネウボラ課
ひとり親家庭等医療費助成	出生又は転入日から 18 歳の年度末までのひとり親家庭等の親子にかかる医療費を助成します。（所得制限あり）	ネウボラ課
早期不妊・不育症検査費助成・不妊治療費助成	早期不妊・不育症検査費及び不妊治療費の一部を助成します。	ネウボラ課
未熟児養育医療費助成	身体の発育が未熟のまま生まれ、指定養育医療機関での入院養育が必要な乳児に対して、医療費を助成します。	ネウボラ課

■家庭支援事業■

取組内容	概要	担当課
児童育成支援拠点事業（再掲）	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子ども家庭支援課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭支援課
養育支援訪問事業（再掲）	専門性を持った支援員が児童の養育について支援が必要な家庭を訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭支援課
親子関係形成支援事業（再掲）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子の適切な関係性を構築します。また、保護者同士が情報の交換をできる場を設けます。	子ども家庭支援課

取組内容	概要	担当課
ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）（再掲）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的にこどもの養育・保護を行います。緊急サポート事業等による夜間、宿泊預かりのほかに、ショートステイ・トワイライトステイ事業として、地域資源、地域人材等の活用による事業の展開を検討していきます。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
一時保育（一時預かり事業）（再掲）	保護者において、家庭での育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため、一時的に必要な保育を行います。	保育サポート課

基本施策 4-2　多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

市の課題

- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこども等の配慮を要するこどものいる家庭等、支援ニーズが多様化しています。
- こどもの発達に関する相談件数は増加しており、児童発達支援センターを中核とした相談等の支援機能の充実が求められています。
- ひとり親家庭は子育てと生計の役割を一人で担っているケースが多く、子育てと就労のバランスに大きな負担がかかるため、生活を支えるサービスが必要です。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）が制定され、医療的ケアが必要なこどもがいる家庭への支援の充実が求められています。
- 外国につながりがある家庭は、ことばが通じず、孤立しやすいことから、必要な情報を得ることができる環境づくりが必要です。
- こどもの貧困の背景には様々な社会的要因があることから、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であり、こどもの貧困の連鎖を断ち切ることが必要です。

子育て家庭の声

- 医療的ケアが必要なこどもの預かり先がなくとても困っています。和光市には支援学校はあるのに、放課後デイサービスはほぼありません。もっと障害のあるこどもに優しい支援やサービスを充実させてほしいです。（保護者）
- 発達障害のあるこどもとその家族にとっても過ごしやすい環境にしてほしいです。（保護者）
- 外国人にとって、英語でのサポートがもっとあればいいと思います。特に、こどものことについて聞きたいとき、家庭にも来てくれる通訳者がいてくれると嬉しいです。（保護者）

施策の方向性

- 和光市総合こども家庭センターでは多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安、負担感、孤立感等を軽減させ、安心して暮らせるよう包括的な相談支援体制の強化を図ります。
- 離婚前後のひとり親家庭に対して、自立支援につながる相談支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要なこども及びその家庭にとっては、こどもと一緒に移動することが難しいこともあるため、オンラインを活用した相談支援の充実や、アウトリーチ型の支援を強化します。
- 外国につながりがある家庭への支援として、多言語化や、やさしい日本語化により必要な情報を得ることができる環境づくりを推進します。
- こどもの貧困対策は、地域福祉計画に具体的な取組を定めて推進していきます。（再掲）

● 障害のあるこどもへの支援のうち、障害者手帳の交付や必要な障害福祉サービスの調整、支援等については、児童福祉法に定める障害児福祉計画を包含した障害者・障害福祉計画に基づき、各種事業を展開します。

主な取組

■ひとり親家庭等への支援■

取組内容	概要	担当課
ひとり親家庭等への支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援等総合的な自立支援を進めます。	ネウボラ課
養育費・親子交流	離婚前後の親子の絆を育むため、親子交流や養育費の確保について周知し、相談支援の充実を図ります。	ネウボラ課
自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、雇用保険制度の教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部として「自立支援教育訓練給付金」を、資格を取得するための養成機関に就学する場合、生活の負担軽減として「高等職業訓練促進給付金」を支給します。	ネウボラ課

■障害のあるこどもがいる家庭への支援■

取組内容	概要	担当課
児童発達支援施策推進協議会	障害のあるもしくは発達が気になるこどもが、最善の利益を保障され日常生活を送ることができるよう児童発達支援センター、すこやかわこうおやこサポートクリニック等の関係機関との連携を図りながら、児童発達支援に関する施策等を検討し、推進していきます。	子ども家庭支援課
児童発達支援センターを中核とした支援体制	児童発達支援センターやまぼうしは、地域における中核的役割を担い、多職種連携による支援体制を構築しています。家族の不安解消及び地域における障害のあるこどもや、発達が気になるこどもに対する支援の質の向上等に取り組みます。	障害福祉課 子ども家庭支援課
障害のあるこどもへの支援	疾患や障害を持って生まれてきた乳幼児やその家庭の孤立化を防ぐため、交流の場として「クローバーグループ」を開催し、遊びを通じてこどもの成長を促していきます。	ネウボラ課
障害のあるこどもの保育	障害のあるこどもの保育を担う人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整えます。全てのこどもの心身の成長発達が促進されるよう、保育を実施します。	保育サポート課

意見はここに反映！

意見はここに反映！

■医療的ケアが必要なこどもがいる家庭への支援■

取組内容	概要	担当課
医療的ケア児等支援協議会	医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関とのネットワークにより必要な支援体制の仕組みづくり、支援サービスのあり方等を協議し、医療的ケアが必要なこども及びその家庭が地域において支障なく日常生活が送れるよう支援の充実を図ります。	子ども家庭支援課
医療的ケアが必要なこどもへの支援	医療的ケアが必要なこどもやその保護者の交流の場として「にじいろの会」を開催します。	子ども家庭支援課
医療的ケアが必要なこどもの保育	みなみ保育園（公設保育施設）において、医療的ケアが必要なこどもに対し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課 保育施設課

意見はここに反映！

■外国につながりがある家庭への支援■

取組内容	概要	担当課
多言語表記の推進	言語や文化の違いにより生じる生活課題について、家庭に必要な情報を提供するため、各種申請等について、英語版等の申請書を用意します。	ネウボラ課 保育施設課 保育サポート課
やさしい日本語の推進（再掲）	外国人住民が日常生活に必要な行政情報を受け取れるよう、やさしい日本語での情報提供方法を庁内に周知し、誰もが行政サービスを受けられる体制を整えるよう働きかけます。	企画人権課

基本方針５
子育て家庭を支える
教育・保育サービス等の充実

コロナ禍を経て、テレワークの普及等により働き方も多様化しています。

変則的な勤務に応じた保育、急な用事や育児疲れ解消等を目的とした保育等、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した質の高い教育・保育サービス等の提供が求められています。

また、共働き家庭が増加し、結婚・出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要です。配偶者やパートナーと共に働き、共に育てる機運を醸成し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進していく必要があります。

■基本方針５の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
和光市は子育てしやすいところだ、と思う保護者の割合（再掲）	▶	保護者が、安心して子育てができている。
民間保育施設等における１施設あたりの平均指摘件数	▶	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。
園生活において、こどもが大切にされていると回答する保護者の割合	▶	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている。

基本施策 5-1　自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上

市の課題

- 地域との関係性が希薄になり、これまで地域のつながりの中で得てきた子育ての方法や知識が得られず、子育て家庭の孤立化が進んでいます。
- 保護者の子育てへの学びの意欲は高まっており、オンラインの活用等様々な方法で保護者が学べる機会を充実させていく必要があります。
- 育児負担が依然として女性に集中している実態があり、父親が母親と一緒に子育てをする意識を高め、父親の子育てへの参画をより促進していく必要があります。
- 社会情勢や家庭環境により、こどもが時間に縛られ、主体的に遊ぶことや好きなことができない実態があるため、家庭を含む社会全体でこどもの権利保障を考えていく必要があります。

子育て家庭の声

- 男性の育児に対する当事者意識が低いため、当事者意識を持たせるような場が必要だと感じます。（保護者）
- 子育てについて気軽に聞ける場所や情報交換ができるコミュニティがあればと思います。（妊婦）

施策の方向性

- 乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上を図るとともに、こどもの育ちに必要な家庭での育児に関する助言を行います。
- 父親の子育てへの意識を早期より醸成し、母親も父親も一緒に子育てを楽しむ子育て力の向上を図ります。
- 乳幼児期からのこどもの発達や学びの連続性を重視し、「こどもまんなか」の視点を持ちながら、学校教育と連携してまいります。
- こどもが社会に羽ばたき生き抜いていくためには、主体的に学びに向かう力や豊かな人間性等の生きる力を身につける必要があります。特に、生活や遊びを通して行われる総合的な教育・保育により自己肯定感を育み、主体的・意欲的に関われるような環境を整えることが重要です。民間保育施設等へは、毎年指導検査を実施し、保育の質の向上に努めます。

主な取組

■家庭における子育て力の向上■

取組内容	概要	担当課
産前・産後サポート事業（再掲）	プレパパママ教室、新米ママ学級、赤ちゃん学級等の子育て講座を実施し、安心して育児を行えるようにサポートします。また、オンラインによる参加も推進します。	ネウボラ課
児童センター・児童館における親子交流事業（再掲）	幼児サークルや親子製作等の親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者のリフレッシュのためのイベント等、様々なイベントを実施します。併せて、地域の子育て相談機関として相談機能の充実を図ります。	保育施設課

意見はここに反映！

意見はここに反映！

■こどもの育ちの確保■

取組内容	概要	担当課
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（再掲）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、0歳6か月から満3歳までのこどもへの支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。	保育サポート課 子ども家庭支援課
幼・保・小連絡協議会	幼稚園・認定こども園・保育園及び小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、交流を行います。こどもの実態に応じた接続期プログラムの見直しを行いながら、効果的な活用を図ります。	学校教育課 保育サポート課

■教育・保育の質の確保・向上■

取組内容	概要	担当課
保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	市内保育施設間での知識・技術の共有・連携の橋渡しを行うとともに、巡回支援や、保育の質の向上のための研修を実施します。更には在園児以外のこども・家庭に対する事業の検討等を行います。	保育サポート課
子ども・子育て支援事業従事者の質の確保・向上	県や関係機関の実施する研修の受講を促進し、支援者一人一人のスキルアップを図るとともに、支援者同士の連携による質の向上に努めます。	子ども家庭支援課 ネウボラ課
保育士等に対する研修	保育所保育指針に基づく保育の実践を図るため、講義や体験形式等様々な方法による研修を実施します。また、令和6年度に策定した和光市保育の質のガイドラインを活用し、保育施設、子育て家庭に対し、自己肯定感を育むこどもの育ちについての意識啓発を行います。	保育サポート課
放課後児童支援員認定資格研修	埼玉県が主催する放課後児童支援員認定資格研修は、公設・民設を問わず、適切な運営・保育の質の向上のために必要であることから、各事業者に対し受講の促進をします。	保育施設課

基本施策 5-2　多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

市の課題

- こどもの病児・病後の預かりや、宿泊を伴うこどもの預かり、保護者の体調不良等で緊急に対応できる子育ての支援が必要です。
- 変則的な勤務に応じた保育、急な用事や育児疲れ解消等を目的とした保育等、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した質の高い教育・保育サービス等の提供が求められています。
- 子育て家庭が、いつでもどこでも情報を得ることができるような情報のデジタル化や、手続きのオンライン化が必要です。
- 障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもが教育・保育サービス等を受けることのできる環境の整備が必要です。
- 一時保育については、申請方法が分かりづらいという声や、利用したいときに利用ができないという意見がある一方、市内の保育施設については空き等も発生していることから、情報の発信や利用しやすい環境を整えることが必要です。

子育て家庭の声

- 一時預かりの申請方法が分かりづらいです。申請結果が出るのも時間がかかるので、申請方法等を見直してほしいです。（保護者）
- 病児保育のような施設を駅前につくってほしいです。（保護者）
- SNS で発信する施設はイベント情報が入ってきますが、発信していない施設の情報は得ることが難しいです。（保護者）
- ファミサポや緊急サポートの利用について、オンラインで申請できるようにしてほしいです。（保護者）
- いろいろな手続き等が全てオンラインでできるようにしてほしいです。（保護者）

施策の方向性

- 病児・病後児保育については、利便性を加味し、和光市駅周辺に病児・病後児の保育の枠を拡充していきます。
- みなみ保育園（公設保育園）において医療的ケアが必要なこどもの受け入れを実施します。また、今後学童クラブでの展開についても検討していきます。
- 医療的ケアが必要なこどもは医療の進歩等により増加傾向にあるため、看護師等の担い手の確保、研修、医療的ケア児等支援協議会等を通じた関係機関との連携等、支援の充実を図ります。
- 障害のあるこども等配慮を要するこどもの保育の受け入れを引き続き実施していきます。
- 多様化するニーズを踏まえ、日曜日・祝日・年末年始等の保育サービスを継続して提供します。
- 保護者が教育・保育施設等を利用できるように、休業中の保護者に対していつでもどこでも情報が入手できる SNS 等を活用した情報発信を行うとともに、教育・保育サービス等の申込手続きのオンライン化を推進していきます。
- 一時保育について、申請状況や空き施設の情報等を分かりやすく発信していきます。

主な取組

■教育・保育等のサービス■

取組内容	概要	担当課
時間外保育	やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定区分の時間を超えて保育を必要とするこどもに対し、保育を提供します。	保育サポート課
幼稚園の預かり保育（一時預かり事業）	幼稚園において、教育時間の前後や土曜日等に一時的な預かりを実施します。	保育サポート課
一時保育、休日保育、年末保育（一時預かり事業）	保護者の就労、通院、リフレッシュ等の理由により、日中、家庭でこども（未就学児）の保育ができない場合に、一時保育、休日保育、年末保育を実施し、必要な保育を行います。	保育サポート課
病児・病後児保育（病児保育事業）	病児・病後児について、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	保育サポート課
ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的に児童養護施設等でこどもの養育・保護を行います。今後はショートステイ・トワイライトステイ事業として、地域資源、地域人材等の活用による事業の展開を検討していきます。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（再掲）	生後 57 日から小学生までのこどもについて、地域における相互援助活動としてにより、一時預かり（協力会員宅等）や保育施設への送迎等を実施します。	ネウボラ課
緊急サポート・センター事業（再掲）	生後 57 日から小学生までのこどもについて、病児や病後児、緊急時の一時預かり（宿泊含む）を実施します。	ネウボラ課

■障害のあるこども・医療的ケアが必要なこどもの保育■

取組内容	概要	担当課
障害のあるこどもの保育（再掲）	障害のあるこどもの保育を担う人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整えます。全てのこどもの心身の成長発達が促進されるよう、保育を実施します。	保育サポート課
医療的ケアが必要なこどもの保育（再掲）	みなみ保育園（公設保育施設）において、医療的ケアが必要なこどもに対し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課
育成一時保育（一時預かり事業）	発達・発育の遅れに心配のあるこどもを持つ保護者の、育児に伴う精神的・身体的負担の軽減、リフレッシュのため、こどもを一時的に預かり、必要な保育を行います。	保育サポート課

■教育・保育施設等の手続のオンライン化・情報のデジタル化■

意見はここに反映！

取組内容	概要	担当課
手続きのオンライン化・情報のデジタル化	教育・保育サービス等の手続きのオンライン化と情報のデジタル化を推進していきます。	ネウボラ課 保育サポート課 保育施設課

基本施策 5-3　教育・保育等の基盤整備（第３期和光市子ども・子育て支援事業計画）

（１）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

市では、第１期計画において教育・保育提供区域は、準中学校区を基本に「北エリア・中央エリア・南エリア」の３圏域を設定し、圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービス提供を行ってきました。

本計画においてもこの考えを引き続き踏襲し、教育・保育提供区域を３圏域に設定します。

■和光市の教育・保育提供区域■

（2）教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

共働き世帯の増加、核家族化の進展等、こども及び子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、幼児期の教育・保育へのニーズは多様化しています。

市では、こうしたニーズに対応するため、既存の保育所や幼稚園を認定こども園に移行することついて推進してきました。

こども自身の健やかな育ちを支援するとともに、子育て家庭の教育・保育ニーズに応えていくため、市内の事業者との協議を重ねながら、引き続き、教育・保育の一体的提供を行うと共に教育・保育提供体制の確保を図ります。

（3）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たり、公正かつ適正な支給を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を踏まえた給付を行います。

（4）教育・保育の量の見込みと確保方策

保育所等の待機児童の解消に向け、保育の受け皿を支える保育人材の確保、施設設備に係る支援等を行いながら、教育・保育等における受入児童の提供体制を計画的に整備します。

また、「こどもまんなか」の考えに基づき、過剰過少な供給とならないよう毎年の教育・保育等の利用実績を踏まえ、かつ保護者のニーズ等に応じた多様な教育・保育サービス体制を確保します。

基盤整備にあたり、圏域を踏まえた整備が特に必要な特定教育・保育施設、特定地域型保育事業※4等について、圏域ごとに量の見込みと提供体制を記載しています。

■事業の提供区域■

区分	区域
○ 特定教育・保育施設 （新制度移行幼稚園、保育所、認定こども園） ○ 特定地域型保育事業 （小規模保育事業、事業所内保育事業） ○ 認可外保育施設 ○ 新制度未移行幼稚園 ○ 幼稚園の預かり保育 ○ 市外施設等 （企業主導型保育事業） ○ 地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業、時間外保育事業、 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、 乳児家庭全戸訪問事業、 療育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業、 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、 病児保育事業等、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査 実費徴収に係る補足給付事業、子育て世帯訪問支援事業、 児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、 妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（令和７年度まで）、産前・産後ケア事業	３圏域 北エリア 中央エリア 南エリア

[4] 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：市が給付の支給に係る施設及び事業と確認したものに「特定」と付記する。

【量の見込み算出の考え方】

基盤整備にあたっては、０歳から５歳までのこどもの人口推計、教育・保育の利用実績、利用希望及び地域の実情等を考慮して認定区分ごとに量の見込みを算出しています。

また、保護者が多様な教育・保育施設等の中から選択して、児童が教育・保育を受けられるよう、保護者の就労状況及びその変化のみならず、こどもの教育・保育施設の利用状況等を踏まえ、柔軟なこどもの受け入れにも配慮しながら必要な利用定員総数を定め、教育・保育等の提供体制の確保に努めます。

認定区分は、１号、２号、３号の区分とし、より詳細に必要な人数を把握するため、２号認定では教育ニーズと保育ニーズに分け、３号認定では、地域の実態に合わせた保育を提供するため、０歳、１歳、２歳に分けています。

■３つの認定区分■

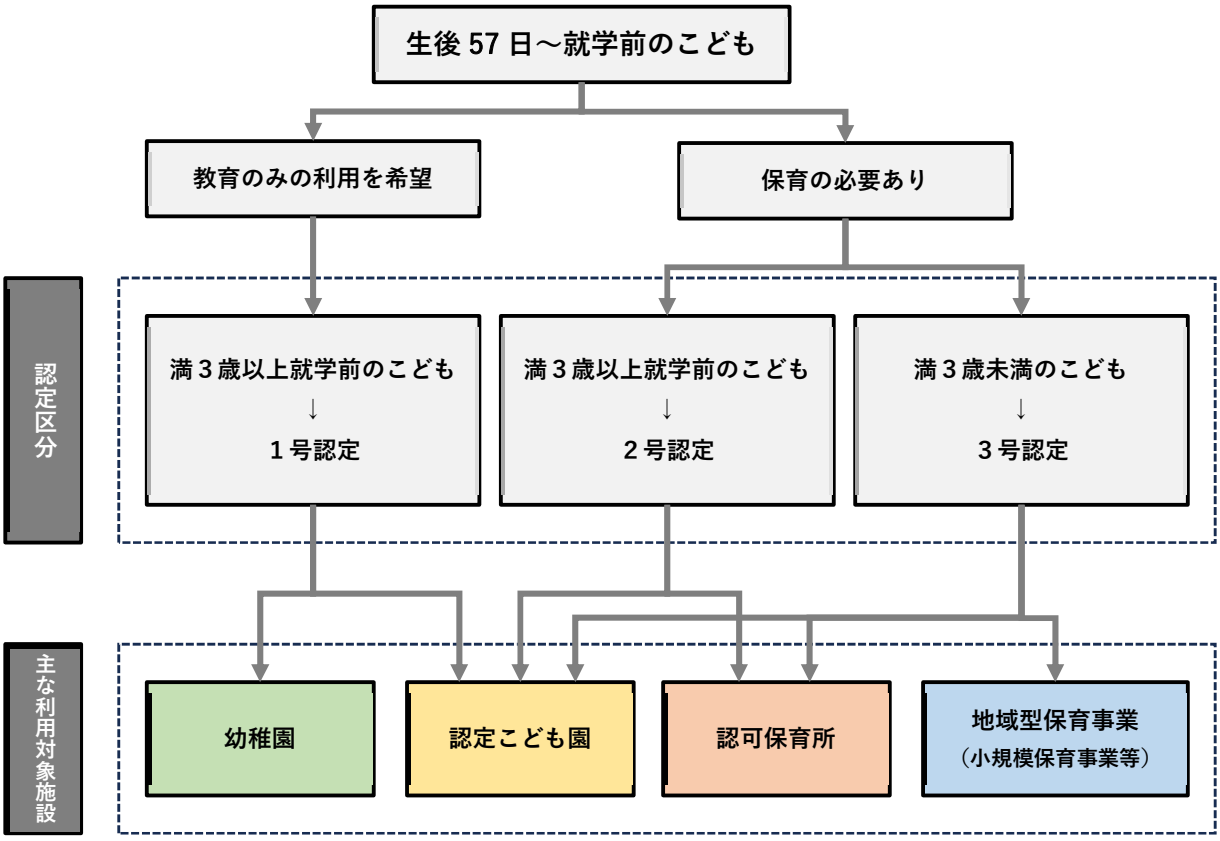

【認定児童数の推移】

		１号認定	２号認定（３－５歳保育認定）		３号認定（０－２歳保育認定）		
			教育の利用希望が強い	左記以外	０歳	１歳	２歳
令和２年度	認定児童数	974	304	1094	233	437	435
令和３年度	認定児童数	869	303	1111	192	465	438
令和４年度	認定児童数	883	389	1029	193	408	445
令和５年度	認定児童数	667	414	1015	148	421	432
令和６年度	認定児童数	564	470	953	144	379	455

令和６年 10 月時点において、市内には保育園 18 園、認定こども園４園、幼稚園２園、小規模保育事業所 24 か所、事業所内保育事業所１か所が整備されています。

認定こども園の整備や幼稚園における預かり保育等の拡充が進んだことにより、保育を必要とする児童のうち、教育の利用希望の強い児童の受け入れ体制も拡充したことから、教育利用希望の強い保育認定児童数が大きく増加しています。

一方、令和２年度以降、コロナ禍の影響を受け少子化が進行したことにより、０歳、１歳については保育施設の利用希望者数が減少している傾向があります。

基盤整備が進み、保育利用希望者数も減少傾向にあることから、待機児童数も大きく減少し、令和６年度当初においては、０歳児や従来待機児童が発生していた１歳児を中心に、全年齢において施設に空きが生じています。一方で、児童の状況や世帯の状況等により、待機をいただいている児童が少数発生しています。

【量の見込みと提供体制】

（単位：人）

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①量の見込み	512	502	934	145	376	433
	②提供体制	725	502	1,026	221	423	465
	市内施設	725	202	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		300	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－			－	－	－
	過不足（②－①）	213	0	92	76	47	32
令和8年度	①量の見込み	481	474	881	154	399	431
	②提供体制	725	474	1,026	221	423	465
	市内施設	725	474	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		272	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	244	0	145	67	24	34
令和9年度	①量の見込み	473	466	862	155	411	455
	②提供体制	725	466	1,026	221	423	465
	市内施設	725	466	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		264	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	252	0	164	66	12	10
令和10年度	①量の見込み	461	458	842	156	422	461
	②提供体制	725	458	1,026	221	423	465
	市内施設	725	458	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		256	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	264	0	184	65	1	4
令和11年度	①量の見込み	469	467	857	147	416	471
	②提供体制	725	467	1,026	221	423	465
	市内施設	725	467	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		265	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	256	0	169	74	7	-6

【今後の方向性】

児童の人口推計と、保育申請状況等を踏まえたニーズ率から算出した量の見込みに対する提供体制の確保に当たっては、すでに整備されている提供体制により令和 10 年度までの量の見込みを充足できる見通しとなっています。従来待機児童が発生していた０～２歳児についても、提供体制は令和７年度時点で充足している見通しとなっており、現に令和６年４月時点においても、０、１歳児を中心に全ての年齢で定員に対して欠員が発生している状況です。令和 11 年度の２歳児において、量の見込みに対して提供体制が６名分不足する見通しとなっていますが、他の年齢において定員に対して欠員が生じる見込みであることから、不足の解消にあたっては、新規の基盤整備を行わず、他の年齢における受け入れ人数も踏まえた弾力的な調整等を行うことにより、待機児童の解消を図ってまいります。

【エリア別の量の見込みと提供体制】

（単位：人）

【北エリア】					1号認定	2号認定		3号認定		
						教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①量の見込み				224	202	494	66	177	212
	②提供体制				420	202	457	117	179	205
		市内施設			420	202	457	117	179	205
			特定教育・保育施設		150	60	457	62	98	113
			特定地域型保育事業					55	81	92
			認可外施設			－	－	－	－	－
			新制度未移行の幼稚園		270					
			上記以外			142	－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用			－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）				196	0	-37	51	2	-7
令和8年度	①量の見込み				210	189	463	67	197	192
	②提供体制				420	189	457	117	179	205
		市内施設			420	189	457	117	179	205
			特定教育・保育施設		150	60	457	62	98	113
			特定地域型保育事業					55	81	92
			認可外施設			－	－	－	－	－
			新制度未移行の幼稚園		270					
			上記以外			129	－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用			－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）				210			50	-18	13
令和9年度	①量の見込み				201	184	444	68	200	213
	②提供体制				420	181	457	117	179	205
		市内施設			420	181	457	117	179	205
			特定教育・保育施設		150	60	457	62	98	113
			特定地域型保育事業					55	81	92
			認可外施設			－	－	－	－	－
			新制度未移行の幼稚園		270					
			上記以外			121	－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用			－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）				219	0	13	49	-21	-8
令和10年度	①量の見込み				193	174	425	69	202	216
	②提供体制				420	174	457	117	179	205
		市内施設			420	174	457	117	179	205
			特定教育・保育施設		150	60	457	62	98	113
			特定地域型保育事業					55	81	92
			認可外施設			－	－	－	－	－
			新制度未移行の幼稚園		270					
			上記以外			114	－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用			－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）				227	0	32	48	-23	-11
令和11年度	①量の見込み				194	175	429	69	205	219
	②提供体制				420	175	457	117	179	205
		市内施設			420	175	457	117	179	205
			特定教育・保育施設		150	60	457	62	98	113
			特定地域型保育事業					55	81	92
			認可外施設			－	－	－	－	－
			新制度未移行の幼稚園		270					
			上記以外			115	－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用			－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）				226	0	28	48	-26	-14

【備考】

北エリアにおいては、1歳児の保育の量の見込みが増加する見通しの中で、主に1、2歳児において量の見込みに対して提供体制が不足している状況が継続しますが、0歳児において必要量を上回る提供量が確保されていることから、受け入れ人数の弾力的な調整等をもって児童の受け入れを図ってまいります。併せて、隣接の中央エリアにおける0、1、2歳児の提供体制が、中央エリアにおける量の見込みを上回っていることから、中央エリアの保育施設利用により、1、2歳児の保育ニーズについても充足する見通しとなっています。

（単位：人）

【中央エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①量の見込み	190	159	239	37	112	124
	②提供体制	80	159	374	69	154	168
	市内施設	80	159	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		−	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	−					
	上記以外		65	−	−	−	−
	市内居住児童の市外施設利用	−	−	−	−	−	−
	過不足（②−①）	-110	0	135	32	42	44
令和8年度	①量の見込み	174	146	219	37	110	136
	②提供体制	80	146	374	69	154	168
	市内施設	80	146	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		−	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	−					
	上記以外		52	−	−	−	−
	市内居住児童の市外施設利用	−	−	−	−	−	−
	過不足（②−①）	-94	0	155	32	44	32
令和9年度	①量の見込み	176	147	221	37	109	134
	②提供体制	80	147	374	69	154	168
	市内施設	80	147	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		−	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	−					
	上記以外		53	−	−	−	−
	市内居住児童の市外施設利用	−	−	−	−	−	−
	過不足（②−①）	-96	0	153	32	45	34
令和10年度	①量の見込み	170	142	214	37	110	133
	②提供体制	80	142	374	69	154	168
	市内施設	80	142	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		−	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	−					
	上記以外		48	−	−	−	−
	市内居住児童の市外施設利用	−	−	−	−	−	−
	過不足（②−①）	-90	0	160	32	44	35
令和11年度	①量の見込み	173	145	218	38	110	134
	②提供体制	80	145	374	69	154	168
	市内施設	80	145	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		−	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	−					
	上記以外		51	−	−	−	−
	市内居住児童の市外施設利用	−	−	−	−	−	−
	過不足（②−①）	-93	0	156	31	44	34

【備考】

中央エリアにおいては、保育の量の見込みはほぼ横ばいで推移する見通しとなっています。小規模保育事業所を中心に施設が多く整備されているエリアであることから、全ての年齢において保育の量の見込みに対して、提供体制が充足をしています。中央エリアは北エリア、南エリアと隣接しており、和光市駅が存在するエリアであるという特性から、中央エリアの保育施設は、市全域の児童が利用している実態があり、今後も同様の状況が継続する見通しとなっています。

（単位：人）

【南エリア】			１号認定	２号認定		３号認定		
				教育の利用希望が強い	左記以外	０歳	１歳	２歳
令和7年度	①量の見込み		98	141	201	42	87	97
	②提供体制		225	141	195	35	90	92
		市内施設	225	141	195	35	90	92
		特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
		特定地域型保育事業				18	40	42
		認可外施設		－	－	－	－	－
		新制度未移行の幼稚園	－					
		上記以外			－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）		127	0	-6	-7	3	-5
令和8年度	①量の見込み		97	139	199	50	92	103
	②提供体制		225	139	195	35	90	92
		市内施設	225	139	195	35	90	92
		特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
		特定地域型保育事業				18	40	42
		認可外施設		－	－	－	－	－
		新制度未移行の幼稚園	－					
		上記以外		91	－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）		128	0	-4	-15	-2	-11
令和9年度	①量の見込み		96	138	197	50	102	108
	②提供体制		225	138	195	35	90	92
		市内施設	225	138	195	35	90	92
		特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
		特定地域型保育事業				18	40	42
		認可外施設		－	－	－	－	－
		新制度未移行の幼稚園	－					
		上記以外		90	－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）		129	0	-2	-15	-12	-16
令和10年度	①量の見込み		98	142	203	50	110	112
	②提供体制		225	142	195	35	90	92
		市内施設	225	142	195	35	90	92
		特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
		特定地域型保育事業				18	40	42
		認可外施設		－	－	－	－	－
		新制度未移行の幼稚園	－					
		上記以外		94	－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）		127	0	-8	-15	-20	-20
令和11年度	①量の見込み		102	147	210	40	101	118
	②提供体制		225	147	195	35	90	92
		市内施設	225	147	195	35	90	92
		特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
		特定地域型保育事業				18	40	42
		認可外施設		－	－	－	－	－
		新制度未移行の幼稚園	－					
		上記以外		99	－	－	－	－
		市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）		123	0	-15	-5	-11	-26

【備考】

南エリアにおいては、大規模な住宅開発が計画期間内において予定されていることにより、一時的に児童人口の増加が見込まれています。児童人口の増加に伴い、主に０、１、２歳児において保育の量の見込みが増加する見通しとなっていることから、北エリアと同様に、隣接の中央エリアの保育施設の活用等により児童の受け入れを行ってまいります。

（5）地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

【事業概要】

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業などの保育・医療・福祉等のサービスを円滑に利用できるように、身近な場所で相談、情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

市では、南エリア、北エリア、中央エリアに設置している子育て世代包括支援センターに、保健師等の資格を有する母子保健ケアマネジャーや児童福祉の専門職として子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から乳幼児のいる家庭への切れ目ない支援を実施しています。

また、地域子育て相談機関は、令和４年の児童福祉法の改正により、利用者にとって、利用者支援事業を実施する子育て世代包括センターよりも、敷居が低く、気軽に相談ができる事業として創設されました。市では、令和７年度以降、総合児童センター・児童館等で実施をする予定です。

【現状】

（単位：箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所数	5	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

（単位：箇所）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
母子保健型	量の見込み	1	1	-※	-※	-※
	確保方策	1	1	-※	-※	-※
基本型	量の見込み	1	1	-※	-※	-※
	確保方策	1	1	-※	-※	-※
母子保健・基本一体型	量の見込み	3	3	-※	-※	-※
	確保方策	3	3	-※	-※	-※
地域子育て相談機関	量の見込み	4	4	-※	-※	-※
	確保方策	4	4	-※	-※	-※

【今後の方向性】

市は、従来のわこう版ネウボラを基盤に、現在のネウボラ課と子ども家庭支援課に総合こども家庭センターを設置し、利用者支援事業を充実していきます。

また、令和９年度からは、現在の子育て世代包括支援センターの一部を（仮）地域こども家庭センターへ移行することを予定していることから、計画の中間見直しで、地域子育て相談機関及び地域子育て支援拠点事業と併せて、量の見込みと確保方策を設定します。

② 時間外保育事業

【事業概要】

やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定区分の時間を超えて保育を必要とするこどもに対し提供する保育です。地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、国・県・市が一部費用を負担します。

【現状】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
提供体制（定員数）	2,078	2,168	2,177	2,226	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257
確保方策	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257

【今後の方向性】

共働き家庭の増加に伴い、保育時間へのニーズが多様化しています。

全ての保育所・小規模保育事業所等にて事業が実施できるよう支援します。

実施時間については、保護者のニーズに合わせた事業を安定的・計画的に提供できるよう、事業者との協議・連携を図ります。

③ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

小学校に就学している児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいなく放課後や長期休業時において保育を必要とする場合に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。公設学童クラブ 13 か所と民設学童クラブ 2 か所、合計 15 か所で学童クラブを展開しています。

【現状】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
提供体制（定員数）	996	1,033	1,033	1,033	－
利用希望者数	943	951	929	991	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,020	1,003	957	927	880
確保方策	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033

【今後の方向性】

放課後の居場所づくりの中枢を担う学童クラブは、児童の成長に応じて適切かつ安全で安心した居場所としての提供体制を整えるとともに、全ての児童の放課後の居場所として、児童同士が交流できる環境の確保が求められます。

市では、学童クラブ（放課後児童健全育成事業）とわこうっこクラブ（放課後子ども教室事業）を一体型施設又は一体的な運営等を推進することにより、放課後のこどもの居場所を確保し、児童同士の交流促進を図っています。

引き続き、既存施設や小学校等における教室等は最大限活用し、全ての小学校で学童クラブとわこうっこクラブの一体的運営を推進します。

■一体型の運営イメージ■

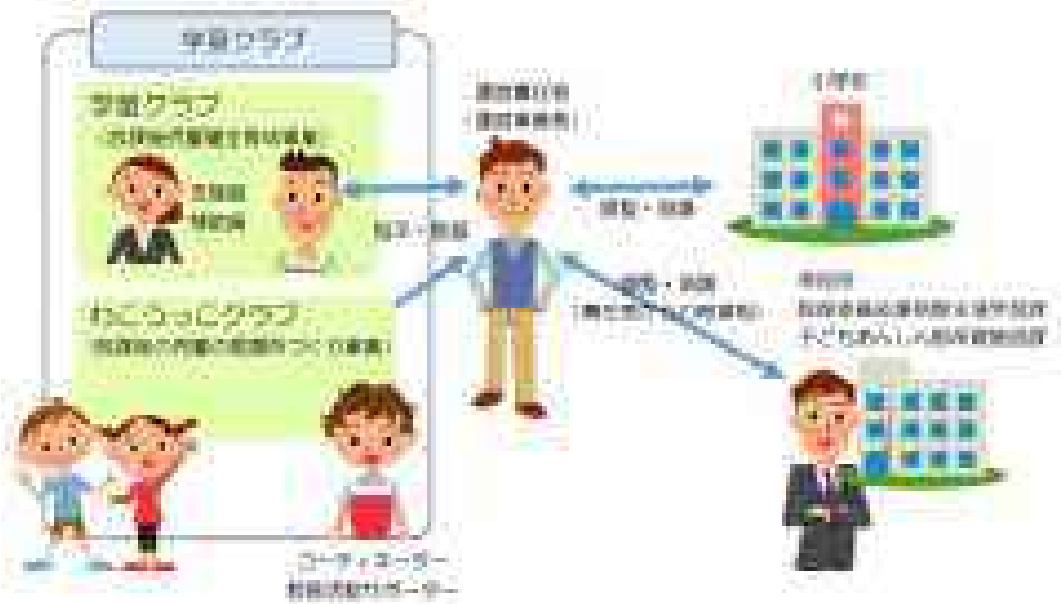

④ トワイライトステイ・ショートステイ（子育て短期支援事業）

【事業概要】

ショートステイは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、こどもを預かり、必要な支援を行う事業です。

トワイライトステイは、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。

【現状】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間利用者数（実人数）	0	0	0	0	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	96	96	96	96	96
確保方策	96	96	96	96	96

【今方向性】

市では児童福祉法の改正に伴い、養護施設だけでなく、こどもを、里親・ファミリーホーム等でも預かることができるよう、事業の拡充が図られたことから地域資源と連携し、事業の展開をしていきます。

また、わこう版ネウボラ事業の１つとして、わこう産前・産後ケアセンターで生後間もない乳児を対象とした産後ケア型のショートステイ等を実施しており、社会的養護が必要な児童の短期預かり等については、ファミリー・サポート・センター事業や緊急サポート事業における夜間預かり・宿泊預かりでも対応しています。

⑤ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業概要】

こんにちは赤ちゃん訪問は、産婦・新生児訪問事業をあわせて実施しています。生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師・母子保健ケアマネジャー等の専門職が訪問し、乳児の発育・発達の確認を行うとともに、子育て支援に関する情報提供、産後の母親の心身の状況及び養育環境等の把握・相談を行い、必要な助言及びその他の支援を行います。

【現状】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間訪問者数	700	661	657	621	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	656	684	689	694	667
確保方策	656	684	689	694	667

【今後の方向性】

こんにちは赤ちゃん訪問は、出生数が減少傾向にあることに伴い、年間訪問者数も減少しています。

引き続き、産後うつ等の早期発見・早期治療、育児支援のため、必要に応じてスリーシート[※5]を実施し、適切な支援へつなげます。

さらに、こんにちは赤ちゃん訪問では、転入者、里帰り中の家庭等についても対象としています。

[5] スリーシート：育児サポート体制、産後の気分、こどもへの気持ちを確認するための３種のアンケート。

⑥ 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を専門職が訪問し、保護者の育児、家事等の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【現状】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間利用者数（延べ人数）	2	1	4	5	－

【参考】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
要保護児童年間対象者数（実人数）	44	47	51	65	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	11	11	11	11	11
確保方策	11	11	11	11	11

【今後の方向性】

養育支援訪問事業年間利用者数及び要保護児童年間対象者数は増加傾向にあります。

速やかに調整機関に情報を集約する等、引き続き、関係機関との連携を図ることで養育支援を必要とする家庭を早期発見し、必要な支援を適切に行います。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくり等や親子の交流を実施します。

【現状】

（単位：人日、箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用人数（単位：人日）	34,773	42,852	47,173	55,868	－
実施箇所数（単位：箇所）	5	5	5	5	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日、箇所）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（単位：人日）	50,401	49,716	－	－	－
確保方策（単位：箇所）	5	5	－	－	－

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業は、令和８年度までは、現在の子育て世代包括支援センターで実施します。

令和９年度からは、現在の子育て世代包括支援センターの一部を（仮称）地域こども家庭センターへ移行することを予定していることから、計画の中間見直しで本事業の実施個所数等を設定いたします。

⑧ 幼稚園の預かり保育・保育所等における一時保育・休日保育等（一時預かり事業）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。

■一時預かり事業の類型イメージ■

	幼稚園型	一般型
実施場所	幼稚園・認定こども園	保育園・一時預かり実施施設
利用対象	幼稚園・認定こども園（教育部分）に通っているこども	定期的に保育を利用していないこども
利用要件	教育時間の前後、土・日等休日、長期休暇中等	仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭等一時的に育児が困難な場合

【現状】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園在園児の利用（延べ人数）	20,717	25,393	43,200	48,000	－
幼稚園在園時以外の利用（延べ人数）	6,569	7,794	8,034	7,487	－
幼稚園在園時以外の利用（延べ人数）（トワイライトステイ）	－	－	－	－	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

【一時預かり（幼稚園型）】	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	52,032	49,015	48,113	47,030	47,855
１号認定	31,219	29,409	28,868	28,218	28,713
２号認定	20,813	19,606	19,245	18,812	19,142
確保方策（幼稚園型）	64,080	64,080	64,080	64,080	64,080

（単位：人日）

【一時預かり（幼稚園型を除く）】	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	14,111	14,101	14,252	14,342	14,472
確保方策	25,131	25,114	25,120	25,117	25,120
一時預かり（幼稚園型を除く）	23,822	23,822	23,822	23,822	23,822
ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業を除く）	1,213	1,196	1,202	1,199	1,202
トワイライトステイ	96	96	96	96	96

【今後の方向性】

保護者の就労や休息等、こどもを一時的に預けたいニーズが高まっており、利用実績も増加傾向にあります。特に幼稚園では、預かり保育の充実に取り組んでおり、幼稚園在園児の利用実績が増加しています。

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園での在園児を対象とした一時預かり及び幼稚園在園児以外の利用ニーズへも対応し、保護者が安心してこどもを預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

⑨ 病児保育事業等

【事業概要】

病気のときや怪我等からの回復期等に保育を必要とする場合は、病院・保育所等に設置された専用スペース等で看護師等が保育する「病児・病後児保育事業」や支援を行う方の自宅又は利用を希望する方の自宅等で預かる「緊急サポート事業」等が利用できます。

【現状】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
提供体制（定員数×開所日数）	1,680	1,680	960	960	－
延べ利用人数	13	28	29	95	－
ファミリー・サポート・センター（病児･緊急対応強化事業）延べ利用人数	16	64	65	73	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		145	143	144	144	144
確保方策		2,221	2,260	2,221	2,221	2,221
	病児保育事業	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）	61	60	61	61	61

【今後の方向性】

市では、施設での預かりを希望する方への支援として、「病児･病後児保育事業」を市内２箇所、定員計７名で実施しています。

これまで、施設が駅周辺にないといったご意見や、サービスが使いづらいといったご意見を多くいただいていることから、令和７年度から、和光市駅周辺において、医療機関と連携した２名定員の病児保育事業所を１か所新設し、利便性の向上と受け入れ人数の拡充を図っていまいります。

既存の定員で、現状の量の見込みに対応できるサービス提供体制を確保していますが、多様な病児保育のニーズに対応できるようにしていきます。

⑩ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

こどもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員（利用会員）、当該援助を行う会員（協力会員）からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

【現状】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用人数 就学前児童（幼稚園在園児以外）	953	1,339	746	1,208	－
延べ利用人数 就学児童	1,016	1,261	1,119	1,382	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就学児童前児童（幼稚園在園時以外）	量の見込み	1,213	1,196	1,202	1,199	1,202
	提供体制	1,213	1,196	1,202	1,199	1,202
就学児童	量の見込み	1,447	1,416	1,368	1,334	1,273
	提供体制	1,447	1,416	1,368	1,334	1,273

【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業は、年度間による増減はあるものの、安定的な利用ニーズがあり、特に、就学児童の利用が増加しています。

ニーズの拡大に対応するとともに、人口の動向を踏まえながら、協力会員の拡大及び稼働率の向上を図ります。

また、様々な預かりのニーズに対応するため、協力会員の資質向上に向けた取組を推進します。

⑪ 妊婦健康診査

【事業概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて 14 回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【現状】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数（実人数）	1,216	1,159	1,063	1,061	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	656	684	689	694	667
確保方策	656	684	689	694	667

【今後の方向性】

母子共に安心、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。医療機関と連携し、必要な方へは早期介入し、支援へ繋ぎます。妊婦が受診しやすい環境を整えるため、助成内容について必要に応じて見直します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

【事業概要】

施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難な世帯のこどもが、利用する幼稚園に支払った実費徴収費のうち副食費に相当する費用を助成することにより、より円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、全てのこどもの健やかな成長を支援する事業です。

【今後の方向性】

国の実費徴収に係る補足給付実施要綱に基づき適切に実施するとともに、国の動向を注視し、市内の実情や実績を踏まえながら子育て支援の充実を図ります。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

児童福祉法等の一部を改正する法律において、令和６年４月１日より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

【今後の方向性】

当該事業を実施することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防いでまいります。

⑭ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

児童福祉法等の一部を改正する法律において、令和６年４月１日より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設します。児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎ、包括的提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15

【今後の方向性】

当該事業を実施することにより、児童やその家庭の多様な課題に応じて必要な支援を行い、養育環境の改善を図ってまいります。

⑮ 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童福祉法等の一部を改正する法律において、令和６年４月１日より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	11	11	11	11	11
確保方策	11	11	11	11	11

【今後の方向性】

講義やグループワーク、ロールプレイ等の親子関係形成支援プログラムを実施する人材を育成し、当該事業を実施します。

⑯ 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,968	2,052	2,067	2,082	2,001
確保方策	1,968	2,052	2,067	2,082	2,001

【今後の方向性】

市では、従来からわこう版ネウボラにおいて、妊娠期から子育て期までの面談等による伴走型相談を実施しています。今後も、わこう版ネウボラを推進することで、当該事業の実施につなげていきます。

また、現在行っている、妊娠期の経済的支援のための支援金についても、「妊婦のための支援給付金」として継続していきます。

⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

保育所等において、保育所等に所属していない生後 6 か月から満 3 歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を提供します。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（延べ利用人数）		1,440	1,440	1,440	1,440
	0 歳（延べ利用人数）	0	0	0	0
	1 歳（延べ利用人数）	720	720	720	720
	2 歳（延べ利用人数）	720	720	720	720
確保方策（延べ利用人数）		1,440	1,440	1,440	1,440
	0 歳（延べ利用人数）	0	0	0	0
	1 歳（延べ利用人数）	720	720	720	720
	2 歳（延べ利用人数）	720	720	720	720

【今後の方向性】

令和 7 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

市は、令和 8 年度からの実施に向けて準備をします。

⑱ 産前・産後ケア事業

【事業概要】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、令和７年度より、母子保健法に定められた産後ケア事業が、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

妊産婦に対して、心身のケアや育児サポートとして、産後ケア訪問、ショートステイ（日帰り・宿泊）、デイケアを実施し、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（延べ利用人数）	350	350	350	350	350
確保方策（延べ利用人数）	350	350	350	350	350

【今後の方向性】

市は、これまでも母子保健法に基づき、産前・産後ケア事業を展開してきましたが、引き続き、誰もがより安心・安全な妊娠・出産・子育てができるように支援体制を確保します。

（6）こども・子育て支援施設等利用給付の円滑な実施について

市では、こどもの命を預かる施設等はこどもの安全を確保していることが第一と考え、子ども・子育て支援施設等は、子ども・子育て支援法施行規則第１条に定める基準を満たすことを条例に定めて、こどもの安全確保を図っています。

児童福祉法に定める認可外保育施設に対する調査、指導及び命令、届出の受理等の事務処理の権限を埼玉県から移譲されていることを踏まえ、円滑な給付ができるよう適宜、他自治体から情報収集を行い、特定子ども・子育て支援施設等とする確認及び公示を速やかに行うとともに、市民等に対して施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行います。

特定子ども・子育て支援施設等に対しては、関係法令等に基づく是正指導等を確実に実施し、安全な施設等の維持確保を図ります。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保にあたっては、該当する家庭に対し適切に且つ公正に情報提供を行うとともに、適正な給付ができるよう取り組みます。

また、保護者への給付については、保護者の経済的負担や利便性等を踏まえて、特定子ども・子育て支援施設等における既存事務との連続性や、対象施設の資金繰りにも配慮した上で、法定代理受領（現物給付）による毎月給付を実施できるよう努めます。

第４章　和光市のこども・子育て環境の現況

第１節　人口の状況

１．年齢３区分別人口の状況

令和２年から令和６年までの本市の人口の推移をみると、総人口は増減を繰り返しながら８万４千人前後で推移しています。年齢３区分別人口でみると、年少人口は減少傾向で推移しています。

■【実績】年齢３区分別人口■

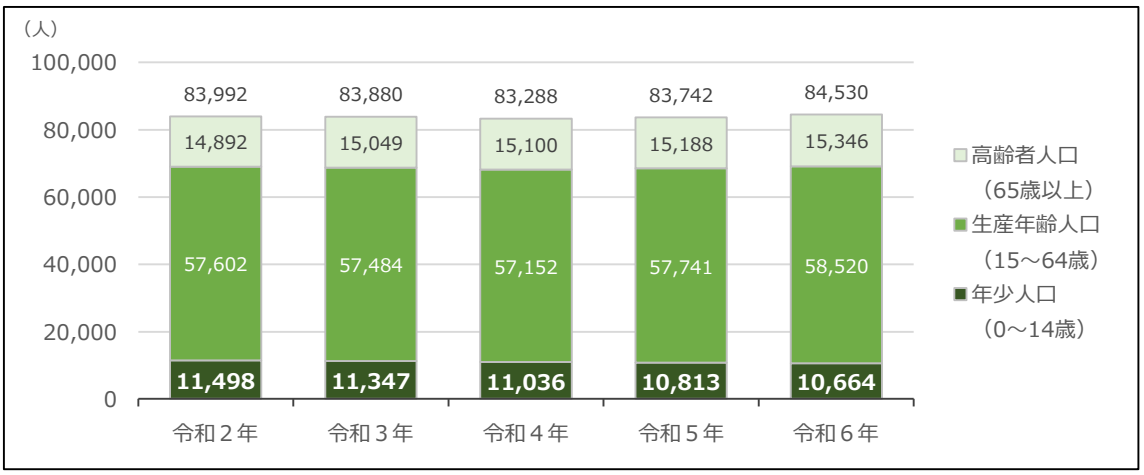

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

また、年齢３区分別人口を市の総人口に対する割合でみると、15～64 歳の生産年齢人口の割合及び 65 歳以上の高齢者人口の割合が緩やかな増加傾向である一方、0～14 歳の年少人口の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

■【実績】年齢３区分別人口割合■

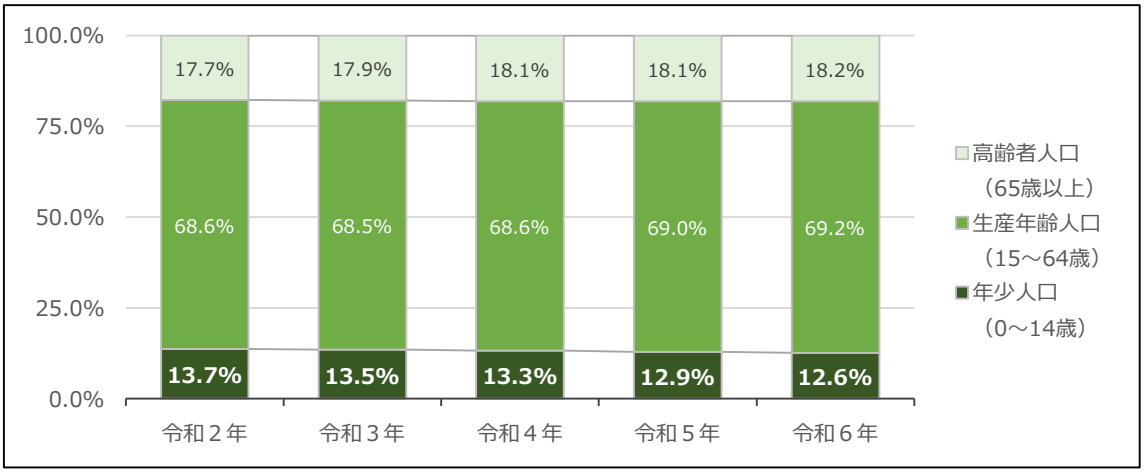

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

なお、令和７年から令和 11 年にかけての推計では、年少人口が減少する一方で、生産年齢人口及び高齢者人口が増加するとみられており、総人口は増加すると推計されています。

■【推計】年齢３区分別人口■

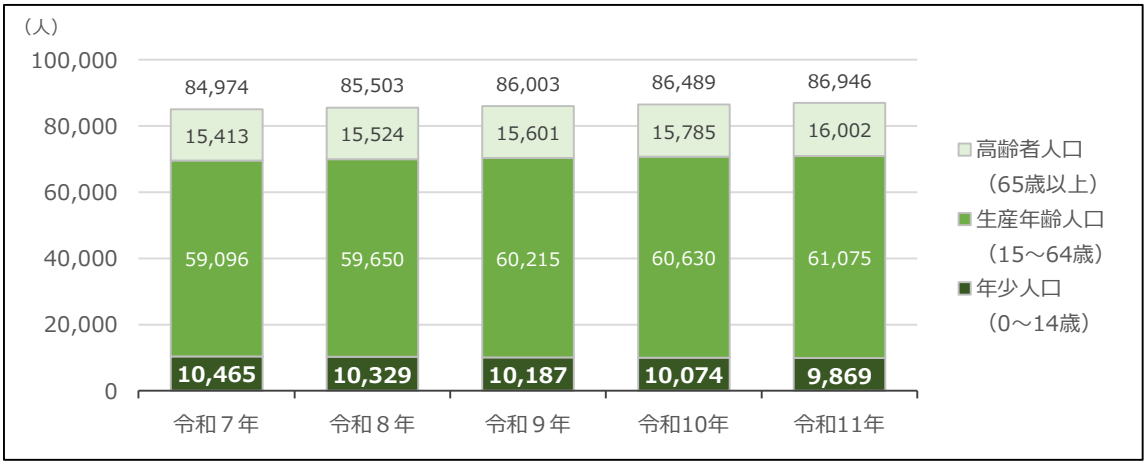

資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

２．出生の状況

本市の出生数は令和２年以降、減少傾向で推移しています。また、合計特殊出生率も令和２年以降減少傾向で推移しており、コロナ禍の影響が考えられますが、令和５年時点で回復していません。

■出生数と合計特殊出生率の推移■

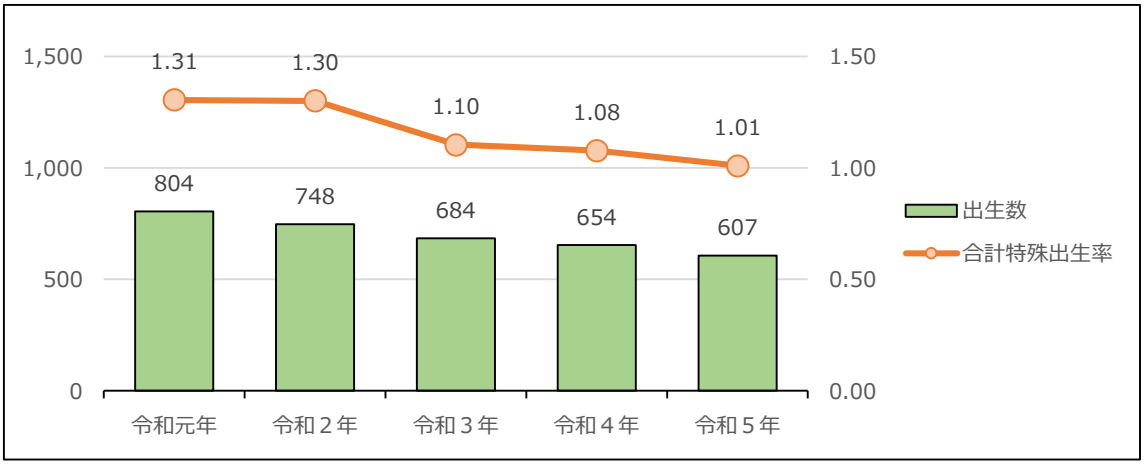

資料：埼玉県「人口動態概況」

3．就学前児童人口の状況

令和６年４月１日時点の本市の就学前児童人口の推移を見てみると減少傾向が続いており、令和６年４月１日時点で 4,012 人となっています。年齢別に見ると、特に０歳及び３歳人口の減少率が高くなっており、令和２年と比較して０歳人口が 25.0%、３歳人口が 23.4%減少しています。

令和７年から令和 11 年にかけての推計では、大規模な住宅整備等により０歳から２歳人口の一時的な増加が見込まれます。しかしながら、全体的な就学前児童人口は横ばいから緩やかな減少傾向で推移するとみられています。

■【実績】年齢別就学前児童人口■

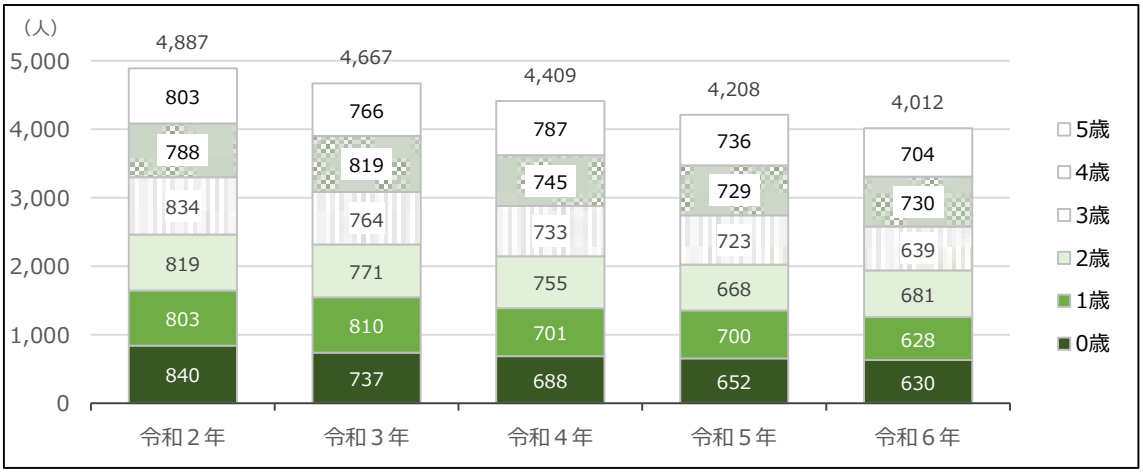

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■【推計】年齢別就学前児童人口■

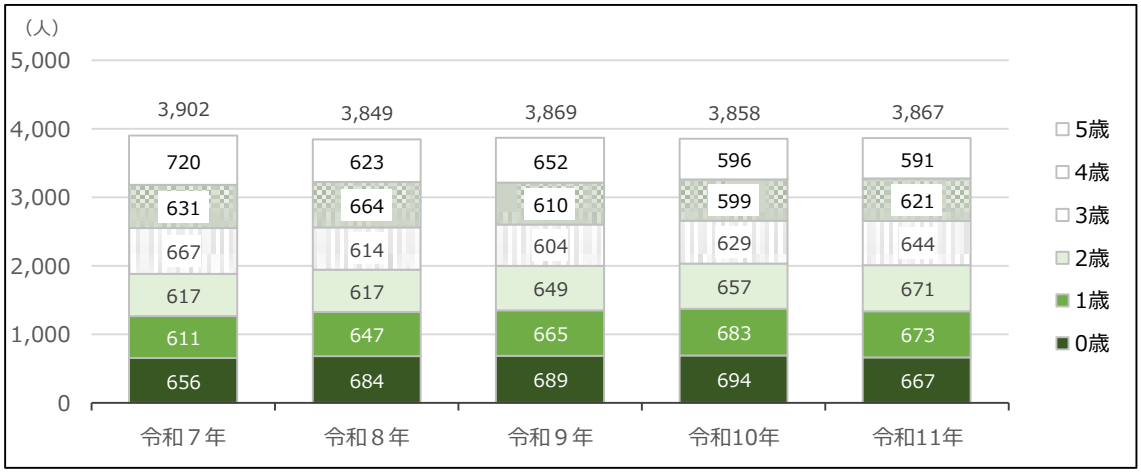

資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

4．小学生年代人口の状況

令和６年４月１日時点の本市の小学生年代人口の推移を見てみると、令和３年まで増加傾向にあったものの、令和４年から減少に転じており、令和６年４月１日時点で 4,457 人となっています。年齢別に見ると、６歳及び８歳人口が減少しており、令和２年と比較して６歳人口が 11.2%、８歳人口が 7.7%減少しています。

令和７年から令和 11 年にかけての推計では、全体として減少傾向で推移するとみられています。

■【実績】年齢別小学生年代人口■

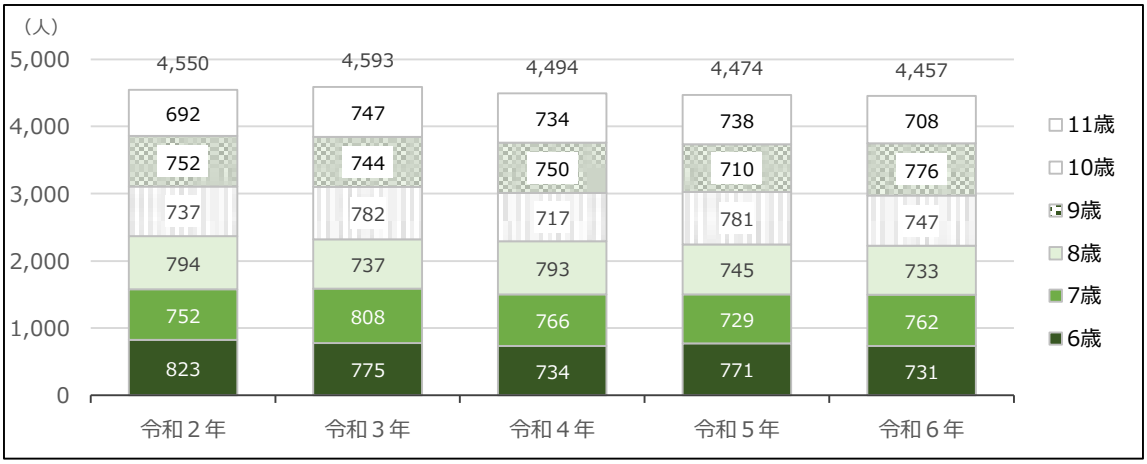

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■【推計】年齢別小学生年代人口■

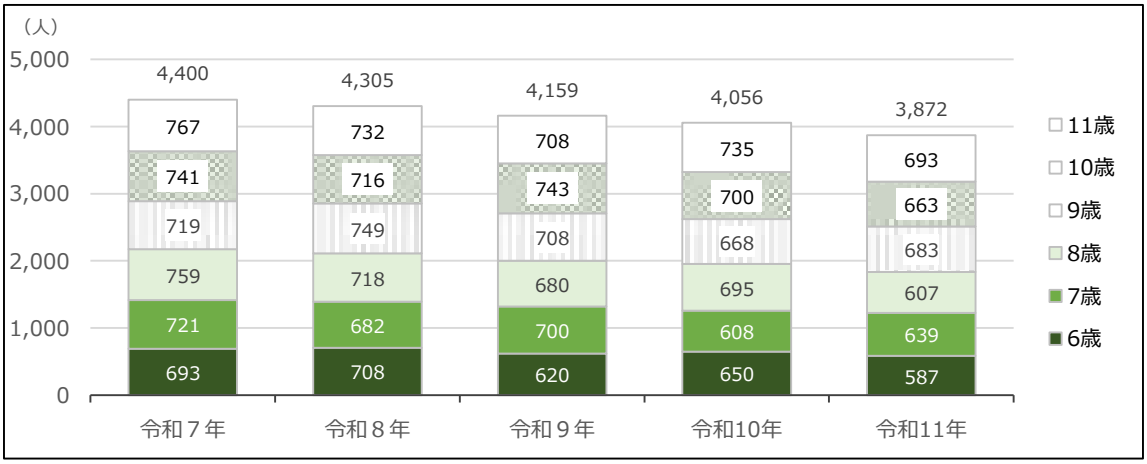

資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

5．中高生年代人口の状況

令和６年４月１日時点の本市の中高生年代人口の推移を見てみると、令和３年に減少を記録したものの令和４年以降は増加傾向で推移しており、令和６年４月１日時点で 4,227 人となっています。年齢別に見ると、令和２年との比較では 17 歳人口を除く全ての年齢で増加していますが、17 歳人口は 2.2%減少しています。

令和７年から令和 11 年にかけての推計では、中高生人口の合計は令和９年までは緩やかに増加し、令和 10 年以降は減少するとみられています。

■【実績】年齢別中高生年代人口■

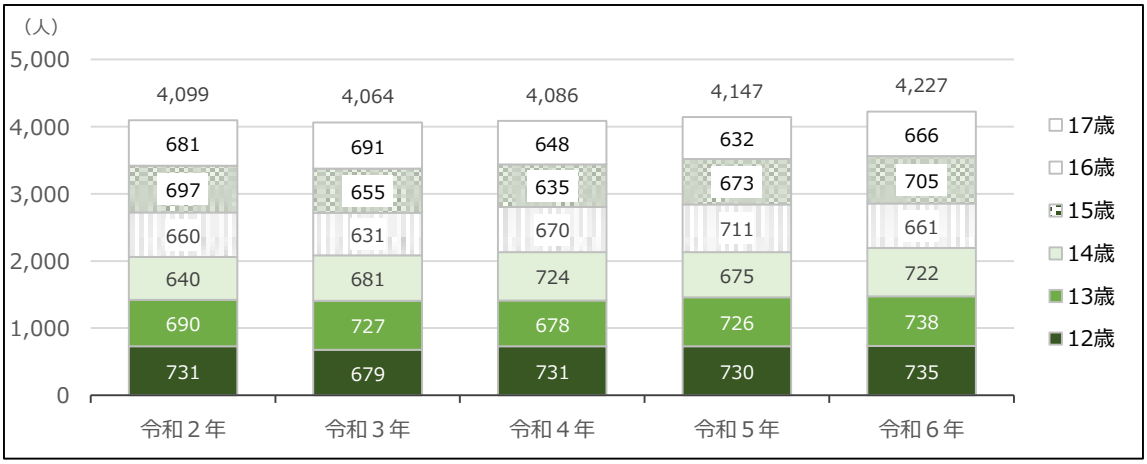

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■【推計】年齢別中高生年代人口■

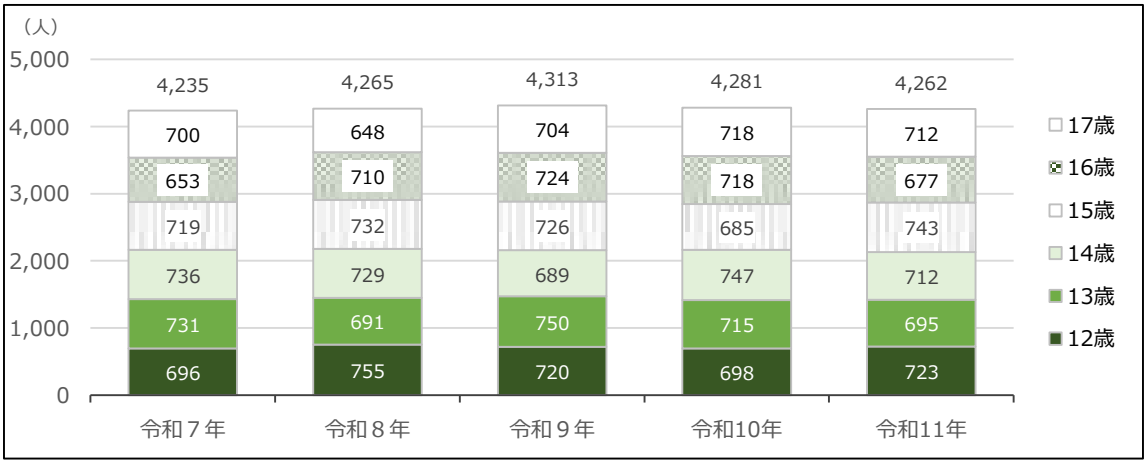

資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

6．18～39 歳人口の状況

令和 6 年 4 月 1 日時点の本市の 18～39 歳人口の推移を見ると、令和 4 年までは減少傾向で推移していましたが、令和 5 年からやや回復し、令和 6 年 4 月 1 日時点で 26,404 人となっています。

令和 7 年から令和 11 年にかけての推計では、緩やかな増加傾向で推移するとみられています。

■【実績】18～39 歳人口■

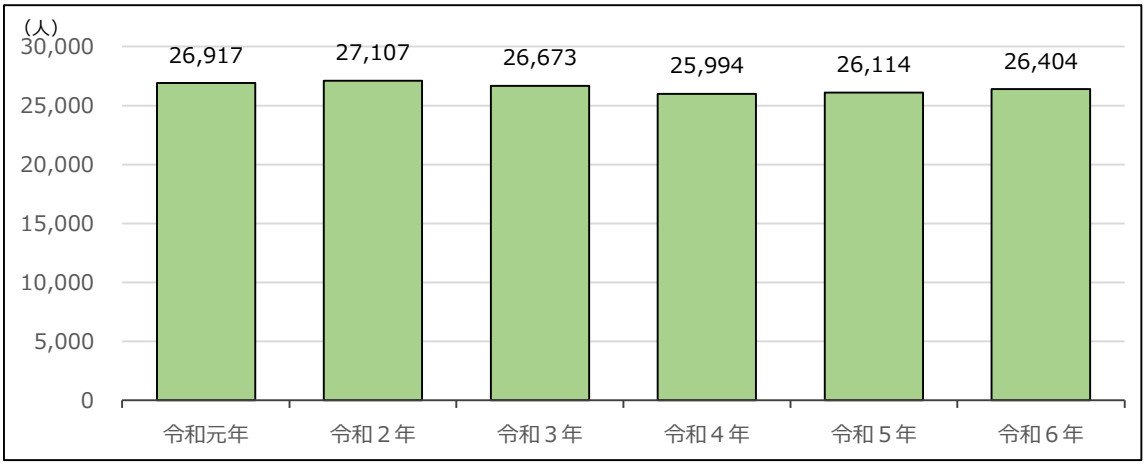

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

■【推計】18～39 歳人口■

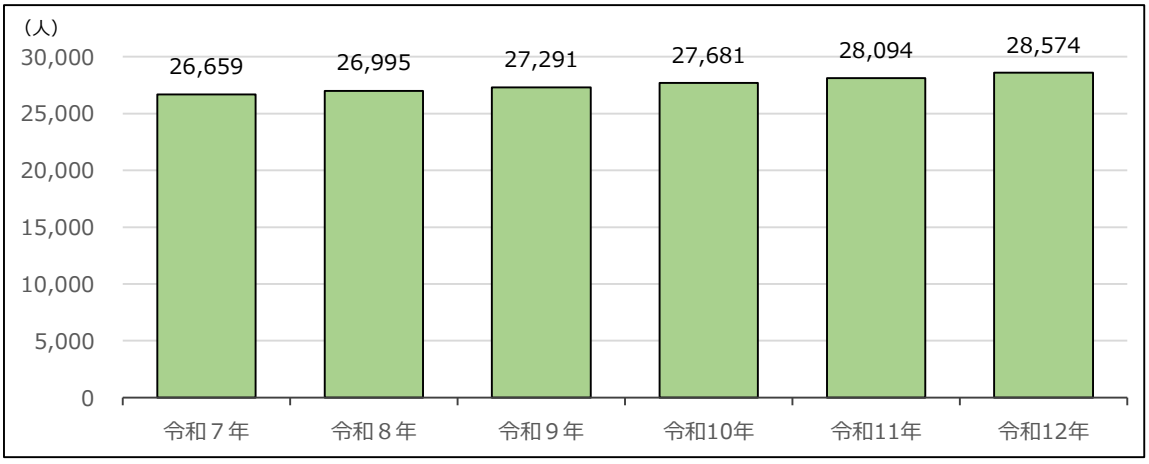

資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

第２節　こども・子育て世帯を取り巻く状況

１．世帯数と平均世帯人員数

本市の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は増加傾向で推移している一方、平均世帯人員数は減少傾向にあります。

■世帯数・平均世帯人員数の推移■

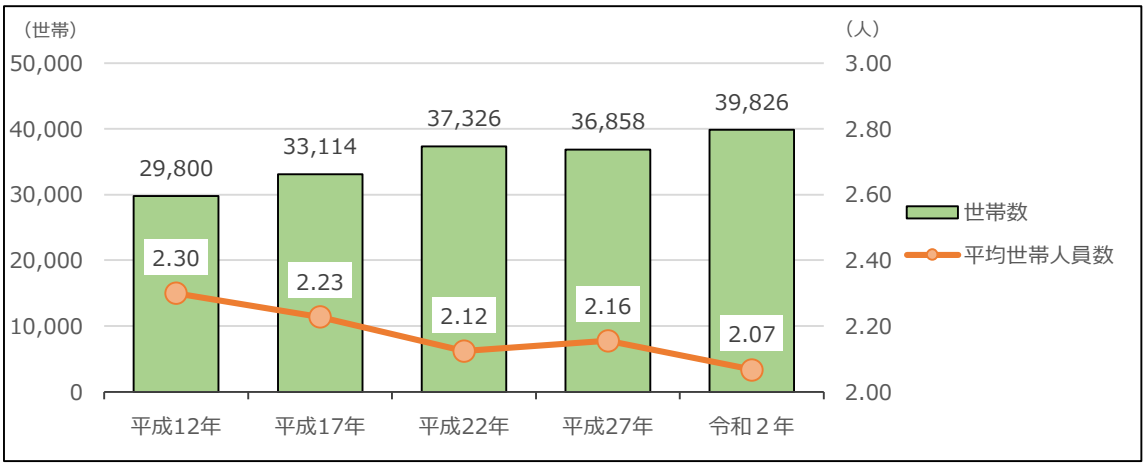

資料：国勢調査

家族類型別の世帯割合をみると、平成 22 年から令和２年において核家族世帯割合は概ね 50%強で推移しており、単独世帯の割合と足し合わせると、令和２年時点で全体の 96.2%を占めています。

■家族類型別世帯割合の状況■

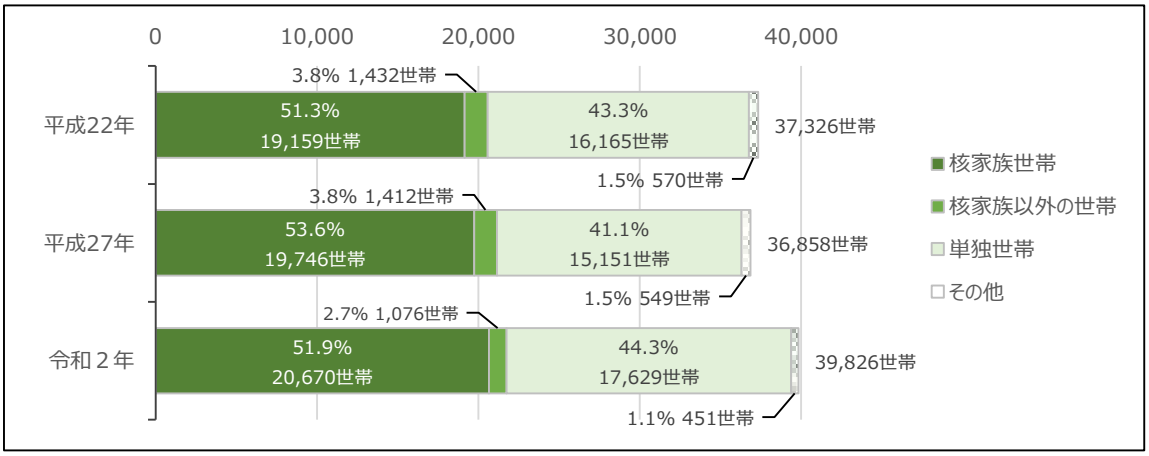

資料：国勢調査

2．6歳未満のこどもがいる世帯の状況

6歳未満のこどもがいる世帯の数は減少傾向にあります。

本市の一般世帯※6総数に占める割合についても、令和2年時点では 9.4%となっており、平成22年及び平成27年と比較して減少しています。

■6歳未満のこどもがいる世帯の状況■

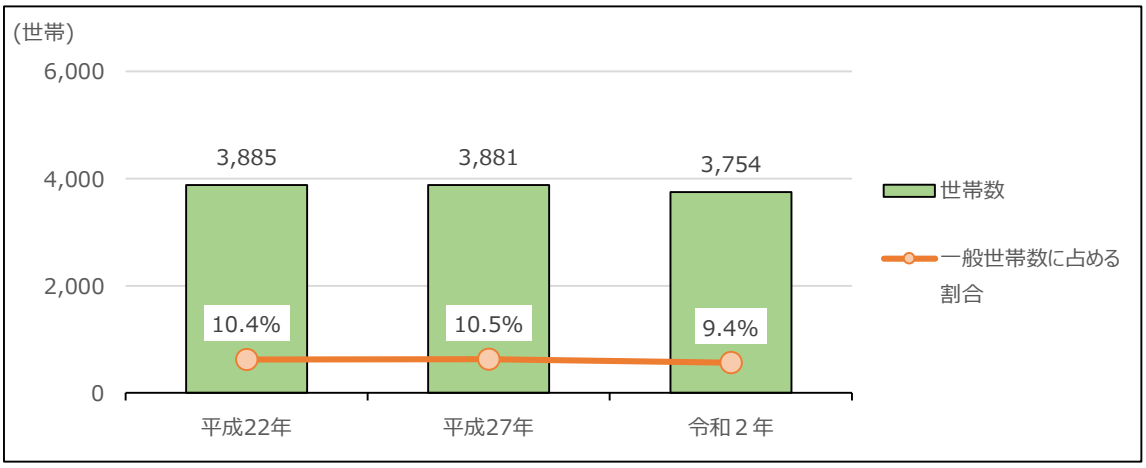

資料：国勢調査

3．18歳未満のこどもがいる世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯の数は増加傾向にありますが、本市の一般世帯総数に占める割合でみると、令和2年時点では20.9%となっており、平成22年及び平成27年と比較して減少しています。

■18歳未満のこどもがいる世帯の状況■

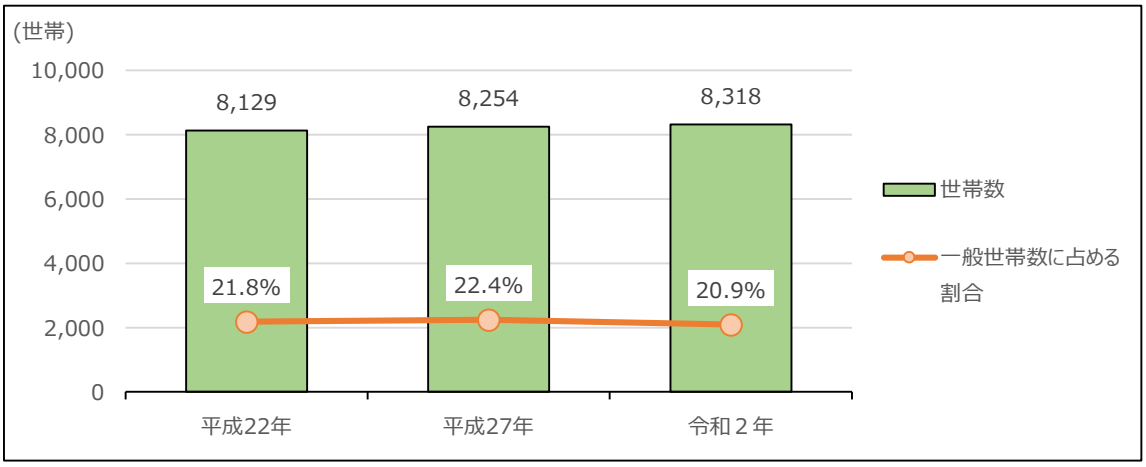

資料：国勢調査

---

[6] 一般世帯：国勢調査では，世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の２種類に区分している。
「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者等から成る世帯をいう。

4．婚姻・離婚

婚姻数は新型コロナウイルス感染拡大の影響等を受け、令和２年～令和３年にかけて大きく減少しましたが、令和４年から回復に転じており、令和５年の婚姻件数は 545 組となっています。

離婚数は令和２年以降、減少傾向で推移していましたが、令和５年の離婚件数は前年と比較して 37 組増加し 148 組となっています。

■婚姻数・離婚数の推移■

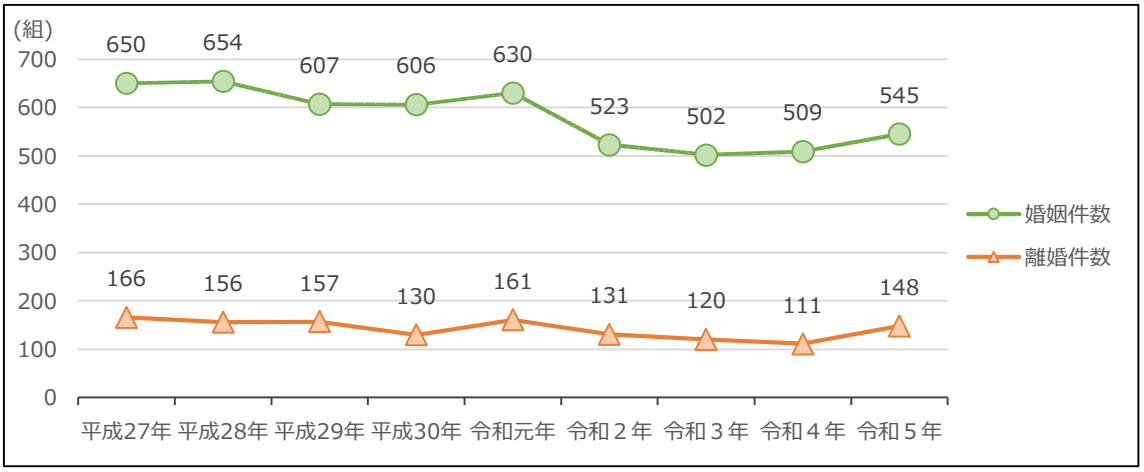

資料：埼玉県「人口動態概況」

5．ひとり親世帯の状況

本市の父子世帯数は令和２年時点で 53 世帯となっており、平成 12 年と比較して 35.9％増加しています。

また、母子世帯数は平成 27 年に一時減少しましたが、全体として増加傾向にあり、令和２年時点で 278 世帯と、平成 12 年と比較して 61.6％増加しています。

■母子世帯数・父子世帯数の推移■

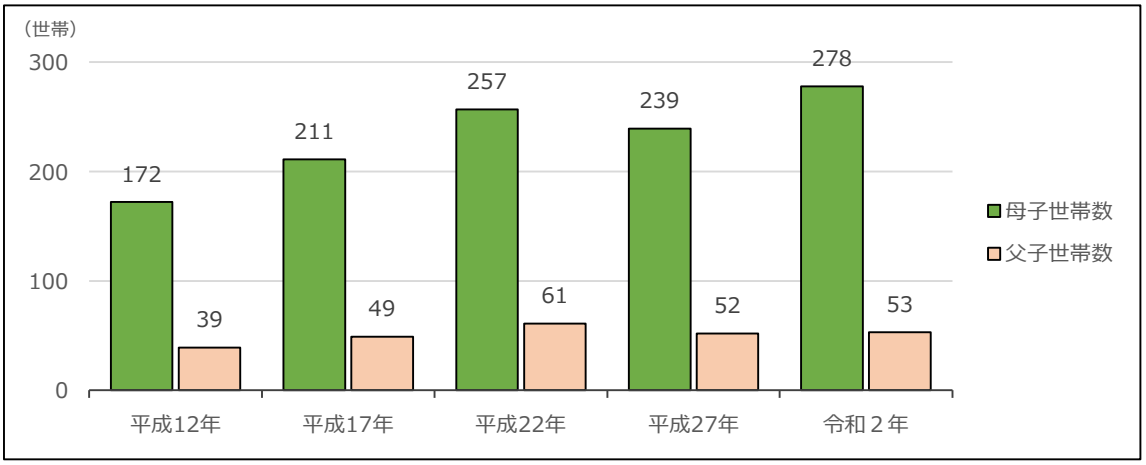

資料：国勢調査

6．女性の労働の状況

本市の女性の労働力率[※7]をみると、全体として労働力率の上昇がみられており、令和 2 年時点おいて 20～59 歳で 7 割を超えています。

■女性の労働力率の状況■

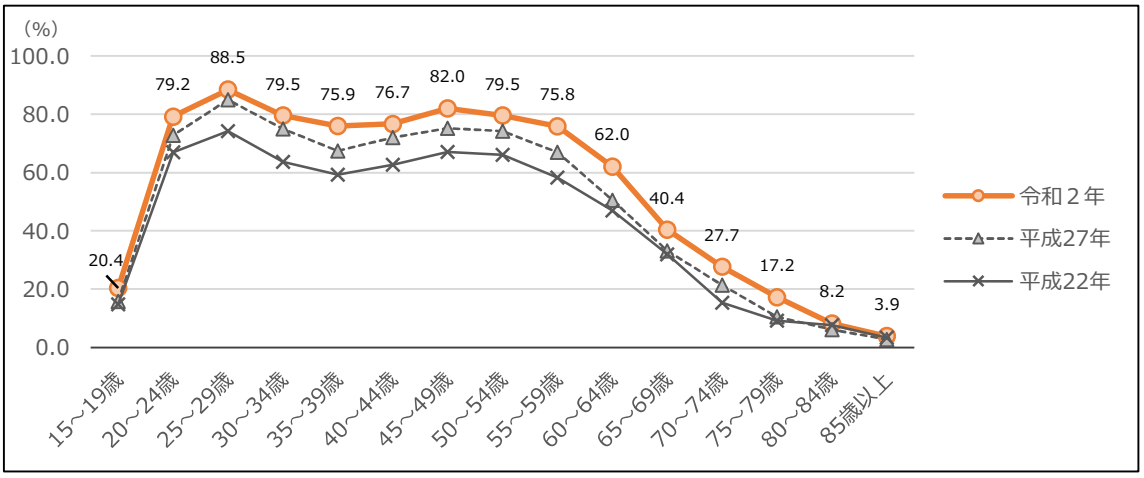

資料：国勢調査

7．障害児数の推移

障害児数（18 歳未満の障害者手帳（身体・療育・精神）所持者）は増加傾向で推移しています。令和 5 年度末時点では 265 人となっており、令和元年度時点と比較して 25 人増加しています。

■障害児数の推移■

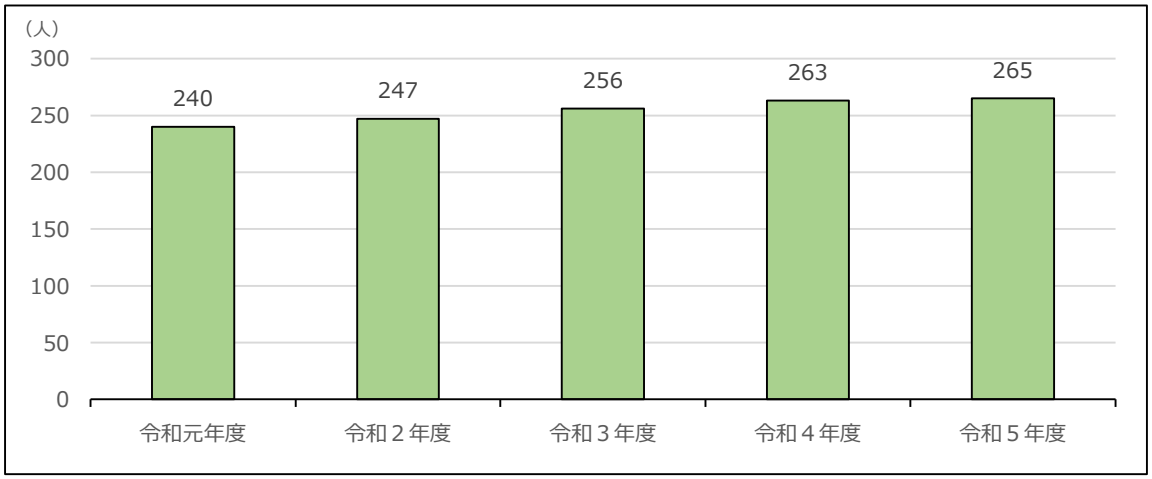

資料：障害福祉課調べ（各年度末時点）

[7] 労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口の割合のことを指し、労働力人口には就業者のほか、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、職業安定所に申し込む等して積極的に仕事を探していた人（完全失業者）を含みます。

8．生活保護の受給状況

生活保護の受給状況は、受給者数・受給世帯数共に増加していますが、市の総人口に対する生活保護受給者数の割合（保護率）は概ね横ばいで推移しています。

■生活保護世帯数の推移■

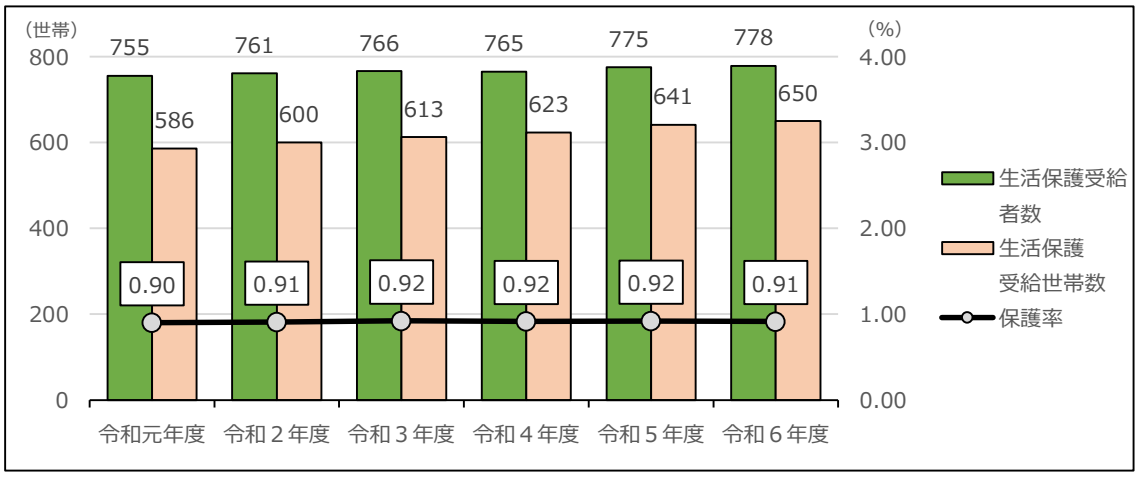

資料：生活支援課調べ（各年度末日時点、令和６年度は８月末時点）

9．虐待通報件数

令和２年度から令和３年度にかけて、児童虐待通告件数が大きく増加しました。

コロナ禍における緊急事態宣言下で、外出自粛が勧奨されたことにより、保護者の心理的負担が増大し、虐待に繋がるケースが増えたことが一つの要因と考えられます。新型コロナウイルスの感染拡大が収束するにつれて、児童虐待通告件数は減少の兆しがみられますが、依然としてコロナ禍以前の水準には戻っていません。

市では、要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、要保護児童のケース協議やハイリスクケースの情報共有を行っていますが、令和６年度より開催回数を増やして児童虐待防止と要保護児童の支援を行っています。

■児童虐待通告の現況■

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
身体的虐待	15 件	46 件	38 件	35 件	22 件
性的虐待	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
心理的虐待	76 件	90 件	89 件	78 件	81 件
ネグレクト等	3 件	15 件	27 件	20 件	12 件
合計	95 件	151 件	155 件	133 件	117 件

資料：子ども家庭支援課調べ（各年度末時点）

第５章　こども・若者の意見聴取

第１節　こども・若者対象アンケート調査

計画の策定にあたり、こども・若者の暮らしの現状やニーズを把握するとともに、こども・若者の意見を聴取するため、小中学生アンケート調査、若者アンケート調査、こどもワークショップを実施しました。

１．調査の目的

「和光市こども計画（第３期和光市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：令和７年度から令和 11 年度まで）を策定するにあたり、小中学生の日頃の生活状況、ニーズ等を把握するとともにこどものニーズや意見を聴取することにより、こども目線のこども政策の充実を図るために小中学生アンケート調査及びこどもワークショップを実施しました。

また、18 歳から 20 歳の若者を対象としたアンケート調査は、若者の市への満足度や、若者のニーズ等を把握することにより、ライフステージの転換期を迎える若者の自分らしい生き方や将来に対する思いや考えを聴取し、こども・若者施策とすることを目的として実施しました。

２．調査の概要

調査種別	小学生対象調査	中学生対象調査	若者対象調査 令和６年 11 月末時点回答結果
調査対象	小学４年生	中学１年生	18 歳から 20 歳の若者
抽出方法	全数調査	全数調査	全数調査
調査方法	Web 調査	Web 調査	Web 調査
調査時期	令和６年２月	令和６年２月	令和６年 10 月～ 令和７年２月
調査地域	和光市立小学校	和光市立中学校	和光市全域
配布数	759	640	1,926
有効回収数	561	511	1,591
有効回収率	73.9%	79.8%	82.6%

※小中学生については市内学校在学生徒を対象。

3．小中学生対象アンケート調査の分析（概要）

アンケート結果の見方

- 比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下２位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が 100%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は“ｎ＝○○○”として掲載し、各比率はｎを 100%として算出しています。
- グラフや図表のタイトルに【複数回答】とあるものは、１人の回答者が２つ以上の回答を出しても良い設問の回答結果です。したがって、各回答の合計比率は 100%を超える場合があります。

（1）居場所の多様化

アンケート調査結果では、いごこちが良い、安心できる、ここにいたい、と感じる場所の設問に対し、最も選ばれたのは「自分の家」（88.3%）ですが、21.8%が「インターネット空間」を選ぶ等、こどもの居場所が多様化しています。

遊び等で利用したい場所としても、屋内を望む傾向が強くなっています。

小学生、中学生別にみると、「インターネット空間」を選ぶ割合が小学生で 16.9%、中学生で 27.0%となっており、中学生になると「インターネット空間」を居場所とする割合が 10.1 ポイント増加します。

■いごこちが良い、安心できる、ここにいたい、と感じる場所【複数回答】■

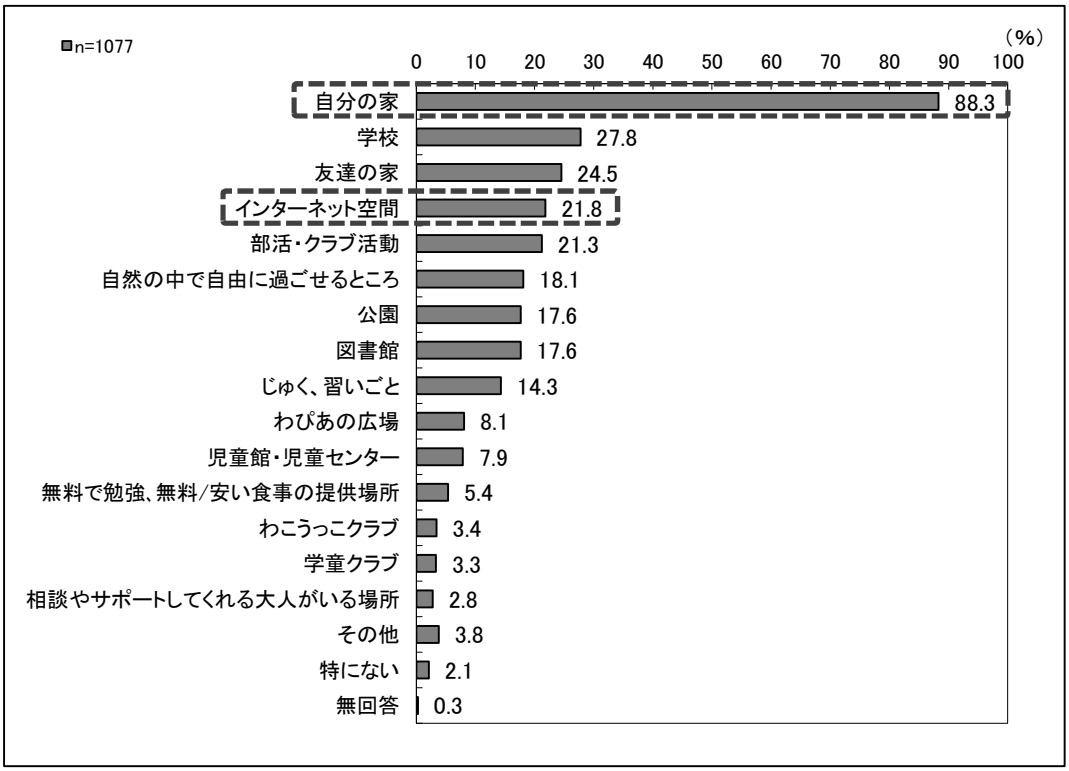

■小学生：いごこちが良い、安心できる、ここにいたい、と感じる場所複数回答】■

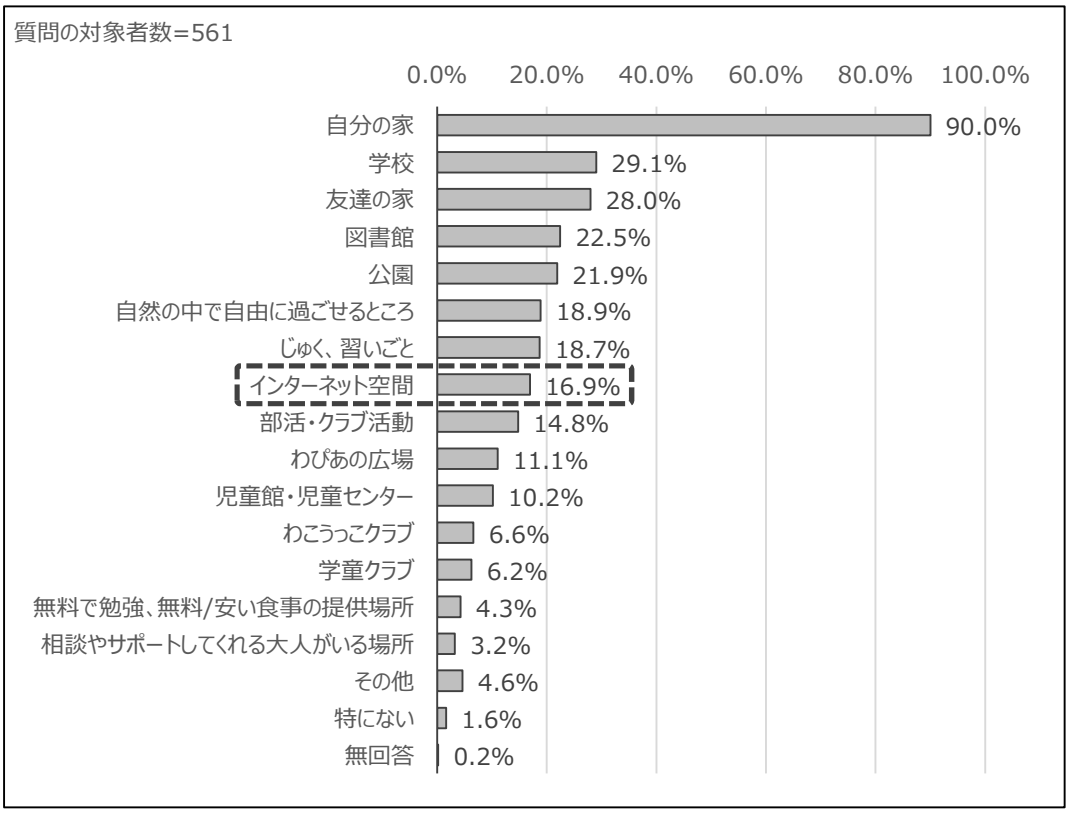

■小学生：いごこちが良い、安心できる、ここにいたい、と感じる場所【複数回答】■

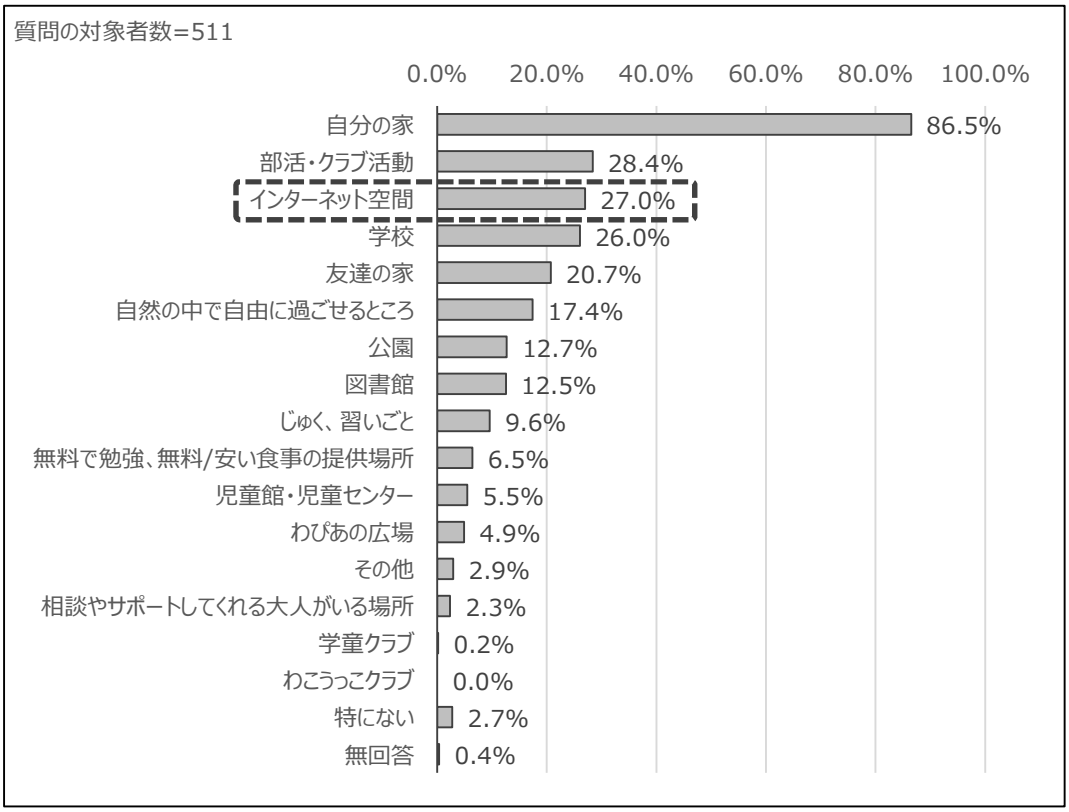

（2）さびしいと思うことがあるか

「ある」と回答した割合が小学生で 38.1%、中学生で 36.4%となっており、3 人に 1 人がさびしいと思うことが「ある」と回答しています。

■さびしいと思うことがあるか■

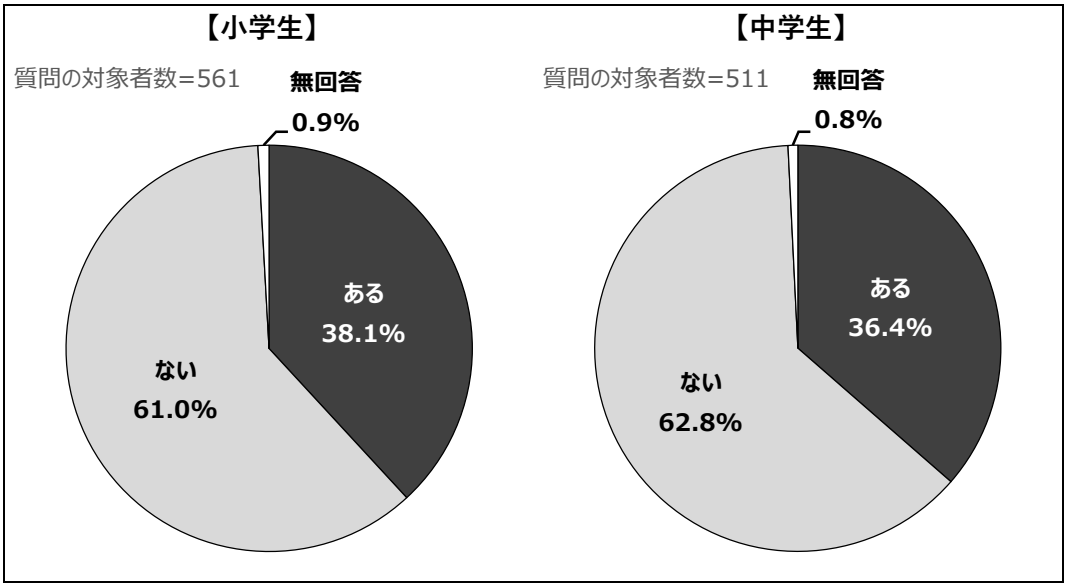

（3）スマートフォンの普及

情報通信技術の急速な進歩に伴い、スマートフォンが普及し、今やインフラともいえる状況になっています。

アンケート調査結果によると、自分専用のスマートフォンを所有していると回答した割合が、小学 4 年生で 50.1%、中学 1 年生で 90.4%となっています。

利用時間についても、小学生は 1 時間未満が最も多く、中学生は 1 時間以上 2 時間未満が最も多くなっています。

また、インターネット上の顔の見えないコミュニケーションにより、意図しないトラブルに巻き込まれたり、悪意をもった者からの接触により犯罪に巻き込まれたりする危険もあります。

スマートフォンの活用については、正しい使い方の普及啓発を図るとともに、スマートフォンに依存しないコミュニケーションのあり方や居場所について検討していく必要があります。

■専用のスマートフォンはあるか■

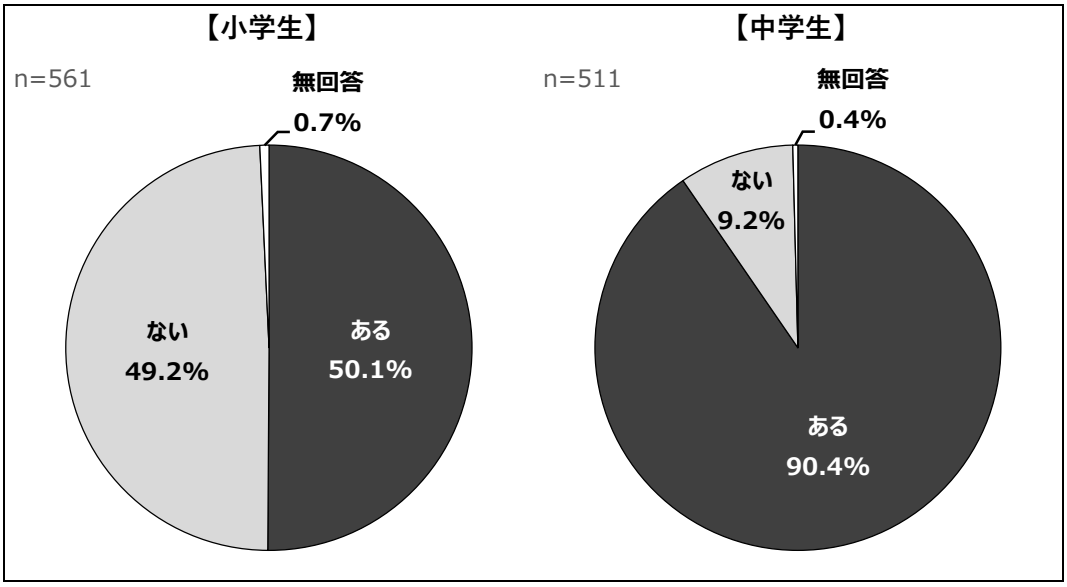

■小学生：スマートフォンの使用時間/日■

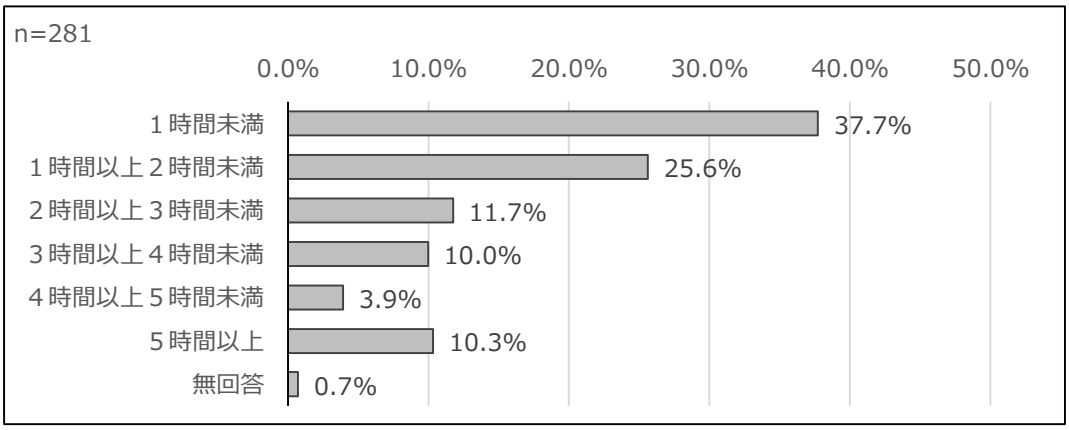

■中学生：スマートフォンの使用時間/日■

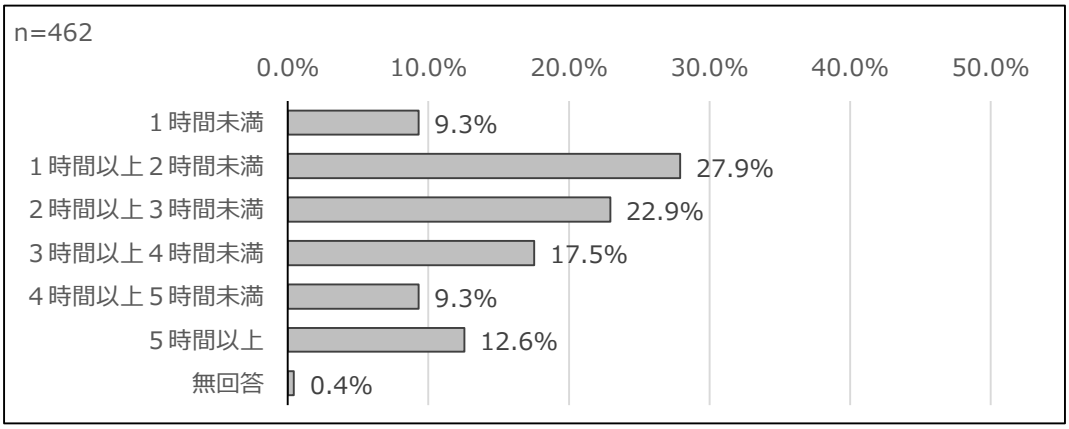

（4）スマートフォンの使用時間と就寝時間の関係

小中学生の「就寝時間」についてクロス集計で見てみると、小学生、中学生共に１日あたりのスマートフォンの使用時間が長い人ほど、就寝時間が遅くなっており、スマートフォンの使用時間と就寝時間には相関関係がみられます。

■（クロス集計表）小学生：スマートフォンの使用時間×就寝時間■

		合計	問6 就寝時間							
			午後９時前	午後９時台	午後10時台	午後11時台	午前０時台	午前１時台	午前２時以降	無回答
全体		561	65	235	178	55	15	9	2	2
		100.0%	11.6%	41.9%	31.7%	9.8%	2.7%	1.6%	0.4%	0.4%
スマートフォンの使用時間/日	１時間未満	106	11	48	30	11	3	2	0	1
		100.0%	10.4%	45.3%	28.3%	10.4%	2.8%	1.9%	0.0%	0.9%
	１時間以上２時間未満	72	7	33	28	4	0	0	0	0
		100.0%	9.7%	45.8%	38.9%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	２時間以上３時間未満	33	2	9	15	4	2	1	0	0
		100.0%	6.1%	27.3%	45.5%	12.1%	6.1%	3.0%	0.0%	0.0%
	３時間以上４時間未満	28	1	12	10	4	1	0	0	0
		100.0%	3.6%	42.9%	35.7%	14.3%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	４時間以上５時間未満	11	1	1	7	1	0	0	1	0
		100.0%	9.1%	9.1%	63.6%	9.1%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%
	５時間以上	29	3	3	5	9	5	4	0	0
		100.0%	10.3%	10.3%	17.2%	31.0%	17.2%	13.8%	0.0%	0.0%

■（クロス集計表）中学生：スマートフォンの使用時間×就寝時間■

		合計	問6 就寝時間							
			午後９時前	午後９時台	午後10時台	午後11時台	午前０時台	午前１時台	午前２時以降	無回答
全体		511	10	33	178	174	82	22	12	0
		100.0%	2.0%	6.5%	34.8%	34.1%	16.0%	4.3%	2.3%	0.0%
スマートフォンの使用時間/日	１時間未満	43	1	5	19	7	7	3	1	0
		100.0%	2.3%	11.6%	44.2%	16.3%	16.3%	7.0%	2.3%	0.0%
	１時間以上２時間未満	129	4	13	55	46	9	1	1	0
		100.0%	3.1%	10.1%	42.6%	35.7%	7.0%	0.8%	0.8%	0.0%
	２時間以上３時間未満	106	1	6	35	42	17	4	1	0
		100.0%	0.9%	5.7%	33.0%	39.6%	16.0%	3.8%	0.9%	0.0%
	３時間以上４時間未満	81	2	4	30	29	12	3	1	0
		100.0%	2.5%	4.9%	37.0%	35.8%	14.8%	3.7%	1.2%	0.0%
	４時間以上５時間未満	43	1	0	9	16	13	2	2	0
		100.0%	2.3%	0.0%	20.9%	37.2%	30.2%	4.7%	4.7%	0.0%
	５時間以上	58	0	0	8	17	19	8	6	0
		100.0%	0.0%	0.0%	13.8%	29.3%	32.8%	13.8%	10.3%	0.0%

（5）今の生活に対して楽しいと感じるか

「楽しいと思う」と、「まあまあ楽しいと思う」を足し合わせた小学生の割合が 90.6%、中学生で 91.8%となっており、 9 割以上の小中学生が今の生活を楽しいと感じています。

■小学生：今の生活に対して楽しいと感じるか■

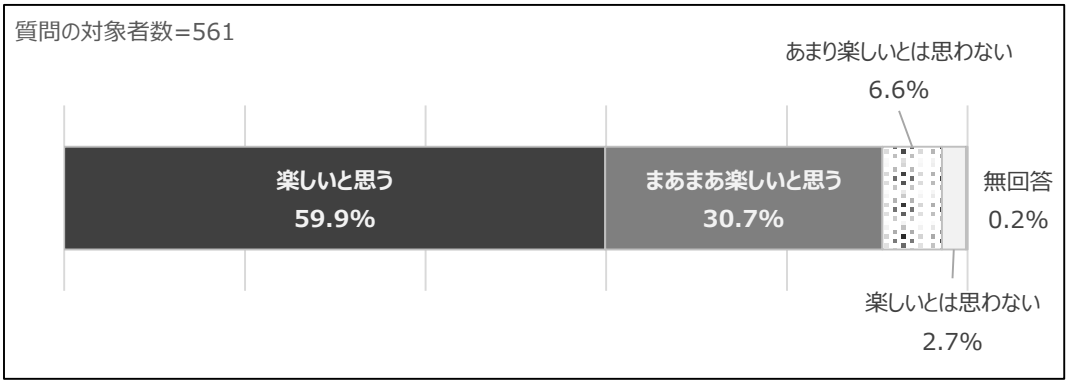

■中学生：今の生活に対して楽しいと感じるか■

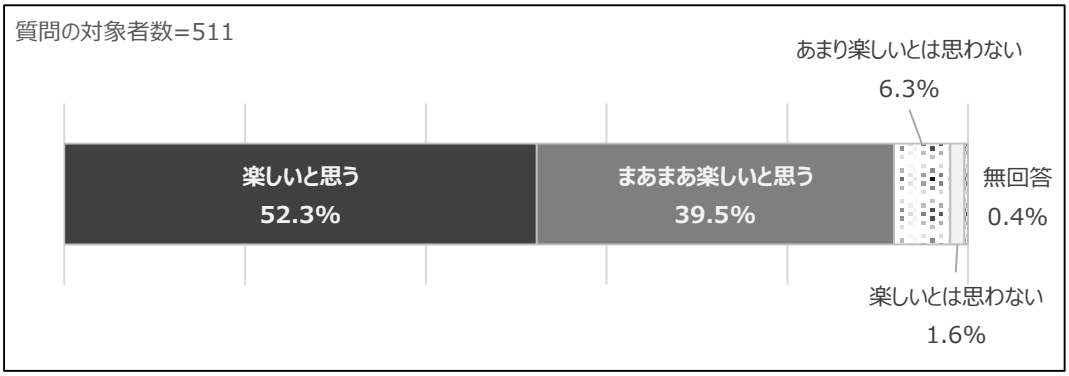

（6）まわりの人から認められていると思うか

「そう思う」と「まあまあそう思う」を足し合わせた小学生の割合が 79.7%、中学生で 78.1%となっており、８割弱の小中学生がまわりの人から認められていると感じています。

■小学生：まわりの人から認められていると思うか■

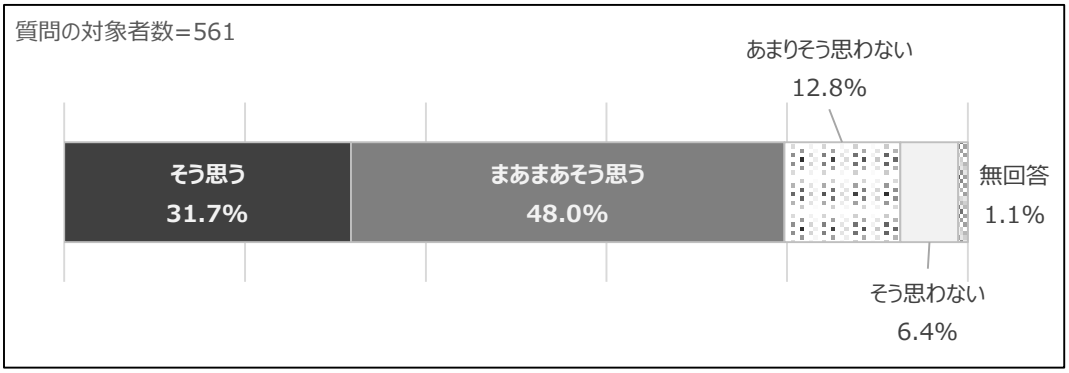

■中学生：まわりの人から認められていると思うか■

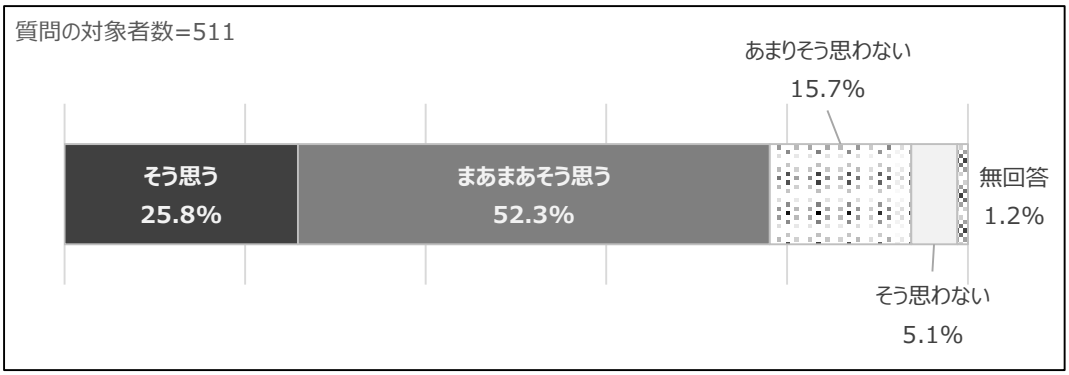

（7）和光市はくらしやすいか

「そう思う」と「ややそう思う」を足し合わせた小学生の割合が 94.3%、中学生で 95.5%となっており、 9 割以上の小中学生が和光市はくらしやすいと感じています。

■小学生：和光市はくらしやすいか■

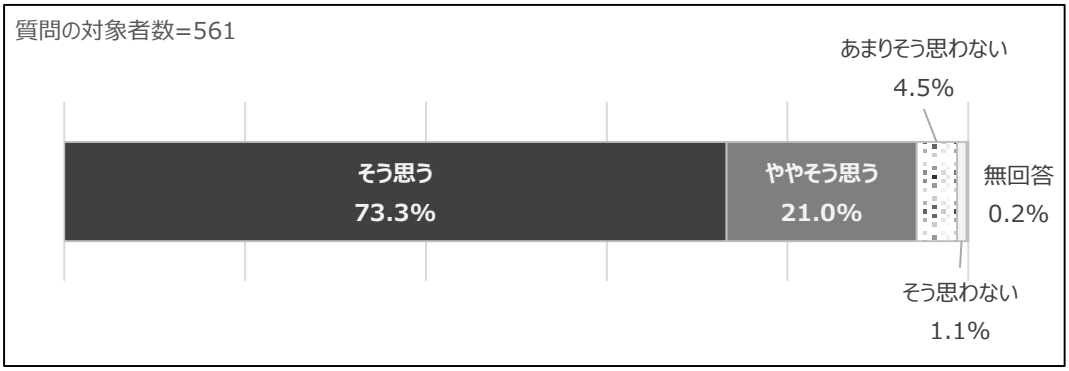

■中学生：和光市はくらしやすいか■

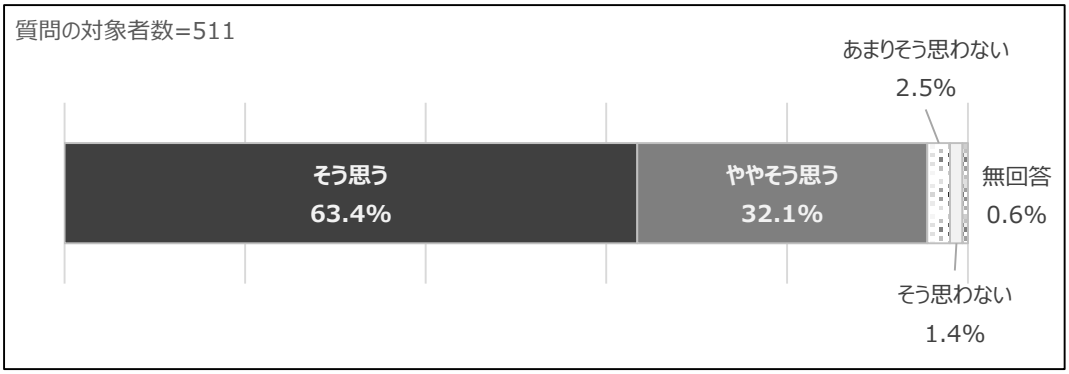

4．若者対象アンケート調査の分析（概要）

アンケート結果の見方

- 比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下２位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が 100%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は“ｎ＝○○○”として掲載し、各比率はｎを 100%として算出しています。
- グラフや図表のタイトルに【複数回答】とあるものは、１人の回答者が２つ以上の回答を出しても良い設問の回答結果です。したがって、各回答の合計比率は 100%を超える場合があります。

（1）自宅以外で居心地が良い場所はどこか

アンケート調査結果では、自宅以外で居心地がいい場所として、「学校」（36.3%）が最も高い割合を占めており、「友人・知人の家」（26.2%）、「カフェ」（19.0%）等がこれに続いています。

その他、「音楽ができる場所、音楽を聴いたり見たりする場所」（15.0%）、「公園」（14.0%）、「ゲームセンター、ボーリング場等のお店」（13.5%）、「図書館」（12.6%）、「職場やアルバイト先」（11.9%）、「スマートフォン上の場所」（11.0%）が回答者の１割以上から支持されており、回答者にとって居心地のいい場所は多様となっている一方、「特にない」が 14.4%となっています。

■自宅以外で居心地が良い場所はどこか【複数回答】■

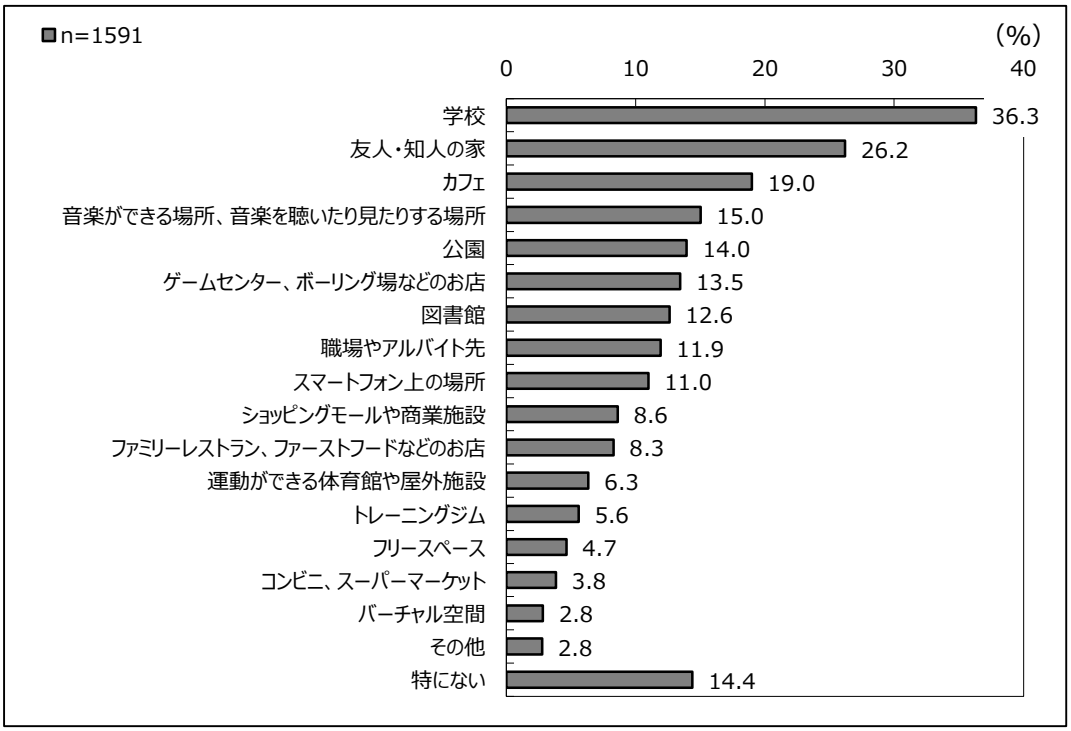

（2）今の生活に対して、楽しいと感じるか

「楽しいと思う」と「まあまあ楽しいと思う」を足し合わせた“が回答者の割合が 96.1%を占めており、大半の若者が今の生活を楽しいと感じています。

■今の生活に対して、楽しいと感じるか■

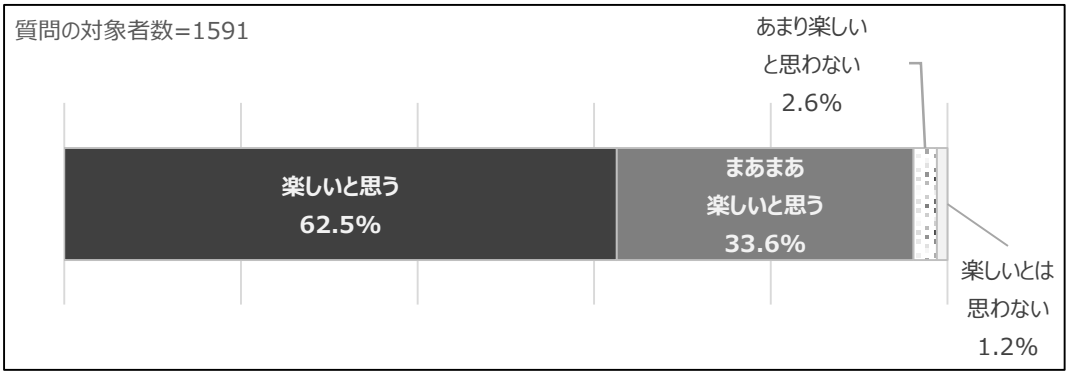

（3）今悩んでいること

今悩んでいることとして、「勉強のこと」（37.5%）、「就職・仕事のこと」（35.5%）が高い割合を占めており、「自分の見た目が気になる」（13.8%）、「家にお金がない」（13.1%）、「遊べる場所がない」（12.3%）等がこれに続いています。

■今悩んでいること【複数回答】■

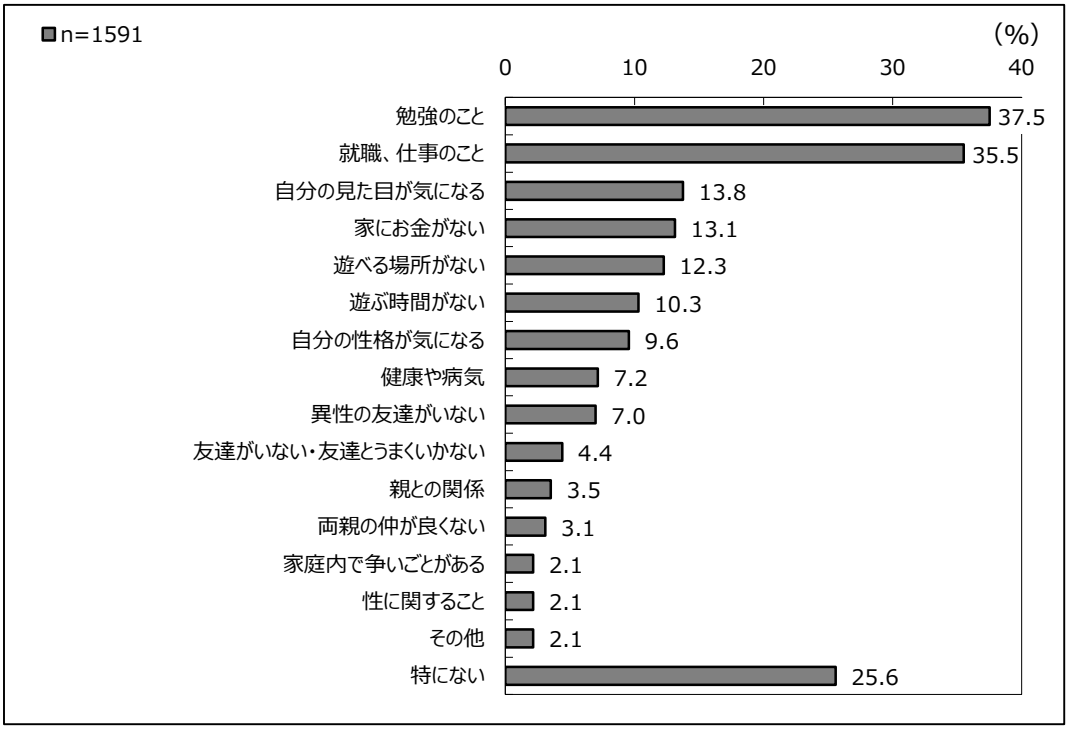

（4）悩みを相談する人

悩みを相談する人としては、「友達」（67.3%）、「母親」（57.1%）が高い割合を占めており、「父親」（28.3%）がこれに続いています。

一方、「いない」と回答した割合は 8.3%となっており、若者を孤立させない取組が求められます。

■悩みを相談する人【複数回答】■

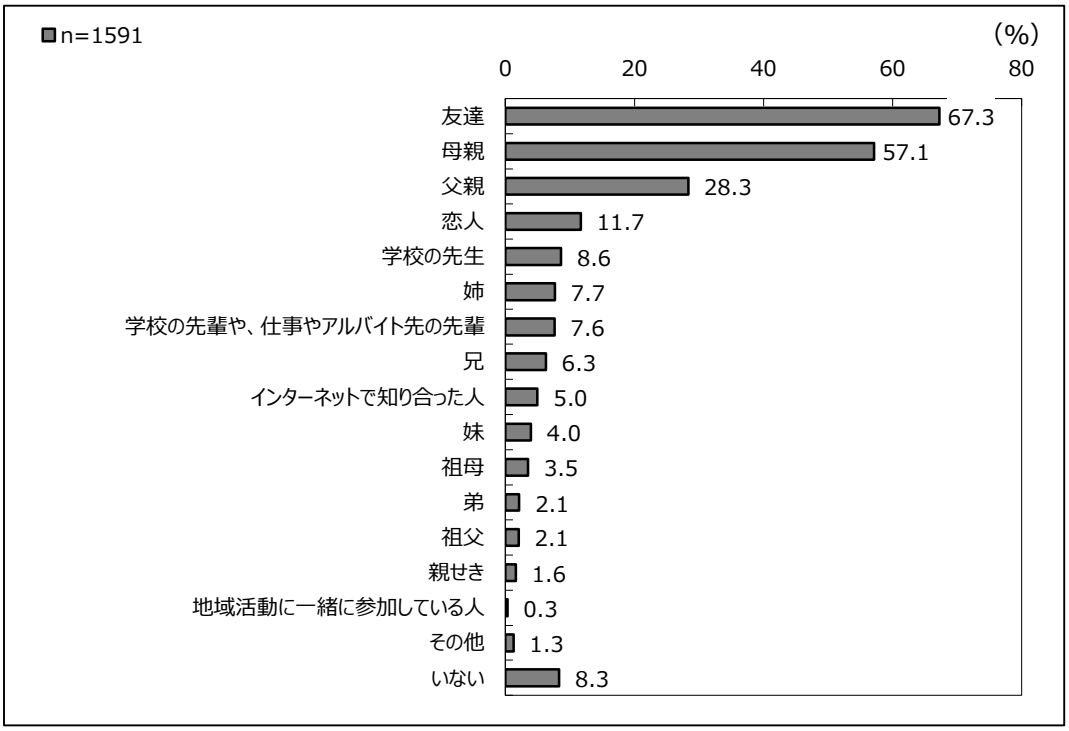

（5）和光市は暮らしやすいと思うか

「そう思う」と「ややそう思う」を足し合わせた回答者の割合が 97.5%を占めており、大半の若者が和光市は暮らしやすいと感じています。

■和光市は暮らしやすいと思うか■

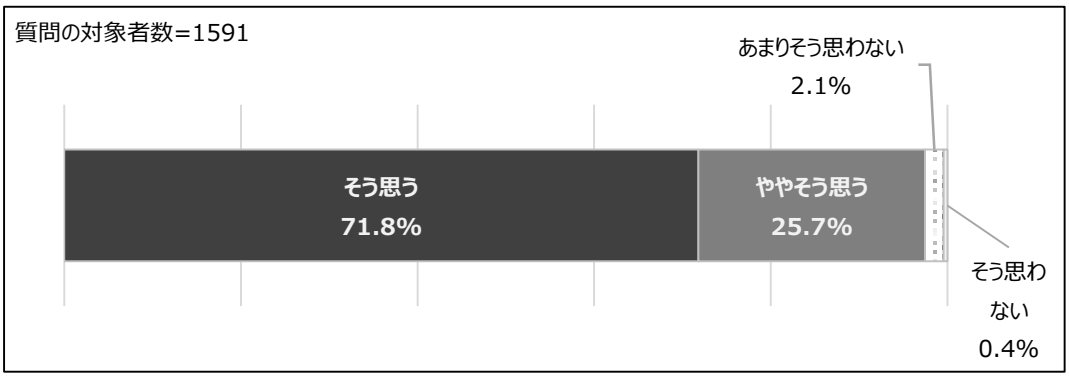

（6）市の事業や地域活動等への参加意向

「参加したい」と「どちらかというと参加したい」を足し合わせた回答者の割合が 17.5%である一方、「どちらかというと参加したくない」と「参加したくない」を足し合わせた回答者の割合が 25.9%となっています。

また、“参加したくない”と答えた回答者に、市の事業や地域活動等に参加したくない理由を尋ねたところ、「時間がない」（52.4%）、「興味がない」（49.8%）が高い割合を占めていることがわかりました。

まちづくりや市の取組についての理解促進と、地域を支える若者世代が地域活動に積極的に参加できる環境づくりが必要です。

■市の事業や地域活動等に参加したいと思うか■

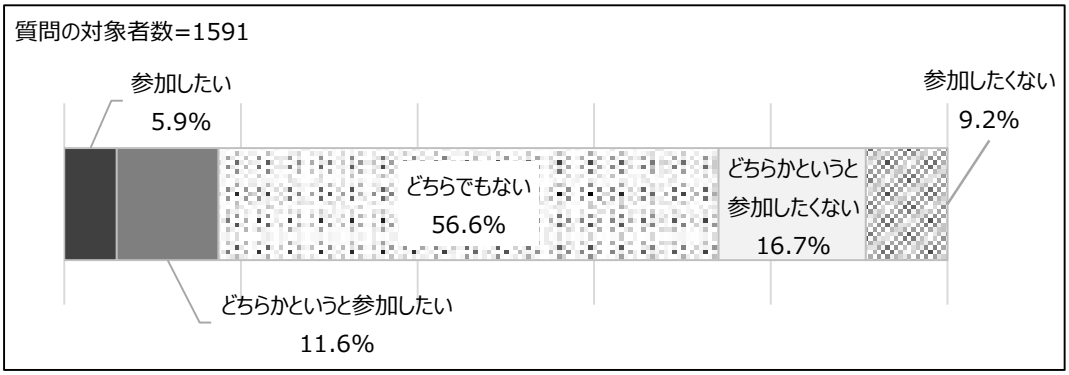

■市の事業や地域活動等に参加したくない理由【複数回答】■

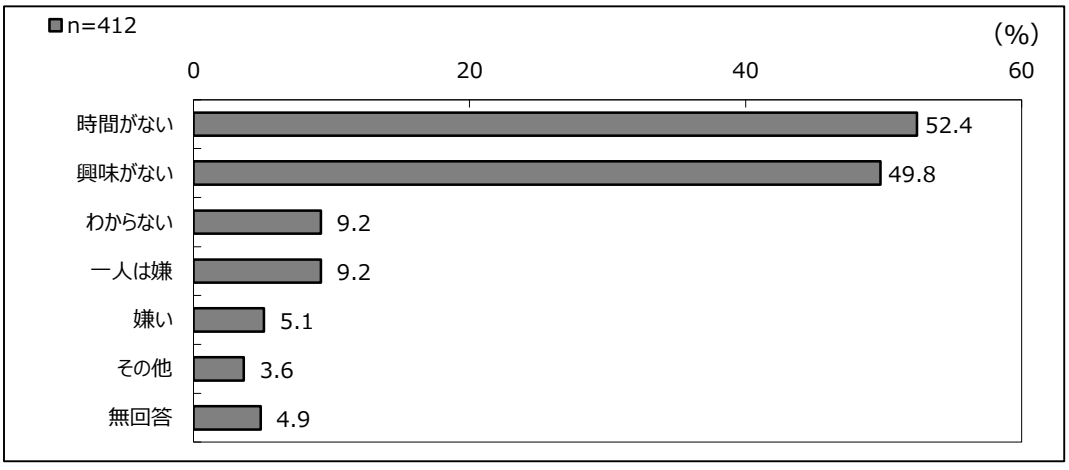

第６章　住民アンケート調査からみた和光市の現状

第１節　住民アンケート調査

計画の策定にあたり、妊婦、子育て当事者の暮らしの現状やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

１．調査の目的

「和光市こども計画（第３期和光市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：令和７年度から令和 11 年度まで）を策定するにあたり、妊婦の妊娠・出産における不安や希望及び子育て世帯の教育・保育、子育て支援事業等に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握し、産前・産後の相談体制や教育・保育、子育て支援施策の充実を図るため、また、和光市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために市民アンケート調査を実施しました。

２．調査の概要

調査種別	妊婦調査	就学前児童の保護者調査
調査対象	市内在住の 妊娠届出書を提出された方	就学前のこどもがいる 家庭
抽出方法	全数調査（条件有）	無作為抽出
調査方法	郵送法（Web 併用）	郵送法（Web 併用）
調査時期	令和６年２月	令和６年２月
調査地域	和光市全域	和光市全域
配布数	219	2,000
有効回収数	180	1,289
有効回収率	82.2%	64.5%

※分娩予定日が令和６年２月 19 日以降の母子健康手帳交付者のうち、妊婦検診を２回以上受けた妊婦

第２節　住民アンケート調査の分析（概要）

アンケート結果の見方

- 比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下２位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が 100%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は“ｎ＝○○○”として掲載し、各比率はｎを 100%として算出しています。
- グラフや図表のタイトルに【複数回答】とあるものは、１人の回答者が２つ以上の回答を出しても良い設問の回答結果です。したがって、各回答の合計比率は 100%を超える場合があります。

１．妊婦調査

（１）相談支援体制

出産後の育児に関して気になることとして、「病気や発育・発達に関すること」（67.2%）が高い割合を占めており、「食事や栄養に関すること」（37.8%）、「地域のサービス内容や利用方法がわからない」（26.1%）等がこれに続いています。

妊婦の出産や子育てに関する相談先は家族や友人・知人等を除くと「子育て世代包括支援センター」を挙げる割合が多く、引き続きセンターの相談支援体制の充実や各種サービスの周知を行っていく必要があります。

■出産後の育児に関して気になること【複数回答】■

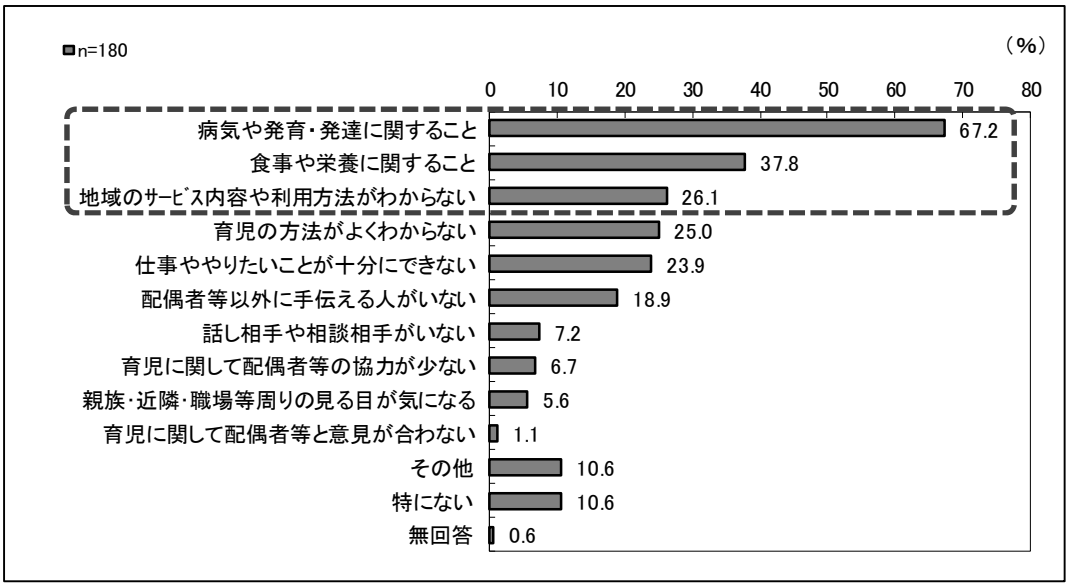

■出産や子育てに関する相談先【複数回答】■

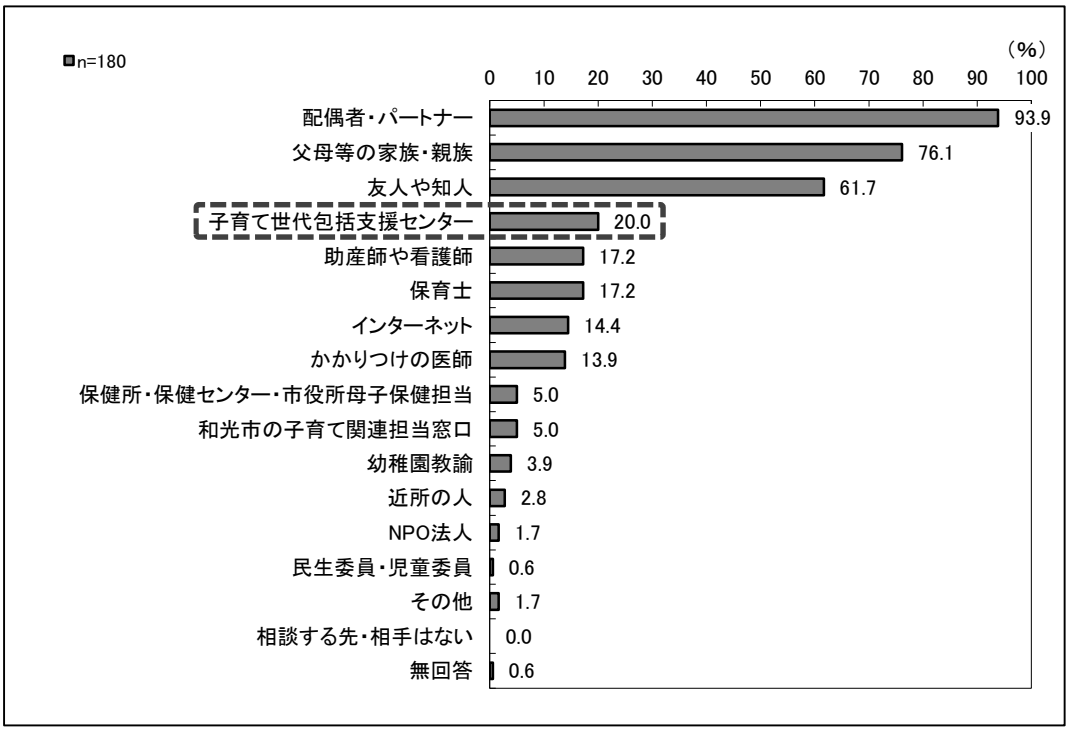

（2）必要な子育て支援

子育て支援の充実のために市に期待することとして、「親子で出かけやすく楽しめる場所を増やす」（74.4%）、「保育園を増やしてほしい」（53.9%）、「安心して医療機関にかかれる体制整備」（53.9%）等が回答の上位を占めています。

■子育て支援の充実のために市に期待すること【複数回答】■

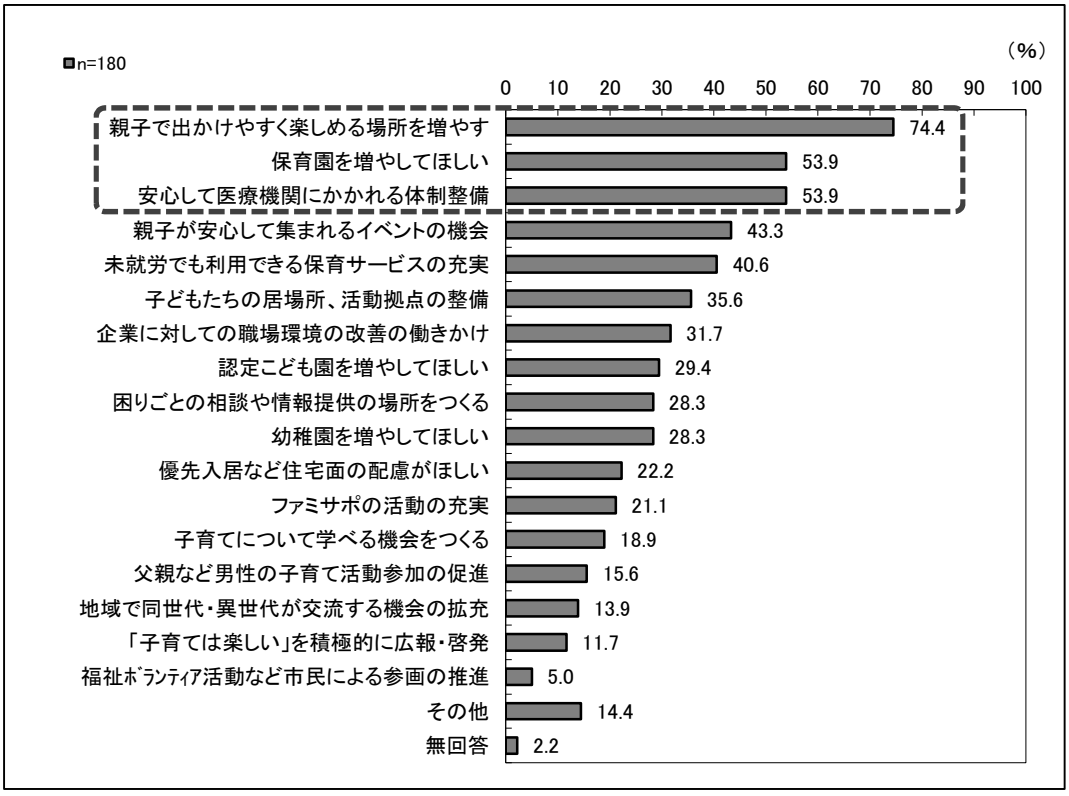

（3）妊娠や出産で困ったこと

妊娠や出産で困ったこととして最も回答を集めたのは、「健診・出産費用の負担が大きい」で42.2%となりました。

妊娠・出産時には公費による補助があるものの、収入が減少するケースも少なくないため、妊娠・出産に係る費用を負担に感じる妊婦が多くなっています。

■妊娠や出産で困ったこと【複数回答】■

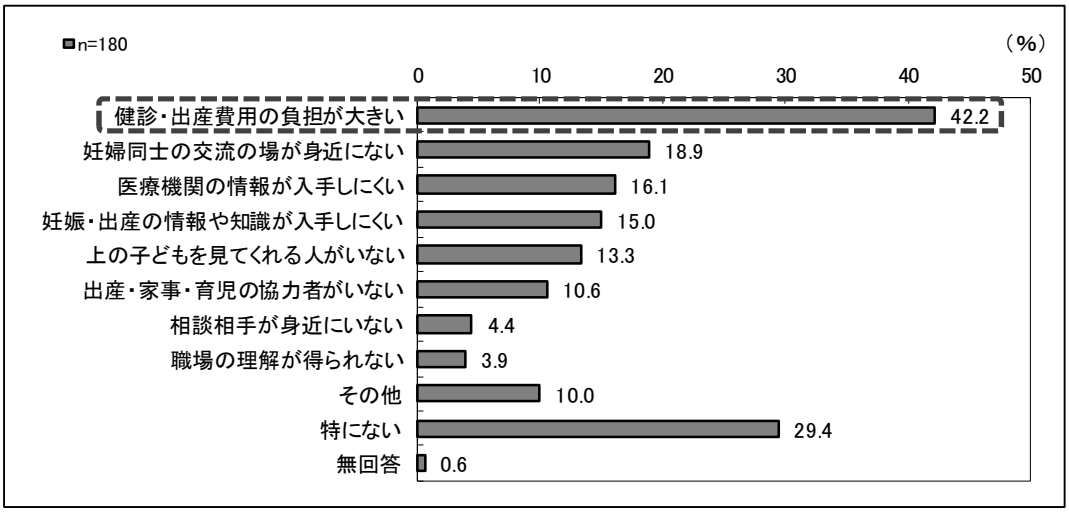

2．就学前児童の保護者調査

（1）子育ての孤立化

子育てについて相談できる人の有無について、およそ１割程度の保護者は「子育てに関する相談先はない」としています。全国的に核家族化が進むなか、子育ての孤立化が懸念されます。

■子育てについて相談できる人の有無■

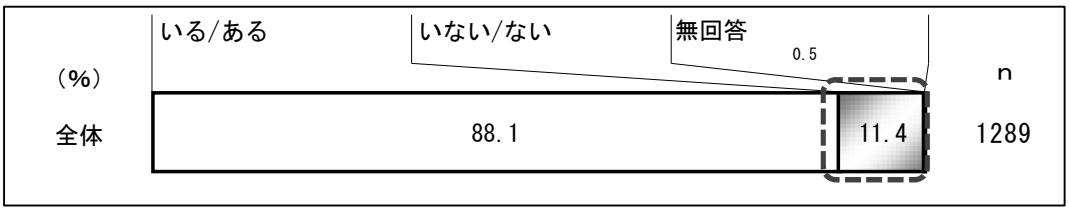

（2）ネウボラ拠点※8

市では、子育ての孤立化を防ぎ、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない子育て支援を実現するために、子育て世代包括支援センター等のネウボラ拠点を設置していますが、利用されている割合は 24.9%に留まっています。

一方、今後の意向については、現在利用している方を合わせると 59.0%の利用意向があることがわかっており、サービスの周知やイベント・相談体制の充実等を通じ、子育て世帯の産前・産後のサポート、育児の不安解消、交流促進等に努めていく必要があります。

■ネウボラ拠点の利用状況■

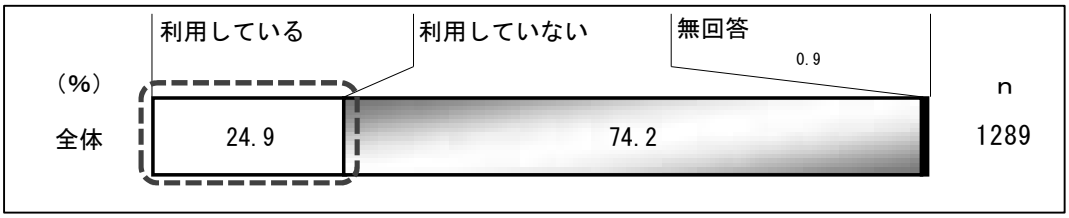

■ネウボラ拠点についての今後の利用意向■

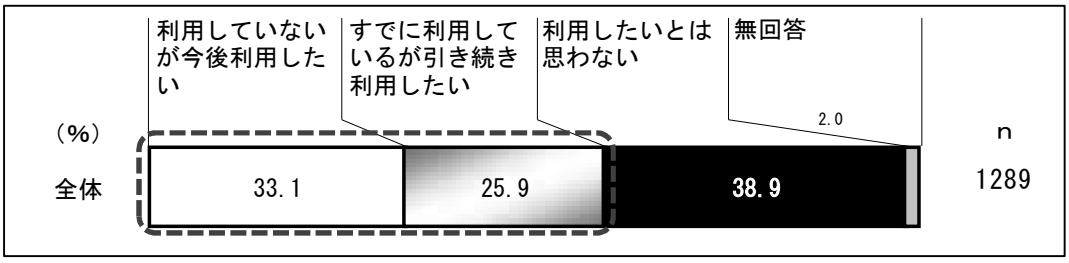

[8] ネウボラ拠点：子育て世代包括支援センター
母子手帳の交付を行い、妊娠中から子育て世代までの相談に応じます。助産師や看護師等の資格を持つ「母子保健ケアマネジャー」や社会福祉士、保育士等の資格を持つ「子育て支援ケアマネジャー」がいます。親子や親同士がふれあい交流することができるイベントも開催しています。

（3）子育て世帯の就労の状況

フルタイム又はパート・アルバイトで就労する保護者の割合を見てみると、母親が 74.0%、父親が 96.4%となっています。

父親の大半がフルタイムで就労していると回答している一方、フルタイムで働く女性も過半数を占めており、日中、保護者が家にいない時間帯が発生していることが予想されます。

働く保護者の子育てと就労の両立と、こどもの居場所確保のため、教育・保育サービスや学童クラブ、児童館等の充実が求められます。

■母親の就労状況■

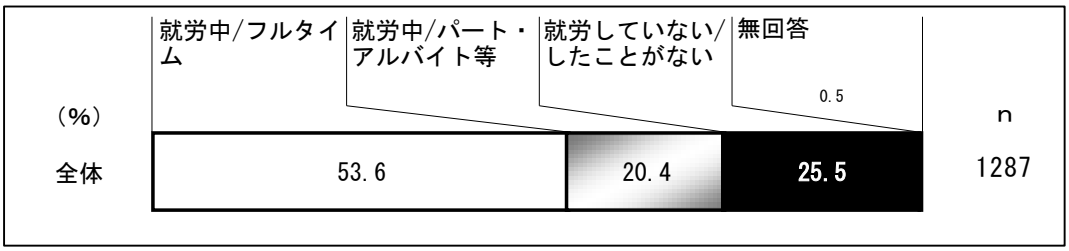

■父親の就労状況■

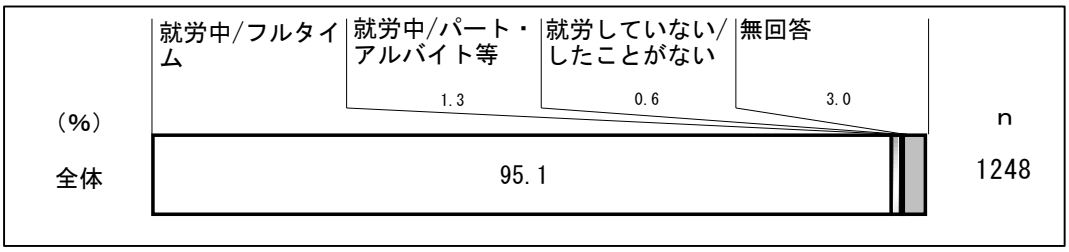

（4）育児休業の取得状況

育児休暇取得状況について、働く母親のうち 59.4%、働く父親のうち 27.5%が「育児休業を取得した」と回答しています。

父親の育児休業取得は母親と比べて少ない状況が続いており、父親の育児休業の取得を社会全体で推進する機運の醸成が求められます。

■母親の育児休業取得状況■

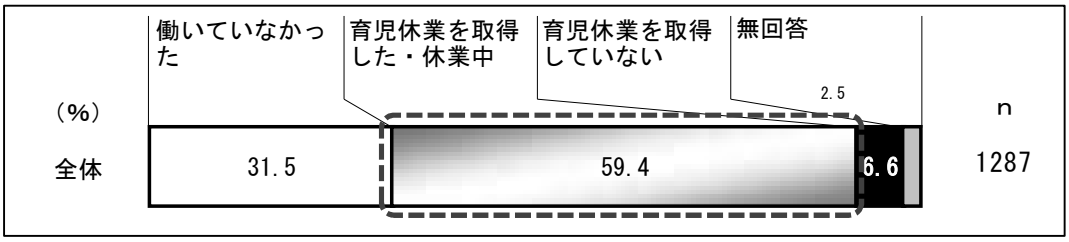

■父親の育児休業取得状況■

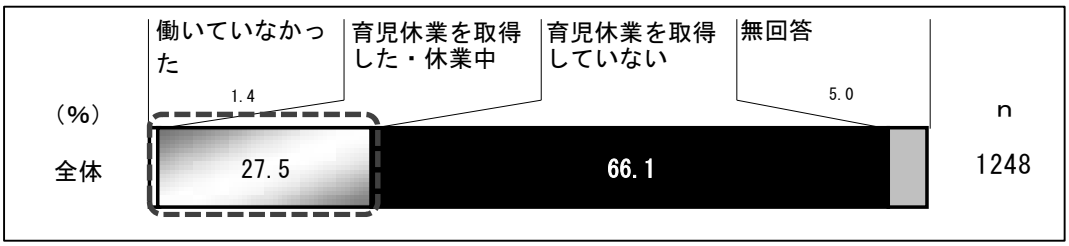

（5）病児・病後児保育、一時預かり

病児・病後児保育や一時預かりへのニーズがみられます。

仕事と育児の両立等のための病児・病後児保育の充実や、子育ての孤立化や保護者のリフレッシュのための一時的な預け先の確保が求められています。

■病児・病後児保育施設等の利用意向■

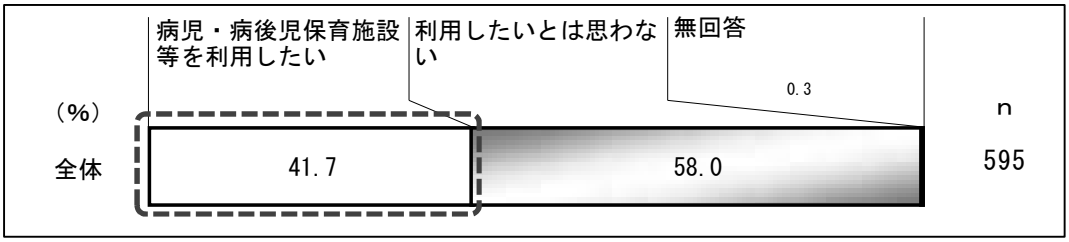

■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向■

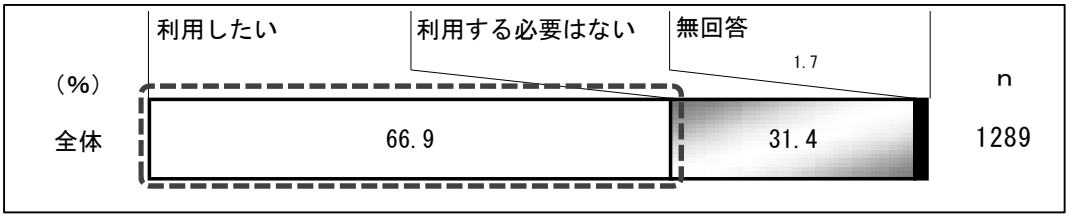

■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用目的【複数回答】■

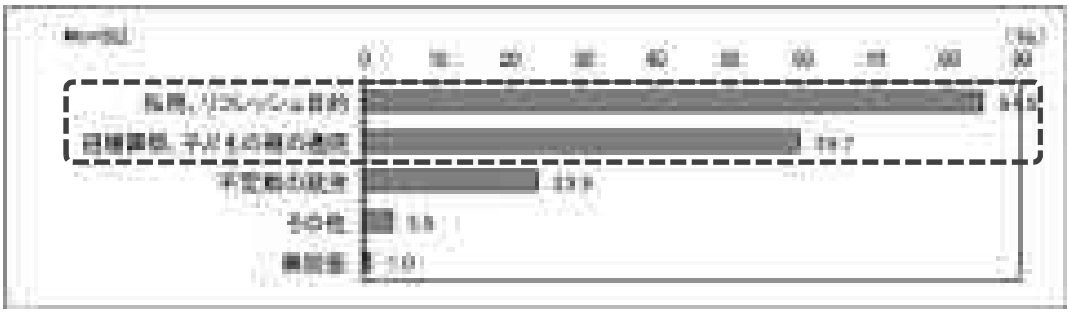

（6）保育の受け皿

和光市では、第１期、第２期の子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供量の確保を推進してきており、待機児童数は大きく減少しました。

９割近くの方が希望どおりに事業を利用できていますが、一部では、希望する場所又は時間数等により事業を利用できないケースも発生しています。

■希望通りの場所で教育・保育の事業を利用できているか■

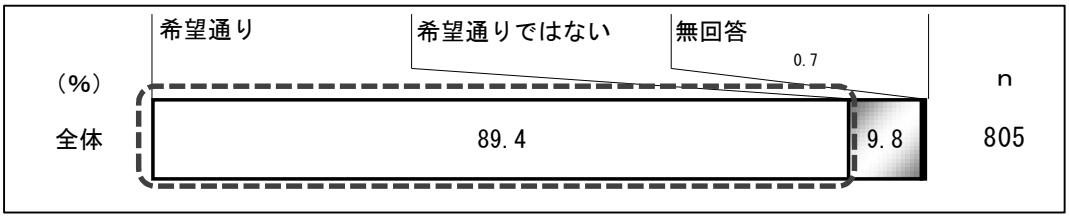

■（参考）待機児童数の状況■

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
0 歳	9 人	0 人	0 人	0 人	0 人
1 歳	35 人	39 人	7 人	9 人	2 人
2 歳	2 人	0 人	3 人	0 人	1 人
3 歳	9 人	0 人	0 人	0 人	0 人
4 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
5 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	55 人	39 人	10 人	9 人	3 人

第７章　こども計画の推進に向けて

第１節　計画の推進

１．計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、こども関係団体の代表者、福祉関係者、こどもの保護者等により構成されている「和光市子ども・子育て支援会議」において審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、小中学生や保護者等を対象としたニーズ調査を実施するとともに、こどもワークショップ、若者アンケートを実施しました。その後、パブリック・コメントの実施に併せ、こども意見交換会を開催し、広く市民からの意見を募りました。

２．計画の推進体制

市では、和光市子ども・子育て支援会議条例の規定に基づき設置している和光市子ども・子育て支援会議において、こども・子育てに関する施策を継続的に審議します。

子ども・子育て支援会議には、本会議に紐づく支給認定審査部会、基準検討部会、保育料検討部会、施設認可部会の４つの部会で構成されています。令和７年度からは、新たに、「こども・若者部会」を設置します。こども・若者からも意見を聴取し、施策等へ反映させるほか、本計画の評価をこども・若者にも行っていただく等、こども・若者が市政へ参画する仕組みを構築します。

また、福祉・教育部門だけではなく全庁的な庁内連絡会議を開催し、こども・若者の意見を共有します。こども・若者一人一人が地域社会を形成する一市民であるという意識醸成を図ります。

さらに、本計画を推進していくためには、引き続きこども・若者・子育て家庭からの意見を聴取するとともに、困難を抱えた多様な子育て家庭の意見を広く聴取することが必要です。そして、児童相談所等の行政機関、民生委員・児童委員協議会、子育てに係る市民団体等との連携と地域の方による理解と協力が不可欠となります。

そのため、関係機関、事業者、各種団体及び市民との連携を図るとともに、本計画の基本理念や基本目標を共有し、基本方針に基づく各施策に沿った事業を効果的に推進していきます。

■計画の推進体制のイメージ■※庁内連絡会議の例示の最後に「他」を追加

3．計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、和光市子ども・子育て支援会議を定期的に開催し、会議において進捗状況を確認して、評価を行います。

計画の進行管理では「ＳＰＤＣＡサイクル」により、事業の進捗状況、量の見込みと提供体制の実績について自己評価及び子ども・子育て支援会議において評価を行います。評価にあたり成果指標と併せて、数値では現せない定性的評価も行います。

また、適切に市民ニーズを把握するため、次期計画期間に合わせてこども・若者、子育て世代等に対するニーズ調査を実施し、調査結果と評価に基づいた内容の変更や事業の見直し等を実施します。

■SPDCA サイクルのイメージ■

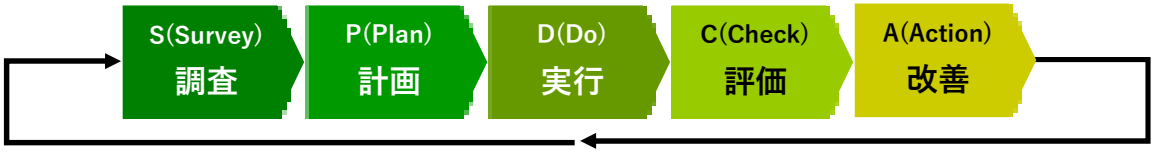

第８章　資料編

第１節　教育・保育施設等の設置状況

１．教育・保育施設等の配置マップ

2．教育・保育施設等一覧

（1）北エリア

No.	名称・サービス種類	定員等	場所
△1	やまと幼稚園	270 人	白子 3-12-1
□3	新倉幼稚園(幼稚園型認定こども園)	210 人	下新倉 2-45-5
○1	キッズエイド吹上保育園	60 人	白子 3-15-25
○2	しらこ保育園	90 人	白子 3-29-10
○3	和光プライムスター保育園	90 人	下新倉 1-5-15
○4	下新倉プライムスター保育園	90 人	下新倉 1-5-16
○5	里仁育舎	60 人	下新倉 2-34-36
○6	下新倉みどり保育園	60 人	下新倉 5-13-10
○7	和光駅前保育園	20 人	新倉 1-2-67 2F
○8	にいくら保育園	110 人	新倉 1-36-2
○9	和光どろんこ保育園	90 人	新倉 2-4-53
○10	ハレルヤ保育園	60 人	新倉 5-9-92
◇1	しらこ北リトルスター保育園	19 人	白子 3-8-37
◇2	和光リトルスター保育園	19 人	白子 3-35-7 1F
◇3	メリーポピンズ和光ルーム	19 人	下新倉 1-1-62 1F
◇4	スピカ☆リトルスター保育園	19 人	下新倉 2-9-33
◇5	リトルスター保育園さつきちゃんのおうち	19 人	下新倉 2-39-24 1F
◇6	下新倉リトルスター保育園	19 人	下新倉 4-12-54
◇7	あそびのてんさい和光北口保育園	19 人	新倉 1-2-41
◇8	わこうっちリトルスター保育園	19 人	新倉 1-2-9 1F
◇9	和光市ひなた保育園	19 人	新倉 1-10-74
◇10	ひだまりの保育園	19 人	新倉 2-17-31
◇12	第 3 ひだまりの保育園	19 人	新倉 3-5-28
●1	なごみ保育園	30 人	下新倉 5-13-11
◇13	やとじま☆リトルスター保育園	19 人	下新倉 2-6-6

（2）中央エリア

No.	名称・サービス種類	定員等	場所
□1	和光なかよしこども園(幼保連携型認定こども園)	100 人	広沢 1-5-53
□2	小羊幼稚園(幼稚園型認定こども園)	100 人	本町 15-16
○11	ひろさわ保育園	108 人	広沢 1-2
○12	丸山台プライムスター保育園	80 人	丸山台 2-28-13
○13	あすの木保育園	70 人	丸山台 3-5-8
○14	中央ひなた保育園	69 人	中央 1-1-6
○15	キッズエイド和光保育園	90 人	本町 31-6
○16	ほんちょう保育園	90 人	本町 31-18
◇11	第 2 ひだまりの保育園	19 人	丸山台 2-12-13
◇14	あそびのてんさい和光保育園	19 人	丸山台 1-9-19
◇15	丸山台ひなた保育園	19 人	丸山台 2-11-1 1F
◇16	保育ルームフェリーチェ和光園	19 人	本町 11-3 1F
◇17	保育ルームフェリーチェ和光Ⅱ園	18 人	本町 5-28 1F
◇18	和光エンゼル保育室	19 人	本町 12-12 1F
◇19	和光第 2 エンゼル保育室	19 人	本町 19-1 1F
◇20	和光第 3 エンゼル保育室	19 人	本町 12-12 2F・3F
●2	りけんキッズわこう	42 人	広沢 2-1
●3	けやき保育園	25 人	本町 28-8 3F
●4	More Kids	21 人	本町 17-2 3F
●5	わいわいがーでん	40 人	本町 8-9
●6	ココカラデザイン保育園ゆめの葉園	19 人	本町 17-2 1F

（3）南エリア

No.	名称・サービス種類	定員等	場所
△2	大和すみれ幼稚園	210 人	南 1-2-2
□4	ゆめの木こども園(保育所型認定こども園)	105 人	白子 2-14-62
○18	諏訪ひかり保育園	90 人	諏訪 2-5
○19	みなみ保育園	180 人	南 2-3-3
◇21	しらこ南リトルスター保育園	19 人	白子 1-25-1
◇22	シリウス☆リトルスター保育園	19 人	白子 2-14-38
◇23	(仮称)つかさ保育園和光市和光第二園	19 人	白子 2-23-7 1F
◇24	つかさ保育園 和光市和光園	19 人	白子 2-24-15 1F
◇25	さいたま保育園	24 人	諏訪 2-1

第２節　地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)の設置状況

１．地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)の配置マップ

２．地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く)一覧

（１）北エリア

No.	名称・サービス種類	定員等	場所
□1	北子育て世代包括支援センター	－	白子 3-29-10 3F
□2	北第二子育て世代包括支援センター	－	新倉 1-16-22
○1	しらこ一時保育室	10 人	白子 3-29-10 2F
○3	和光プライムスター保育園(一時)	10 人	下新倉 1-5-15
○4	下新倉プライムスター保育園(一時)	5 人	下新倉 1-5-16
○5	わこうっちリトルスター保育園(一時)	10 人	新倉 1-2-9 1F
○7	和光どろんこ保育園(一時)	4 人	新倉 2-4-53
△1	キッズエイド吹上保育園(病児)(現在休止中)	3 人	白子 3-15-25
○8	キッズエイド吹上保育園(一時)	6 人	白子 3-15-25
◇1	わこう産前・産後ケアセンター	－	下新倉 2-1-25
△2	和光駅前クリニック(病児)	2 人	新倉 1-2-67 3F

（２）中央エリア

No.	名称・サービス種類	定員等	場所
□3	中央子育て世代包括支援センター	－	丸山台 2-20-15
□4	本町子育て世代包括支援センター	－	本町 31-6
○6	ほんちょう育成一時保育	3 人	本町 31-18
○9	第２ひだまりの保育園(一時)	8 人	丸山台 2-12-13
○10	和光なかよしこども園(一時)	3 人	広沢 1-5-53

（３）南エリア

No.	名称・サービス種類	定員等	場所
□5	南子育て世代包括支援センター	－	南 2-3-3 2F
○2	みなみ一時保育室	20 人	南 2-3-3 2F
△3	諏訪ひかり保育園やわら(病児)	4 人	諏訪 2-5
○11	諏訪ひかり保育園(一時)	10 人	諏訪 2-5

第３節　放課後の居場所の設置状況

１．放課後の居場所の配置マップ

２．放課後の居場所一覧

（１）北エリア

No.	名称・サービス種類	定員等	場所
○1	白子学童クラブ	70 人	白子 3-3-40
○2	白子第二学童クラブ	65 人	白子 3-3-41
△1	白子小学校わこうっこクラブ	－	白子 3-2-10
□1	白子小学校	－	白子 3-2-10
○8	下新倉学童クラブ	90 人	下新倉 5-21-1
△5	下新倉小学校わこうっこクラブ	－	下新倉 5-21
□5	下新倉小学校	－	下新倉 5-21
○13	北原学童クラブ	80 人	新倉 1-5-27
○14	さざんか学童クラブ	60 人	新倉 1-5-27
△8	北原小学校わこうっこクラブ	－	新倉 1-5-27
□8	北原小学校	－	新倉 1-5-27
○12	新倉学童クラブ	100 人	新倉 1-38-1
△9	新倉小学校わこうっこクラブ	－	新倉 2-2-39
□9	新倉小学校	－	新倉 2-2-39

（２）中央エリア

No.	名称・サービス種類	定員等	場所
○7	広沢学童クラブ	80 人	広沢 1-5
△4	広沢小学校わこうっこクラブ	－	広沢 1-5
□4	広沢小学校	－	広沢 1-5
○9	中央学童クラブ	58 人	中央 1-1-4
○10	中央ひなた保育クラブ	22 人	中央 1-1-6
△6	第三小学校わこうっこクラブ	－	中央 1-1-4
□6	第三小学校	－	中央 1-1-4
○11	本町学童クラブ	105 人	本町 31-17
△7	本町小学校わこうっこクラブ	－	本町 31-17
□7	本町小学校	－	本町 31-17
○15	ひだまりの学童クラブ	40 人	丸山台 2-12-13

（3）南エリア

No.	名称・サービス種類	定員等	場所
○3	諏訪学童クラブ	78 人	諏訪 3-20
△2	第四小学校わこうっこクラブ	−	諏訪 3-20
□2	第四小学校	−	諏訪 3-20
○6	南地域センター学童クラブ	55 人	南 1-8-47
○4	南学童クラブ	70 人	南 1-5-1
○5	さつきのこ学童クラブ	60 人	南 1-5-25
△3	第五小学校わこうっこクラブ	−	南 1-5-10
□3	第五小学校	−	南 1-5-10

第４節　公園・児童センター・児童館・公民館等の設置状況

１．公園・児童センター・児童館・公民館等の配置マップ

2．公園・児童センター・児童館・公民館等一覧

（1）北エリア

No.	名称・サービス種類	場所
○1	荒川河川敷運動公園	大字新倉・大字下新倉
○2	ふきあげ公園	白子 3-12
○3	旧白子川遊歩道	白子 3-19
○4	市場下公園	白子 3-24
○5	南市場いこいの森	白子 3-27
○6	市場峡公園	白子 3-27
○7	市場児童遊園地	白子 3-28
○8	旧白子川児童遊園地	白子 3-37
○9	野川公園	白子 4-4
○10	ひだまり公園	下新倉 2-27
○11	桜坂公園	下新倉 2-33
○12	ませた橋広場	下新倉 2-34
○13	あけぼの公園	下新倉 2-45
○14	やとじま公園	下新倉 2-7
○15	谷中児童遊園地	下新倉 3-23
○16	天神ヶ谷戸公園	下新倉 4-1
○17	西本村さくら公園	下新倉 4-10
○18	宮ノ台児童遊園地	下新倉 4-11
○19	下新倉 4 丁目公園	下新倉 4-21
○20	大島公園	下新倉 5-8
▲1	下新倉児童館	下新倉 5-21-1
◆1	図書館下新倉分館	下新倉 5-21-1
○21	外環上部駅北 C 広場	新倉 1-15,35
○22	柿ノ木坂湧水公園	新倉 1-16,34
○23	上谷津公園	新倉 1-28
○24	柿ノ木坂児童公園	新倉 1-35,36
▲2	新倉児童館	新倉 1-38-1
○25	赤池児童遊園地	新倉 2-17
○26	外環上部新倉二丁目広場	新倉 2-21
○27	和光台児童遊園地	新倉 2-32,33
○28	外環花の木広場	新倉 2-7 ほか
○29	午王山児童遊園地	新倉 3-10
○30	練田児童遊園地	新倉 3-12

No.	名称・サービス種類	場所
◆2	坂下公民館	新倉 3-4-18
○31	よつば公園	新倉 4-6
○32	かずは公園	新倉 5-2
○33	みつば公園	新倉 5-8
○34	ふたば公園	新倉 5-9
○35	和光スポーツアイランド	新倉 6-1-10
○36	松ノ木島公園	新倉 7-10

（2）中央エリア

No.	名称・サービス種類	場所
○37	広沢原児童公園	広沢 1
▲3	総合児童センター	広沢 1-5-54
◆3	和光市民プール	広沢 1-5-54
○38	県営和光樹林公園	広沢 3
◆9	総合体育館	広沢 3-1
○39	浅久保児童遊園地	中央 1-3
◆5	中央公民館	中央 1-7-27
○40	あさかわ公園	中央 2-4
○41	チビッコ公園	丸山台 1-3
○42	せせらぎ公園	丸山台 2-1
○43	緑の公園	丸山台 2-23
○44	外環上部丸山台広場	丸山台 2-30
○45	ワンパク公園	丸山台 3-2
○46	鈴森公園	本町 18
○47	土橋児童遊園地	本町 30
○48	本町児童公園	本町 31
◆6	図書館	本町 31-1

（3）南エリア

No.	名称・サービス種類	場所
○49	西むかいやま公園	白子 1-10
○51	南滝河原児童遊園地	白子 2-24
○52	越ノ下公園	白子 2-25
○53	こしのはけ公園	白子 2-26
○54	南越ノ上児童公園	白子 2-9
○55	越後山児童遊園地	南 1-11
○56	越後山中央公園	南 1-16
○57	かくへいまる第 2 公園	南 1-21
○58	かくへいまる公園	南 1-24
○59	二軒新田児童遊園地	南 1-28
○60	しんでんやま公園	南 1-34
○61	西牛房児童公園	南 1-6
○62	いどくぼ公園	南 1-8
○63	外環上部南公園	南 2-1,3
◆7	南公民館	南 2-3-1
▲4	南児童館	南 1-5-1
○64	こやま公園	白子 2-12
◆8	和光市運動場	南 2-2-2

第５節　計画の策定経過

１．和光市子ども・子育て支援会議

（１）令和５年度

開催日時	内容
令和５年 ７月５日	**第１回子ども・子育て支援会議** 〇重点事業における令和４年度の進捗について（報告） 〇令和４年度実績（数的評価）について（報告） 〇第３期和光市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の方向性について
令和６年 １月 16 日	**第２回子ども・子育て支援会議** 〇子ども・子育て支援事業計画をめぐる国の動向について 〇第３期和光市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査について 〇令和６年度に向けた和光市の子ども・子育て支援施策について
令和６年 ３月 21 日	**第３回子ども・子育て支援会議** 〇産前産後ケア事業の委託先の拡充について（審議事項） 〇令和５年度第１回和光市子ども・子育て支援会議施設認可部会に付された事項に対する審議結果について（報告） 〇その他

（2）令和６年度

開催日時	内容
令和６年 5 月 15 日	**第１回子ども・子育て支援会議** 〇諮問 〇重点事業における令和 5 年度の進捗について（報告） 〇令和 5 年度実績（数的評価）について（報告） 〇第３期和光市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果について
令和６年 7 月 31 日	**第２回子ども・子育て支援会議** 〇現行計画の自己評価報告 〇アンケート分析結果報告 〇次期計画の骨子素案 〇教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の検討
令和６年 10 月８日	**第３回子ども・子育て支援会議** 〇（仮称）和光市こども計画の素案検討 〇教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
令和６年 11 月８日	**第４回子ども・子育て支援会議（書面会議）** 〇和光市こども計画の素案検討 〇教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
令和６年 12 月９日	**第５回子ども・子育て支援会議** 〇和光市こども計画の素案検討
令和７年 2 月 26 日	**第６回子ども・子育て支援会議** 〇和光市こども計画（案）について 〇和光市こども計画答申について
令和７年 ３月●日	**子ども・子育て支援会議答申**

2．基礎調査、パブリック・コメント等

実施時期	内容
令和６年 ２月	**小中学生対象アンケート調査** 〇小学生対象調査（市内小学校４年生） 〇中学生対象調査（市内中学校１年生） **住民アンケート調査** 〇妊婦調査 〇就学前児童の保護者調査
令和６年５月	**こどもの未来をつくるアンケート①** 〇わこらぼまつり
令和６年８月	**こどもの未来をつくるアンケート②** 〇夏季スポーツ大会
令和６年 ８月	**こどもワークショップ** 〇８月 19 日（月）図書館本館 参加者　小学生２名、高校生１名、大学生３名 〇８月 20 日（火）南児童館 参加者　小学生８名、大学生１名 〇８月 21 日（水）図書館下新倉分館 参加者　小学生 13 名、中学生１名、大学生２名 〇８月 22 日（木）新倉児童館 参加者　小学生 13 名、中学生１名、大学生２名 〇８月 23 日（金）総合児童センターわぴあ 参加者　小学生 16 名、中学生３名、大学生２名、若者１名
令和６年 10 月 ～ 令和７年２月	**若者アンケート調査** 〇18 歳から 20 歳の若者調査（わこ PAY 交付対象者）
令和７年 １月	**和光市こども計画案　こども意見交換会** 〇１月 15 日（水）下新倉児童館　参加者 18 名 〇１月 16 日（水）南児童館　参加者 16 名 〇１月 18 日（土）総合児童センターわぴあ　午前の部　参加者 12 名 午後の部　参加者 10 名 **和光市こども計画案　住民説明会** 〇１月 18 日（土）総合児童センターわぴあ　参加者６名 〇１月 21 日（火）北子育て世代包括支援センター　参加者 13 名 〇１月 22 日（水）南子育て世代包括支援センター　参加者 20 名 **和光市こども計画案　高校生意見交換会** 〇１月 24 日（金）南特別支援学校　参加者４名

実施時期	内容
	※他の各校でも実施予定。
令和７年 １月８日 ～ １月 28 日	**和光市こども計画案　パブリック・コメント**　意見提出者３８名　１２２件 〇和光市こども計画（案） 〇和光市こども計画こども向け概要版（案）
令和７年 １月８日 ～ １月 28 日	**こども意見募集**　意見提出者５６名 〇図書館、公民館、児童館（センター）の計９館にこども意見箱を設置
令和７年 ２月 15 日	**こどもの未来をつくるアンケート③** 〇こどもが行ける場所まつり 2025

■こどもの未来をつくるアンケート■

■こどもワークショップ■

■こども意見交換会■

第６節　和光市子ども・子育て支援会議委員名簿

委嘱期間：令和４年８月１日～令和７年７月 31 日、順不同・敬称略

	条例に基づく委員区分	所属等	氏名	備考
1	子どもの福祉に関し学識経験のある者	東洋大学	森田　明美	委員長
2	子どもの福祉に関し学識経験のある者	一般社団法人 家族・保育デザイン研究所	汐見　和恵	副委員長
3	子どもの保護者	保育園保護者	笠井　亮平	令和６年３月まで
			田川　幸子	令和６年４月から
4	子どもの保護者	幼稚園保護者	川畑　あや香	令和６年 10 月まで
			南平　愛	令和６年 11 月から
5	子どもの保護者	学童クラブ保護者	和井田　泉	令和６年３月まで
			竹内　大	令和６年４月から
6	子どもの保護者	小規模保育事業所保護者	新井　ちなみ	
7	労働者を代表する者	和光商工会（わこう助産院）	伊東　優子	
8	子どもの福祉に関する事業に従事する者	社会福祉法人豊友会 諏訪ひかり保育園	福島　智子	
9	子どもの福祉に関する事業に従事する者	東上地区私立幼稚園協会和光支部 （新倉幼稚園）	大川　朋寛	
10	子どもの福祉に関する事業に従事する者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ さつきのこ学童クラブ	百武　君代	
11	子どもの福祉に関する事業に従事する者	社会福祉法人ことの葉会 ひなた保育園	柳原　和歌子	
12	子どもの福祉に関する事業に従事する者	和光市校長会	髙　徹二	
13	子どもの福祉に関する市内の公共的団体等を代表する者	和光市民生委員児童委員協議会	山西　葉子	
14	子どもの福祉に関する市内の公共的団体等を代表する者	和光市手をつなぐ親の会	新井　悦子	
15	情報の分析及び統計に関し学識経験のある者	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	越智　真奈美	令和６年 10 月まで
			大澤　絵里	令和６年 11 月から
16	公募による市民	一般公募	天野　文	
17	公募による市民	一般公募	酒井　智宏	

■令和６年度第２回会議から　参考人出席

1	こども・若者	青少年相談員	―	令和６年７月から
2	地域福祉の業務に従事する者	和光市社会福祉協議会	塚本　拓	令和６年７月から

第７節　用語の説明

あ行

アウトリーチ型（の支援）

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

育児休業

子を養育する労働者が育児・介護休業法に基づいて取得できる休業のことです。

原則として対象の児童が１歳まで取得できますが、保育所などに入所できない場合に限り、子が１歳６か月まで（再延長で２歳まで）延長することを可能としている。

インターンシップ

学生などの学業についている者が企業や官公庁などで一定期間、就業体験をすること。

か行

核家族

夫婦や親子だけで構成される家族のことで、夫婦とその結婚していないこどもだけの世帯、夫婦のみの世帯や、父親又は母親とその結婚していないこどもだけの世帯のこと。

協働

住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動すること。

合議体

複数人の関係者による協議によって決定される会議や機関のこと。

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

交通安全指導員

交通安全指導員は、学校や保育所・幼稚園などで、園児・児童・生徒等に対して交通安全教育や交通指導等を行う。

こどもの貧困

一定基準を下回る所得の家庭で育つこどもが、栄養バランスの取れた食事ができなかったり、教育の機会が得られない状況に陥ること。

コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。

さ行

ジェンダー

生物学的な性差に付加された「社会的・文化的性差」のこと。

自己肯定感

ありのままの自分を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉のこと。

自己有用感

自分が他者や社会の役に立っていることを認識し、評価する感情を意味する言葉のこと。

指定暑熱避難施設（クールシェルター）

熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、適切な冷房設備が設置されている等一定の基準に適合する、市が指定した施設のこと。

児童虐待

児童に対して身体的虐待（殴る、蹴る等）、性的虐待（裸にさせる等）、心理的虐待（無視する等）、ネグレクト（食事を与えない、病院へ連れて行かない等）の行為をすること。

児童相談所

こどもに関する相談に応じ、問題、ニーズ、状況等を捉え、最も効果的な援助を行い、こどもの福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的とした機関です。都道府県等の機関であり、本市は朝霞児童相談所の管内となる。

児童発達支援センター

児童発達支援センターでは、主に未就学の障害児の発達支援を行っており、地域における中核的役割を担いる。

児童養護施設

保護者のいない児童や虐待されている児童等へ、安定した生活環境を整えるとともに、生活、学習、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行う施設のこと。

情操教育

芸術的、道徳的、宗教的など、社会的価値をもった感情や意志の育成を目的として行われる教育活動のこと。

食育

生きる上での基本として、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

食育コンソーシアム

本市では、市内の企業や事業者、地域団体が一体となり、食と健康を支援する体制づくりに取り組んでいく和光市食育推進コンソーシアムを設置して、市内の食の課題を共有し、食環境整備に取り組んでいる。

新米ママ学級

生後２か月頃のこどもをもつ、はじめてママになった方を対象とした交流会のこと。

スクールガード、スクールガード・リーダー

スクールガード：地域住民や生徒の保護者等のボランティアで、スクールガード・リーダーの指導を受けながら、通学路などの見守り活動を実施すること。

スクールガード・リーダー：各自治体から委嘱された防犯の知識を有する者（警察官 OB や教職員 OB、見守り活動の経験が豊富な方等）で、防犯知識を活かした学校への巡回活動の指導を実施している。

スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るコーディネーターのこと。

スクールゾーン

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の児童が登下校時に集中する小学校周辺の特定地域を児童の安全を確保する重点エリアのこと。

生活習慣病

生活習慣病とは、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒など生活習慣が発症・進行に関与する疾患群で、がん（悪性新生物）、心疾患（狭心症や心筋梗塞などの心臓病）、脳血管疾患（脳梗塞やくも膜下出血などの脳の病）などの病気が含まれる。

性的嗜好

人間の性的行動において、何に性的に惹かれるのかという好みのこと。

セーフティネット

雇用環境や疾病、災害その他の様々な困難による損失が発生した際に、保護や保証を提供する安全策のこと。

た行

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

デート DV

配偶者や交際相手から行われる暴力行為のこと。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付に係る施設として確認した教育・保育施設（幼稚園、保育園等）のこと。ただし、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

な行

ネウボラ

ネウボラとは、出産前から妊娠・出産、子育てまでの一つの窓口で支援を行うフィンランドのサービス。日本では、日本版ネウボラとして、「子育て世代包括支援センター」等の子ども・子育て支援の総合窓口が全国の自治体で順次設置されるようになった。

熱中症特別警戒アラート

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に、気候変動適応法第 19 条第 1 項の規定に基づき、環境大臣が発表するもの。

は行

「早寝早起き朝ごはん」国民運動

家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭やこどもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として企業や地域が一丸となり、こどもの健やかな成長を期して、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るため、全国で展開される国民運動のこと。

伴走型相談支援体制

様々なニーズに対して、必要な時に必要な支援に繋げる切れ目ない支援体制のこと。

ひきこもり

様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には 6 ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。(他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。)

避難行動要支援者名簿

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の身体の状態や住居の状況等について、あらかじめ情報把握及び整理するため、本人の同意により作成される名簿のこと。

ビブリオバトル

発表参加者がおすすめ本を持ち合い、所定の持ち時間で書評した後、発表参加者と観客が一番読みたくなった本を決定する、ゲーム感覚を取り入れた「書評合戦」のこと。

貧困の連鎖

家庭の経済的な困窮による影響が、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生へと連鎖していくこと。

福祉避難所

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の滞在を想定して、要配慮者の円滑な利用の確保、相談・支援体制の整備その他の良好な生活環境の確保が図られた避難所のこと。

フリースクール

不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設等のこと。

プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれ、こども自身が自由な発想と創意工夫で遊びをつくり出していく遊び場のこと。

プレコンセプションケア

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組のこと。

プレパパママ教室

本市では、産前・産後サポート事業として「プレパパママ教室」を行っており、赤ちゃんとの生活に必要な沐浴の実習や子育て支援サービスの情報提供を行っている。

ヘルスサポーター

地域における健康づくりの担い手となって、それぞれのネットワークを活用しながら普及する人のことで、自身や家族の健康づくりのほか、地域での健康づくり活動等の市民ボランティア活動を行っている。

ま行

まちのクールオアシス

夏季外出時に休憩できる冷房の入った一時休息所のこと。

みどりの学校ファーム

学校単位に農園を設置し、心身共に発育段階にある児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることをねらいとした取組のこと。

や行

ヤングケアラー

「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っているこども・若者のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図る機関のこと。

ら行

ライフステージ

進学、就職、結婚、妊娠・出産、子育てなど、人生における様々な変化で区切った、それぞれの段階（ステージ）のこと。

量の見込み

サービス等をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込みの数です。基本的に、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて算出すること。

ロールプレイ

自分とは異なる立場の役割として演じて疑似体験をすることで、様々な視点から課題を把握し、問題解決に向けた力を育成する手法のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人一人が充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択でき、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方のこと。

アルファベット

AED

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators）のこと。

心臓がけいれんを起こして血液を送り出すポンプとしての役割が果たせなくなる心室細動を起こしている状態のときに、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻す器械のこと。

BOSAI フェア

遊びの要素を取り入れた防災プログラムを体験し、防災技術を身につける防災訓練イベントのこと。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービスのこと。

YA

YA とは「Young Adult（ヤングアダルト）」の略で、主に 10 代の中高生を中心とした世代のこと。

表紙デザイン：ペンネーム「ちっか」さん（市内在住高校２年生）
表紙に込めた想い：
　何もない真っ白で大きなキャンバスに絵を描きながら創造される未知の世界観が、こども計画にぴったりだと思って、「こどもたちが絵を描く」ことをメインに構成してみました。安心できる守られた室内で、年齢も性別も異なるこどもたちが自由に遊んでいます。こどもたちは同じ空間にいますが、一人一人違った遊びが広がっています。好きな絵を描くことに夢中になっている子、思いのままに手のひらスタンプをつける子、誰かが描いた線路で遊ぶ子、小さな子と一緒に関わりあっている高校生。大好きな飛行機に夢中になっている子もいます。もしかしたら、サッカーボールで遊んでいた子がさっきまで近くにいたかもしれません。
　私が小さい頃に書いていた鏡文字や、楽しかったことを思い出しながら描いてみました。こどもたちそれぞれの「楽しい」が詰まったこの絵を、ぜひ細かなところまで見ていただけると幸いです。

和光市こども計画

2025～2029

発 行 日：令和７（2025）年３月
発 行 者：和光市
計画期間：令和７（2025）年度から
　　令和 11（2029）年度まで
担 当 課：和光市子どもあんしん部子ども家庭支援課